

横手市景観計画

「山と川、豊かな自然と歴史あふれる景観を、
守り、育て、つなげる田園都市」を目指して



令和8年8月 第4版
横 手 市

【目 次】

第1章	景観計画の策定について	1
1.	景観計画策定の背景	2
2.	景観計画の概要	3
3.	横手市景観計画の目的・位置づけ	6
第2章	景観の現況と課題	7
1.	横手市の概況	8
2.	景観資源の整理	9
3.	景観に関する市民意向	15
4.	景観形成の課題	16
第3章	景観計画の区域	21
1.	景観計画区域	22
2.	景観重点地区	22
第4章	目指すべき将来像、景観形成の方向性	23
1.	目指すべき将来像	24
2.	景観形成の方向性	25
3.	将来像図	26
第5章	景観形成の基本方針	27
1.	ゾーン別景観形成の基本方針	28
2.	軸別景観形成の基本方針	31
3.	拠点別景観形成の基本方針	35
第6章	行為の制限に関する事項（景観重点地区を除く市全域）	37
1.	届出対象行為	38
2.	景観づくりの基準	41
第7章	景観重点地区に関する事項	57
1.	景観重点地区の指定	58
2.	羽黒町・上内町地区	59
3.	増田地区	62
第8章	景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針	65
1.	景観重要建造物と景観重要樹木の指定の考え方	66
2.	景観重要建造物の指定の方針	66
3.	景観重要樹木の指定の方針	66
第9章	その他の景観形成に関する事項	67
1.	屋外広告物に関する事項	68
2.	景観重要公共施設の整備に関する事項	69
3.	景観農業振興地域に関する事項	70
4.	その他景観形成に関する事項	70

第10章 良好な景観づくりに向けて.....	71
1. 市民・事業者・行政の役割	72
2. 推進体制の確立.....	73
3. 市民・事業者が主体となった景観づくりの促進	74
4. 市民が主体となった景観まちづくり組織の設立と活動に対する支援	75
第11章 資料編	77
1. 策定体制	78
2. 策定の経緯.....	81
3. 横手市景観まちづくりアンケート調査の概要	82

第1章 景観計画の策定について



紅葉に映える横手城(横手地域)

1. 景観計画策定の背景

横手市は、東の奥羽山脈、西の出羽丘陵に囲まれた横手盆地の中央に位置し、奥羽山系に源を発する成瀬川と皆瀬川が合流する雄物川及び横手川が貫流し、豊かな水と肥沃な土壌により、美しい田園景観が形成されています。また市内には、史跡や社寺、趣のある建物などの歴史資源が多く見られ、市民の生活の営みの中で形成される景観と一体となり、特徴的な景観が形成されています。

横手地域においては、昭和61年に、「山と川のある町」の恵まれた自然及び街並みを保全し、及び創造するため、うるおいのあるまちづくりに関する必要な事項を定めた「横手市山と川のある景観のまちづくり条例」を制定し、全市的な景観の保全・創造に取り組んできました。横手地域の羽黒町・上内町地区や駅南地区においては、条例に基づくまちづくり委員会が組織され、市長との間で「まちづくり申し合わせ事項」を締結し、独自のまちづくりのルールによるまちづくりを進めてきました。また、平成4年には、「うるおいのあるまちづくり推進要綱」を施行し、開発行為や大規模な建築行為についてのルールを定め、景観に配慮したまちづくりに取り組んできましたが、近年は、市街地縁辺部の開発や市民の高齢化による維持管理の困難などから、一部の貴重な景観が失われてきています。

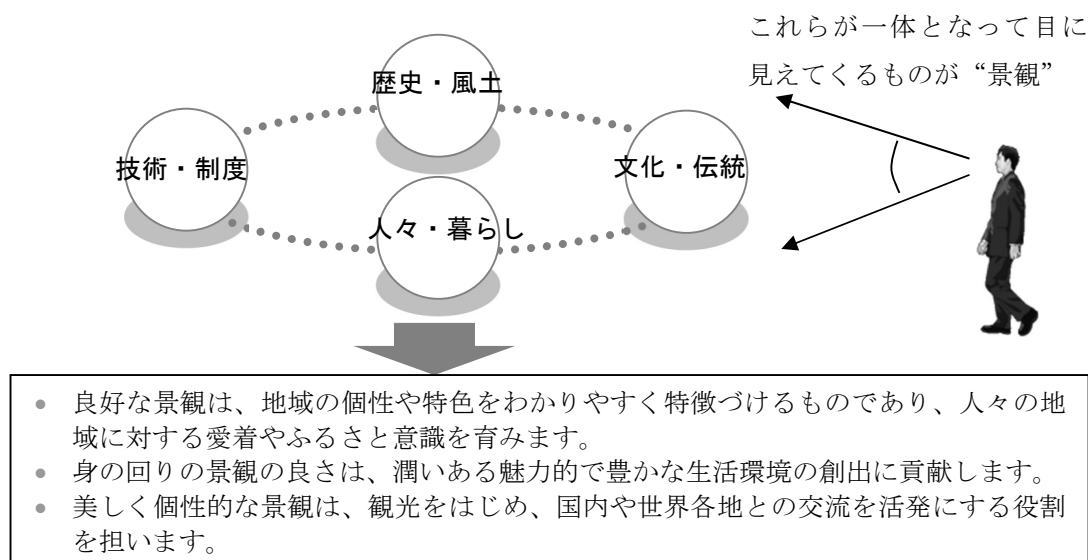
合併により新横手市が誕生した平成17年には、景観に関する全国的な意識の高まりを背景として、日本で初めての景観に関する総合的な法律である景観法が全面施行され、景観行政団体になることで、景観法に基づき地域の実情に応じた景観形成の規制・誘導などの景観施策を行うことができるようになりました。

横手市は平成21年10月に景観行政団体となっており、地域の実情に応じた景観形成をこれまでの取り組みも踏まえて進めていくため、その基本的な考え方となる景観計画を策定することとしました。

2. 景観計画の概要

(1) “景観” とは

景観は、それぞれの地域ごとの歴史、地勢や生態系などの風土、文化や伝統、私たち一人ひとりの暮らしや経済活動等と、技術の進歩や法律などが背景となってつくられるものです。



参考資料：「市民景観まちづくりリーフレット」国土交通省

(2) 景観計画とは

景観計画は、平成17年6月に全面施行された景観法の第8条に基づいて「景観行政団体」が定める、景観行政を進める基本的な計画で、景観づくりに係わる方針や基準等をまとめたものです。

「景観行政団体」とは、都道府県や政令指定都市、中核市、その他県との協議のうえ景観行政事務を行う市町村をいい、横手市は平成21年10月に景観行政団体となっています。

景観行政団体は、景観計画を策定し、地域の実情に応じた景観形成の規制や誘導ができます。

(3) 景観計画の役割

景観計画は、都市や地域の景観形成を進める基本となるもので、市民、事業者の合意を得ながらまとめていきます。地域の特性に基づき、届出、勧告を基本とする緩やかな規制誘導や、建築物、工作物のデザインなどのルールづくりによる積極的な景観形成の誘導などの項目を必要に応じて選び、定めることができます。

参考：景観法の概要

資料：「景観法の概要」国土交通省都市・地域整備局都市計画課(H17.9)などから抜粋

【景観法とは】

都市や農山漁村等における良好な景観の形成を進めるための規制や誘導、支援などのツールを盛り込んだ総合的な法律で、平成16年6月に制定されました。

【景観法の特徴】

- 基本理念等基本法の性格と景観計画、景観整備機構等具体的な規制や支援措置が定められていること。
- 都市部だけでなく農村部、自然公園等も対象としていること。
- 地域の個性が反映できるよう、条例で規制内容を柔軟に決めることができること。
- 景観計画区域の変更命令等いざというときに強制力を発揮できる措置を付与していること。
- 景観計画区域の策定の提案等NPOや住民の参加がしやすいように措置していること。
- 景観地区等において建築物や工作物の形態意匠に係る認定制度が創設されたこと。
- 景観協議会、景観協定等ソフトな手法による景観整備・保全手法を設けていること。
- 景観重要建造物に関する建築基準法の規制緩和、予算、税制など景観整備・保全のための支援措置が併せて講じられていること。

【景観法の対象地域のイメージ】

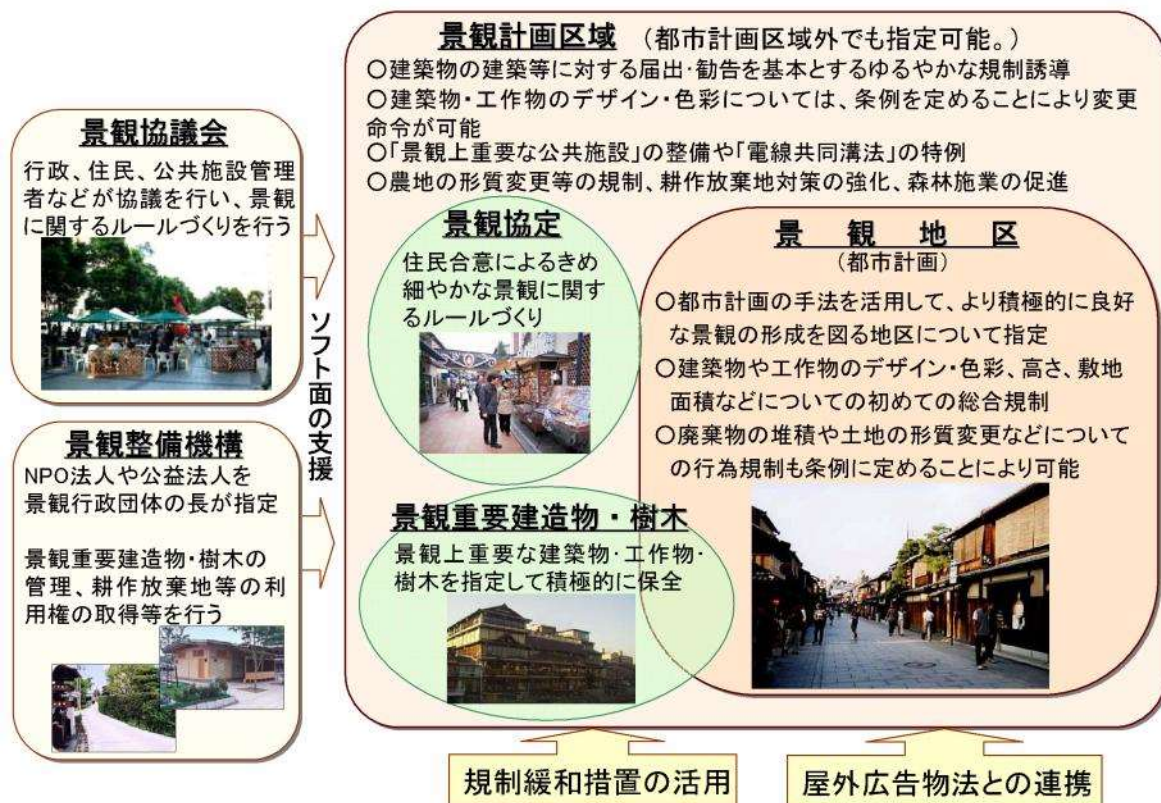


【景観行政団体とは】

景観法に基づく景観施策を行う自治体です。都道府県、政令市、中核市（県内では、県と秋田市の2団体）は、景観法の定めにより法施行と同時に景観行政団体となり、その他の市町村は、都道府県知事との協議のもとに景観行政団体となることができます。

景観行政団体になれば、景観計画を作り、地域の実情に応じた景観形成の規制や誘導ができます。また、国の補助を受けて景観上重要な建物や樹木の買取や修繕などが行えます。その他にも、屋外広告物条例を作るなど、さまざまな景観法のツールが活用できます。

【景観法における制度等】



【景観計画の概要】

景観計画

景観行政団体が、景観行政を進める場として定める基本的な計画

- 景観行政団体が策定し、**区域や一定の行為に対する届出・勧告の基準等を定める**
- 届出・勧告対象の行為は、**条例で付加・除外どちらも可能**
- **棚田の保全や耕作放棄対策など農山漁村の良好な景観の形成を図るためのツールも整備**
- 景観重要公共施設として道路や河川を位置付け、景観に配慮した整備や景観の視点を加味した占用許可が可能

良好な景観の形成に関する事項を横断的かつ一体的に定めることが可能

また、景観重要建造物、景観重要樹木、景観協議会、景観協定等の規制誘導の仕組み、住民参加の仕組み等の**景観法に基づく措置は、景観計画区域内を対象**

【景観計画に定める事項】

必須事項

- 景観計画区域
- 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針
（当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。）

努力義務

- 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

選択事項

- 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
- 景観重要公共施設の整備に関する事項
- 景観重要公共施設の占用等の基準
- 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
- 自然公園法の許可の基準

○景観計画の図書

土地に関し権利を有する者が、**自己の権利に係る土地が景観計画区域に含まれるかどうかを容易に判断することができるよう、景観行政団体が定める方法により表示する図面**

（※原則として縮尺2,500分の1程度）

景観は、建築物、工作物のみならず、屋外広告物、公共施設、農地、森林、自然公園等の様々な事物が横断的にかかわってなされるもの

良好な景観の形成の推進のためには、これらの全てを**景観計画において一体的に位置付け、調和のとれた推進を図ることが有効**

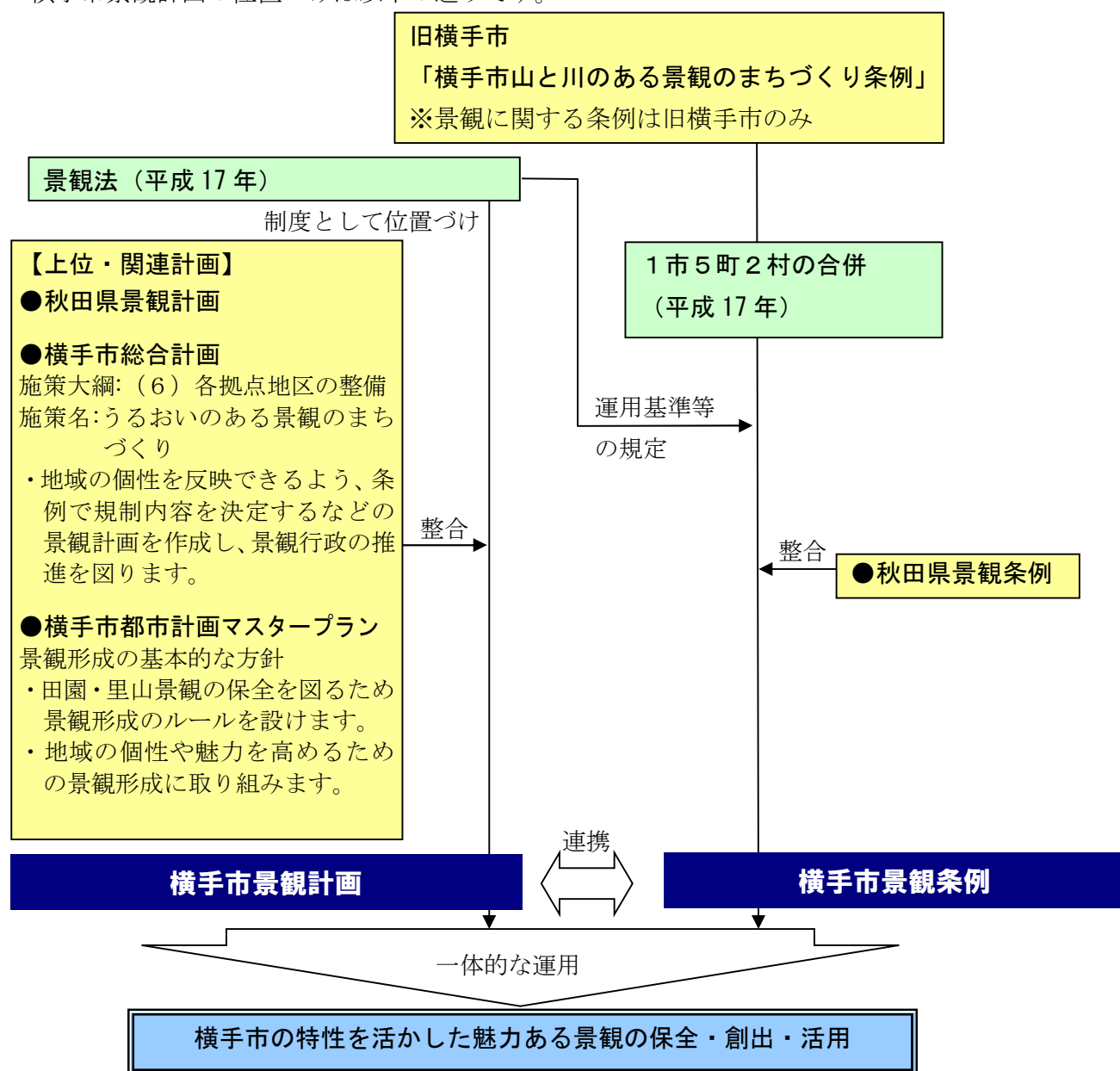
3. 横手市景観計画の目的・位置づけ

(1) 目的

横手市景観計画は、横手市の景観形成の総合的な指針となる計画として、市全体を対象とした良好な景観形成に関する基本的な考え方や方針及び基準等を明らかにすることで、市民・事業者・行政の協働により、地域特性やこれまで培ってきた歴史・文化を踏まえた、美しい田園景観やそれと調和した街並み景観の形成を実現することを目的としています。

(2) 位置づけ

横手市景観計画の位置づけは以下の通りです。



第2章 景観の現況と課題



琵琶沼(平鹿地域)



新緑の山内黒沼(山内地域)

1. 横手市の概況

横手市は、秋田県の県南地域に位置し、県内第2の人口規模を有する都市です。市域は、東西45.4km、南北35.2kmに広がり、総面積は693.04km²となっており、東に奥羽山脈、西に出羽丘陵の山々を要し、中央部には横手盆地の平野が広がっています。

市の基幹産業は農業であり、その生産基盤となる田園地帯が横手盆地に、そして東西の丘陵地には果樹園が広がっています。

気候は、日本海側地域特有の夏は比較的高温多湿、冬は低温多雪で、盆地であることから一日の気温格差が大きく、風はあまり強くないという特徴があります。特に横手盆地は全国有数の豪雪地帯として知られており、「かまくら」は横手市の冬を代表する伝統行事となっています。

市内を通るJR奥羽本線・北上線によって秋田・東北両新幹線の利用が可能で、約4時間で首都東京と結ばれています。また、国道13号と国道107号が横手地域内で交差し、平成9年には秋田自動車道が東北自動車道と接続され、秋田市・北上市ともに45分で結んでいます。さらには、横手ジャンクションを介して湯沢横手道路(将来、東北中央自動車道)が秋田自動車道と交差しているほか、国道342号と397号が東に走り岩手県一関市・奥州市方面と結ばれており、横手市は県下でも有数の交通の要衝になっています。

横手市には、市内全域には多くの遺跡が点在し、およそ1万4千年前の旧石器時代から、人びとの暮らしが営まれてきたことを伝えています。現在のような田園風景は、奈良時代に律令国家がこの地に平鹿郡を造ったことにより、その基礎が確立されました。平安時代には、奥州藤原氏の平泉文化へと連なる、後三年の合戦(役)(1083~87年)がこの地域を舞台に繰り広げられ、その史跡や伝説が多く遺されています。中世以後の横手は小野寺氏が治め、江戸時代には横手に秋田藩の城代が置かれ、常に県南の中心地域として発展してきました。明治以降は幾多の町村合併を経て、平成17年10月1日に、横手市・増田町・平鹿町・雄物川町・大森町・十文字町・山内村・大雄村の8市町村の合併により、秋田県で第2の都市となりました。

人口については、国勢調査でみると、横手市の人口は昭和55年以降減少傾向にあり、平成22年の人口は98,367人で、平成17年と比較して約5%、約5千人の減少となっています。また、少子高齢化が進行しており、横手市における65歳以上の高齢者割合は、県平均を若干上回っています。

■位置図



■人口の推移



2. 景観資源の整理

(1) 自然系景観資源

自然系景観資源とは、山・河川・湖沼・滝・緑地・農地などの基本的な景観の骨格を形づくり、地域特性に多大な影響を与える自然系資源を言います。

横手盆地の中央に位置する横手市は、東の奥羽山脈、西の出羽丘陵の山々に囲まれており、奥羽山系に源を発する成瀬川と皆瀬川が合流した雄物川及び横手川が貫流しています。そして、山麓に広がる果樹園や盆地に広がる広大な農地とともに、美しい田園景観を醸し出しています。丘陵地に整備された横手公園・金沢公園・大森公園・真人公園などは、周囲の自然と調和して美しい自然景観の創出に寄与しているとともに、平野部の美しい田園景観を眺望することができます。

また、南西の方角に見える鳥海山の眺めは、市民に親しまれる景観となっています。

市内には河川のほか、湧水地や池沼なども多く、美しい水辺の景観も多くあります。雄滝・雌滝・不動の滝などの滝もあり、横手市で唯一名勝として文化財に指定されている景勝地、滝ノ沢では、コケに覆われた岩棚を高さ5メートル、幅10メートルの滝が白糸のように流れ落ち、滝に垂れた樹皮が四季に趣を添えます。湧水地の自然をそのまま生かした白藤清水自然公園なども整備されています。

このほか、天然記念物に指定されている浅舞のケヤキ、八沢木の銀杏の木台の大銀杏、筏の大杉なども美しい自然景観形成に寄与しています。



■田園と山並み（増田地域）



■横手川（横手地域）



■大松川ダム（山内地域）

然系景観資源図

凡例

- 河川
- 湖・池・沼・滝
- 緑の景面
- 線
- 点
- 眺望
- 山林
- 農地

(2) 歴史・文化系景観資源

歴史・文化系景観資源とは、遺跡・建築物・伝統芸能・寺社・古道・集落など、自然状況等を踏まえた、過去の社会・経済やまちづくりの状況等の歴史的な流れを伝えてくれる歴史・文化系資源を言います。

旧石器時代から人々の暮らしが営まれてきた横手市には、国指定の文化財である波宇志別神社神楽殿、大鳥井山遺跡をはじめ、多くの歴史・文化的景観資源があります。奥州藤原氏の平泉文化へと連なる後三年の合戦（役）は、この地域を舞台として繰り広げられ、関連する多くの史跡や施設があります。また、明治に作られた旧日新館や赤レンガ蔵などもあります。

このような歴史を今に伝える街並みも多く残っています。例えば、横手地域の羽黒町・上内町地区では、昭和62年に「横手市山と川のある景観のまちづくり条例」に基づく「まちづくり申し合わせ事項」が締結され、住民主体の景観づくりが進められ、平成13年まで実施された「街なみ環境整備事業」により街並みが整備され、かつての武家町の趣きが残っています。

増田地域の増田地区では、内蔵を含む街並みが歴史的景観として残っているほか、各地域においても、古くから知られている神社・仏閣などが存在し、歴史の趣きを感じることができます。

特に、増田地区では市街地の一部が平成25年12月に文化庁から重要伝統的建造物群保存地区に選定され、その後、平成26年9月には、保存地区とその周辺地域の住民たちがまちづくり協定を締結し、住民主導による景観形成の気運が高まっています。

また、水神様をまつる小正月行事として約400年以上の歴史があると言われる「かまくら」は、横手市の冬を代表する景観を創出し、市の内外から多くの観光客が訪れています。



■増田地区の街並み（増田地域）



■羽黒町・上内町地区の街並み（横手地域）



■赤レンガ蔵（大森地域）

歴史・文化系景観資源図

凡例

- 城跡・神社・墓
- 寺跡・古墳・墓
- 史跡・建造物
- 歴史的建造物
- 公園・庭園
- 文化施設
- 動植物
- 街並

(3) 都市系景観資源

都市系景観資源とは、大規模建築物・橋・道路・住宅地・工業団地など現在の産業、文化、生活を反映する土地利用、交通網、建築物等の都市系資源を言います。

横手市には、都市景観形成にも大きく関連する都市の骨格となる幹線道路として、国道13号や107号、県道の横手大森大内線、湯沢雄物川大曲線、野崎十文字線、広域農道である雄平フルーツラインなどのほか、高速道路である秋田自動車道と湯沢横手道路が通っており、横手インターチェンジと十文字インターチェンジがあります。また、市役所本庁舎前を通る富士見大通りは、横手市のイメージを形成する重要な軸として、良好な沿道景観を形成しています。

鉄道はＪＲ奥羽本線と北上線が通っていますが、その結節点となるＪＲ横手駅が平成23年にリニューアルされ、駅周辺を中心とした市街地のシンボリックな景観となっています。このほか横手地域には、大規模な公共公益施設として市役所本庁舎・かまくら館・Ｙ²（わいわい）ぷらざ・市民会館・病院などが集積しており、景観形成に大きな役割を果たしています。



■国道13号（横手地域）



■富士見大通り（横手地域）



■かまくら館（横手地域）

凡例

- 公共公益施設
- レクリエーション施設
- 並木・遊歩道

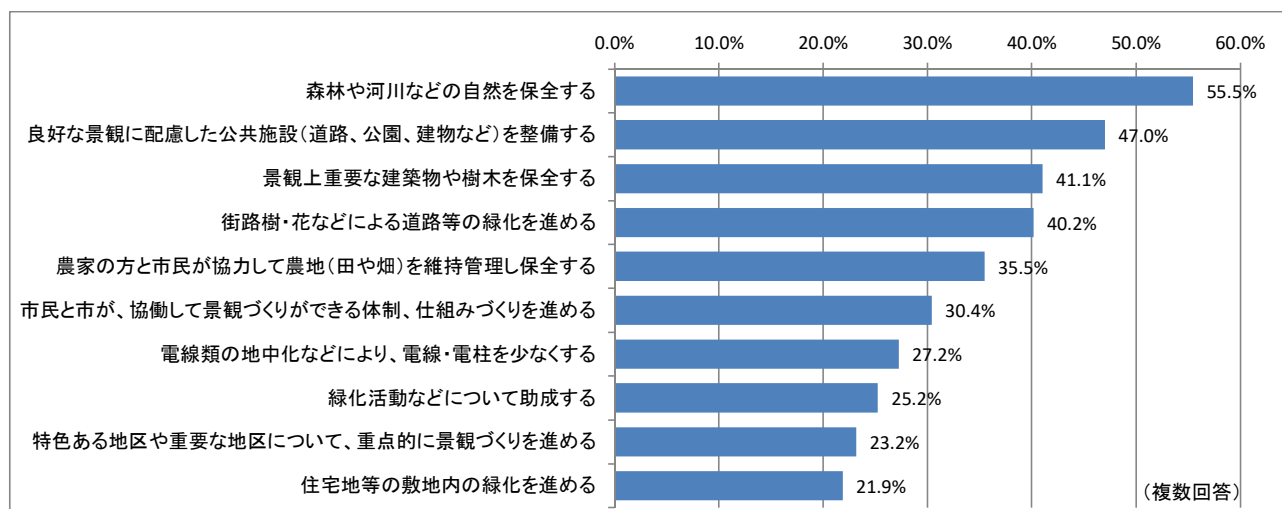
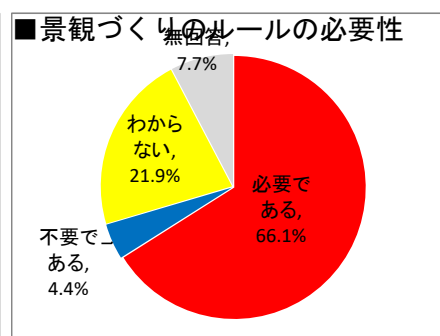
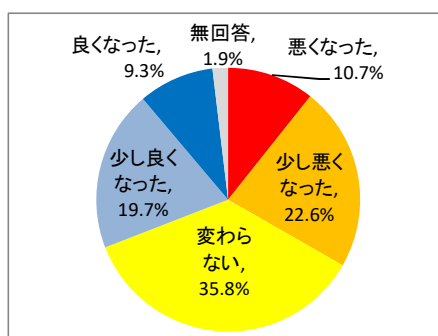
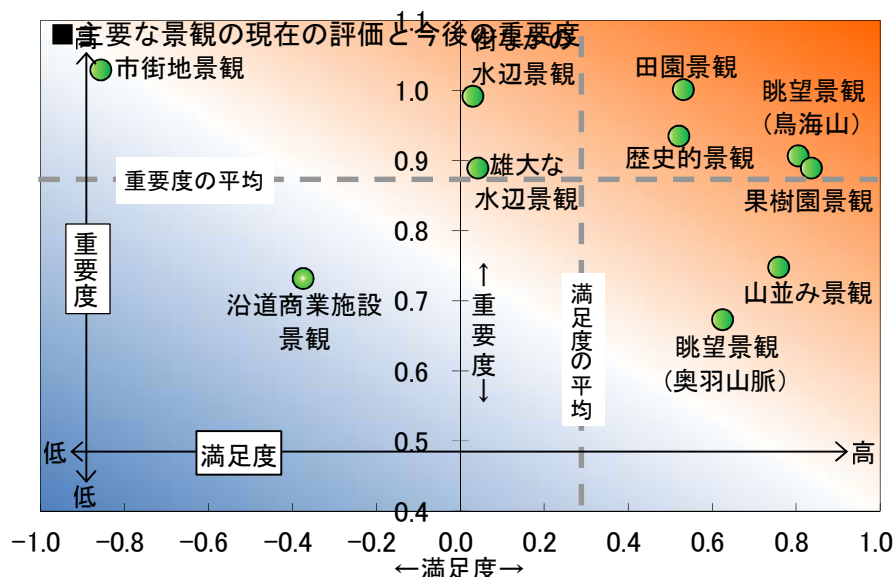
■ 都市系景観資源図

3. 景観に関する市民意向

平成22年に20歳以上の市民3,000名を対象に実施した「横手市景観まちづくりアンケート調査」では、「田園景観」「歴史的景観」「眺望景観（鳥海山）」「果樹園景観」などの自然的景観については、現在の評価、今後の重要度ともに高い傾向にあります。「市街地景観」については、現在の評価は低いものの、今後の重要度が高くなっています。

そして、回答者の約3分の1が身の回りの景観が10年前と比べて「悪くなった」あるいは「少し悪くなった」と回答しており、約3分の2が「景観づくりのルールが必要」と回答しています。さらに、景観づくりのルール以外に、良好な景観づくりのために必要な施策として「森林や河川などの自然を保全する」「良好な景観に配慮した公共施設を整備する」「景観上重要な建築物や樹木を保全する」などが多く挙げられています。

（アンケートの詳細については資料編をご確認ください）



4. 景観形成の課題

(1) 自然景観に関する課題

①奥羽山脈などの山並み、雄物川水系などの「山と川」の景観の保全

- ・東の奥羽山脈、西の出羽丘陵の一部でもあり、ブナの天然林などの貴重な自然環境が広がる保呂羽山などの県自然環境保全地域がある山林地域は、多様な生き物の生息環境であるとともに、成瀬川や皆瀬川、横手川などの水源地、稜線として横手市の骨格となる景観を形成するなど多様な役割を果たしています。アンケート調査でも、今後の重要な取り組みとして「山林や河川などの自然を保全する」が最も高くなっていることから、自然景観を形成する山林、河川などの自然環境の保全が求められます。
- ・市街地の周辺には、コナラ群落、スギ植林などの里山が広がっていますが、生活様式の変化などから手入れされない山林の増加が懸念されます。アンケート調査でも荒廃した山林が景観の課題として挙げられています。今後も人口減少、高齢化が進む中で、里山保全のための適切な維持管理が必要です。

②眺望景観の保全

- ・横手盆地の中央に位置し、東の奥羽山脈、西の出羽丘陵の山々に囲まれている横手市では、これら山々の眺望や、東西の丘陵地から眺める横手盆地の眺望が、市民からも評価を受ける良好な景観となっています。代表的なものとして、横手盆地から眺める鳥海山、焼石岳、奥羽山脈、逆に、雄平フルーツラインや三森山などの丘陵地、横手公園、雄川荘、えがおの丘などの丘陵地にある施設から望む雄物川、市街地・農地などの眺望があります。特に鳥海山や雄物川は市内の多くの校歌でも歌われている要素であり、景観的なシンボルであるといえます。これらの眺望景観を保全するための取り組みが求められます。

③農村景観の保全と景観的な視点からの遊休農地対策

- ・横手市の面積の約30%が農用地となっており、米やりんごなどの栽培が盛んです。しかし、担い手の減少などにより経営耕地面積が減少傾向にあり、遊休農地の増加などが懸念されます。アンケート調査でも、田園や果樹園の景観が評価されている一方で、利用されていない農地や果樹園が「良くない景観」として挙げられ、手入れのされていない農地や果樹園が増えることで、身の回りの景観が「悪くなった」と感じています。農業従事者の高齢化や担い手不足により、今後も景観の悪化が懸念されることから、農地の適切な維持管理による保全が求められます。

④屋外広告物などの工作物による田園景観の阻害

- ・幹線道路の沿道には、屋外広告物の掲出とともに、遊休農地に置かれた資材などがあり、また、周囲の景観に馴染まない工作物の立地、土地利用により田園景観が損なわれているところが見受けられます。そのため、道路、鉄道などの沿線における広告物や土地利用に関する景観誘導が求められます。

(2) 歴史・文化景観に関する課題

①歴史的な建物・樹木の保全

- ・横手地域の羽黒町・上内町地区の街並みや増田地域増田地区の内蔵を含む街並みなどや、伝統的な建築様式による住宅、地域のランドマークとなっている古木・大木などが散見されます。アンケート調査でも、景観づくりルールの設定に必要な取り組みについて「歴史的な建築物の保全」が最も多く、今後重要となる施策としても「景観上重要な建築物や樹木の保全」があげられており、市民の関心が高いといえます。このような横手市の歴史・文化を伝える歴史的な建築物、樹木の保全が求められます。

②観光客の増加につながる景観の形成

- ・横手市の人口が減少する中、観光客などの交流人口は増加傾向にあります。今後、地域の活力の維持・向上を図る上では、交流人口の拡大が重要な要素となります。かまくら・ぼんでん・送り盆まつりなどの伝統行事、横手地域の羽黒町・上内町地区の街並みや増田地域増田地区の内蔵を含む街並みなど歴史的な街並みの保全とともに、観光資源などとの調和のとれた良好な景観形成が求められます。

③景観的に問題のある空き家の現状

- ・横手市の人口は減少傾向にあり、市内には多くの空き家があり、今後も増加が懸念されます。アンケート調査でも、身の回りの景観が「悪くなった」と感じることで、「老朽した住宅、空き家など」が最も高い値を示しており、景観的な対策が求められます。

(3) 都市景観に関する課題

①商業などの活力との調和の取れた景観形成

- ・各地域の市街地は、商業・業務施設や住宅など用途の異なる建物が混在しています。市内の商業事業所数は年々減少傾向にあり、空き店舗も増加しています。アンケート調査でも商店街の空き店舗が増えることが景観の問題として挙げられています。
- ・市の玄関口である横手駅周辺や市街地内には、商業・業務施設が立地していますが、建築物や広告物の高さや色彩・デザインなども様々であり、統一感のない市街地景観が形成されており、商業・業務の賑わいと調和の取れた景観づくりが求められます。
- ・インターチェンジ周辺などの郊外部においては、大規模小売店舗が立地し、建物や広告物の色彩など周囲の景観と調和しないものも見られることから、景観的な対策が求められます。

②民間の景観形成を誘導する公共公益施設の景観的な配慮

- ・民間の景観形成を誘導する上で、先導的な役割を担う公共公益施設における取り組みは重要であると考えられます。一部の公共公益施設においては、形態や色彩など景観的な配慮がすでに見られることから、全市的に継続的な取り組みが求められます。

③街なかの緑や水辺の保全

- ・道路沿いや公園などの花壇や桜並木、ため池や河川などの身近な緑や水辺に対する景観的な評価が高いことから、今後とも市民や事業所の参加による維持管理に取り組み、彩りとうるおいのある景観の保全が求められます。

④景観に対する意識の啓発

- ・「横手市景観まちづくりアンケート調査」では、景観に関する活動参加状況については、「自分の家や事業所を緑化」「身近な美化活動」についてはすでに活動している方が多くなっています。しかし、「歴史的な建物や緑を守る活動に参加」「イベントに参加し身近な景観を知る」「公園整備などを検討する場に参加」などについては、今後も活動したいと思わないという割合が高く、活動の内容によっては活動意欲が低い傾向にあります。
- ・また、同調査では、景観づくりルールについては、60%以上の方が必要であると認識しています。景観に関するルールが適用される場合に協力できることとしては「敷地の緑化」の割合は高いものの、「建物の高さやデザイン」などの項目については消極的であり、良好な景観形成に向けた意識の啓発と主体的な取り組みが求められます。

市全体に関する課題

- 自然景観に関する課題
 - ・ 自然景観（水田、果樹園など）の増加
 - ・ 遊休農地（水田、果樹園など）の緑の保全、維持管理
 - ・ 桜並木や花畑などの緑の保全、維持管理
 - ・ 自然景観を損ねる道路沿いの等の広告物の立地
- 歴史・文化景観に関する課題
 - ・ 古木、大木の保全
 - ・ 歴史的な建築物などの保全
 - ・ 伝統行事の背景となる景観の保全
 - ・ 空き家の増加
- 都市景観に関する課題
 - ・ 空き店舗の増加
 - ・ 都市景観を損ねる大規模小売店舗の立地
 - ・ 公共施設施設の景観的な配慮
 - ・ 緑化や水辺景観保全の推進
 - ・ 景観に関する市民・事業者の主体的な取り組み

第3章 景観計画の区域



たいゆう緑花園の花のパノラマ(大雄地域)

1. 景観計画区域

横手市は、豊かな自然、歴史的街並みなどの良好な景観を創出する資源を市全域に有しており、平成17年の合併以降、これらの資源を活用した「横手市山と川のある景観のまちづくり条例」に基づく景観づくりを、市全域を対象として進めてきました。

また、市民の景観に対する関心は高く、平成22年に実施したアンケートでは多くの市民から景観づくりのルールが求められています。

これらを踏まえて、横手市においては、これからも市全域にわたり、まちづくりの主役である市民や事業者と行政との協働のもと、良好な景観づくりに取り組んでいく必要があります。

そのため、横手市の景観づくりの基本となる本計画の対象となる景観計画区域を「横手市全域」とします。



2. 景観重点地区

景観計画区域の中で、特に重点的に景観形成を図る必要のある地区を景観重点地区として指定し、より積極的な景観づくりを図っていきます。詳しくは「第7章 景観重点地区に関する事項」を参照してください。

第4章 目指すべき将来像、景観形成の方向性



金峰山から横手盆地を望む(雄物川地域)

1. 目指すべき将来像

(1) 基本理念

横手市は、東に奥羽山脈、西に出羽丘陵と山々に囲まれた横手盆地の中央に位置しており、雄物川・皆瀬川・成瀬川・横手川などの河川が流れ込む平野部には農地が広がり、山麓には広大な果樹園が見られます。このような豊かな自然が美しい景観を創出しており、これらの自然景観と調和した鳥海山の眺めは、多くの市民に愛され親しまれる景観となっています。

奥州藤原氏の平泉文化へと連なる後三年合戦の舞台ともなった横手市は、多くの歴史的・文化的資源を有しています。市街地には、横手市の歴史を今に伝える横手城跡、横手地域の羽黒町・上内町地区の武家町の面影を残す街並みや増田地域増田地区の内蔵を含む街並みなどの歴史的な景観も残っています。また、富士見大通りなどにおいては、良好な都市景観の形成が進められており、かまくら館や秋田ふるさと村などは、周辺との調和に配慮した地域のシンボリックな景観を形成しています。丘陵地には大森リゾート村などの周囲の景観と調和したレクリエーション施設などが整備されており、特に大森公園・真人公園・金沢公園・えがおの丘などからは、山並みを背景に、田園と果樹園に包まれた市街地が広がる美しい横手盆地を眺望することができます。

これらの要素が、横手市に暮らす人々にとっての原風景であり重要な景観資源となっています。この雄大な田園都市的な景観は住む人や訪れる人にやすらぎを与える重要な要素にもなっています。

こうした景観は、横手市の豊かな自然環境を背景に、先人の努力、創意工夫により形成されてきたものであり、後世に継承していくことが市民・事業者・行政の責務であると考えます。景観を守り、育てていく人材を育成しながら、協働により次の世代へと良好な景観をつなげていくことを基本理念とします。

(2) 目指すべき将来像

上記に示した基本理念に基づき、目指すべき景観形成の将来像を以下のように設定します。

**山と川、豊かな自然と歴史あふれる景観を、
守り、育て、つなげる田園都市**

2. 景観形成の方向性

将来像にふさわしい景観形成の方向性を以下のように設定します。

（１）自然景観形成の方向性

横手市は、東西に位置する奥羽山脈と出羽丘陵の山並み、雄物川・皆瀬川・横手川などの水辺、市街地周辺に広がる田園・果樹園や里山などによる美しい自然景観を有しています。また、鳥海山の眺望は、多くの市民に愛され親しまれている景観的シンボルとなっています。

したがって、これらの美しい自然景観を継承していくため、無秩序な開発を抑制し、山林や河川、農地などの適正な保全に努めます。また、建築物の建築や宅地開発においては、自然景観との調和を図り、周辺の山々からの眺望にも配慮した市街地や周囲の田園などと調和した集落の景観形成を図ります。

（２）歴史・文化景観形成の方向性

横手市は、古代から多くの有力な豪族の本拠地であり、平安時代には後三年合戦の舞台ともなりました。この合戦は、世界文化遺産に登録された奥州藤原氏の平泉文化へと連なるものであり、こうした地域の歴史や文化を伝える豊かな資源を保全し、活用しながら地域固有の景観形成を図ります。

特に固有の歴史・文化的資源が豊富で、個性的な街並みが残る地区においては、歴史的建造物や統一感のある街並みの連続性を保全します。そして、これらと調和した建築物の誘導などにより、個性ある美しい街並み景観づくりに努めます。

（３）都市景観形成の方向性

市街地においては、伝統的建造物やシンボルとなる樹木、水辺などの地域固有の景観資源を保全し適正に活用するとともに、公園・寺社・通り・住宅・事業所・駐車場・空き地などにおける積極的な緑化などにより、周辺景観と調和したうるおいとやすらぎが感じられる景観づくりに努めます。

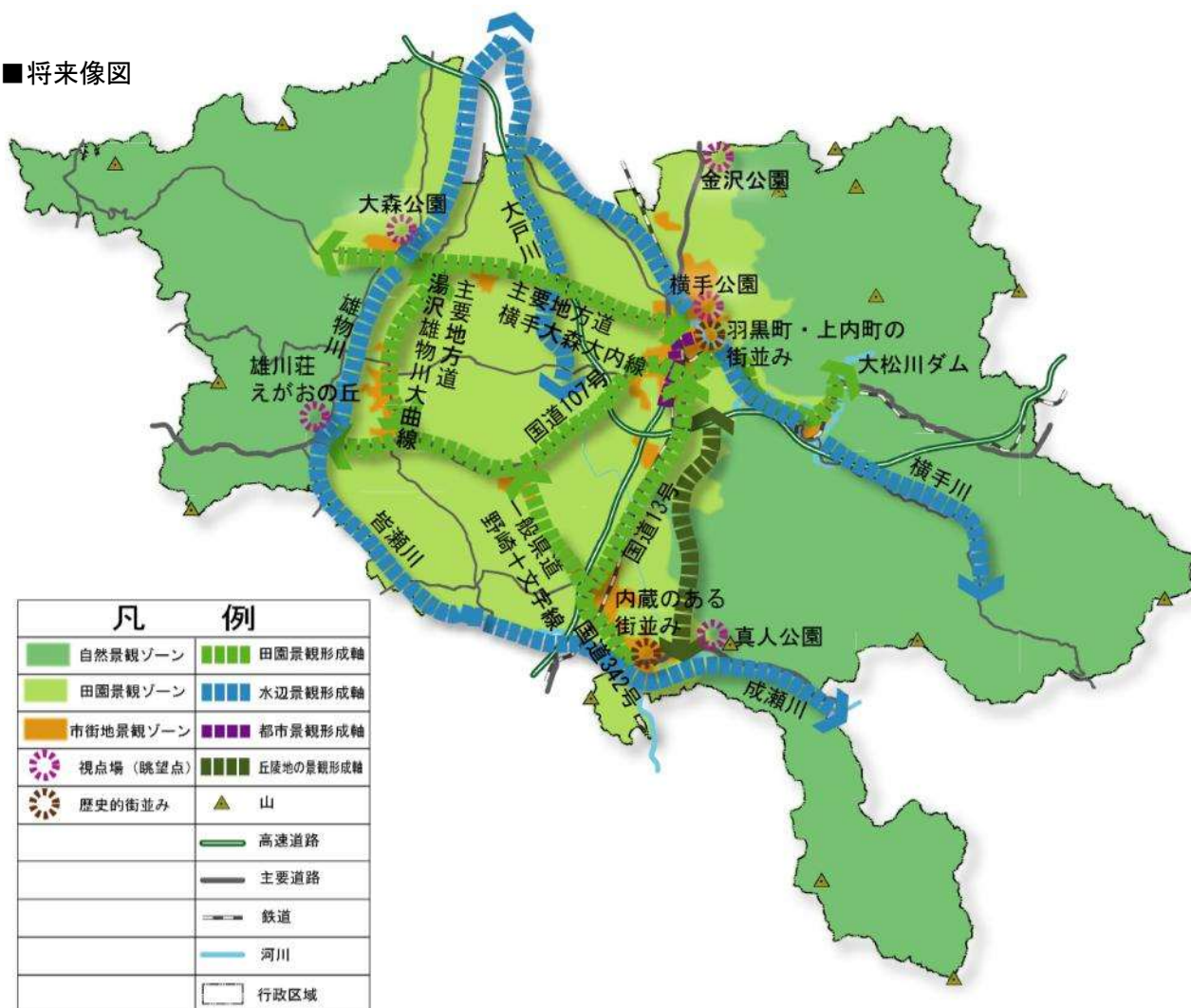
特に市の玄関口であり、魅力的な住宅や都市サービスを提供する横手駅周辺などの市街地では、建築物・工作物・屋外広告物・案内標識などに統一感をもたせ、にぎわいのある美しい街並みの形成に努めます。

また、国道13号や107号などの都市の骨格となる幹線道路沿道やインターチェンジの周辺では、統一感のある街路樹や街路灯の整備、案内標識の整備、沿道の建築物等の適正な誘導に努め、特に富士見大通り沿道は、周辺との調和に配慮した落ち着いた色調を誘導するなど快適な道路景観づくりに努めます。

3. 将来像図

目指すべき将来像及び景観形成の方向性に基づく将来像図を、土地利用や景観資源の分布などを踏まえて以下のように設定します。

■ 将来像図



- ゾーン
- 自然景観ゾーン**：奥羽山脈と出羽丘陵の山並みなどが良好な自然景観を創出するゾーン
 - 田園景観ゾーン**：横手盆地に広がる農地が良好な田園景観を創出するゾーン
 - 市街地景観ゾーン**：地域の魅力を向上させる良好な市街地景観を創出するゾーン
- 景観形成軸
- 田園景観形成軸**：周囲の良好な田園景観と調和した良好な沿道景観を創出する軸
 - 水辺景観形成軸**：市内を流れる主要な河川が良好な水辺景観を創出する軸
 - 都市景観形成軸**：横手市中心部のイメージとなる良好な沿道景観を創出する軸
 - 丘陵地の景観形成軸**：良好な沿道景観を持ち、市街地や鳥海山などの良好な眺望を保全する軸
- 拠点
- 視点場（眺望点）**：横手盆地の良好な眺望を見ることができる場
 - 歴史的街並み**：後世に継承すべき良好な景観を擁する歴史的街並み

第5章 景観形成の基本方針



農作業と鳥海山(横手地域)

1. ゾーン別景観形成の基本方針

(1) 自然景観ゾーン



■大松川ダム周辺の山々（山内地域）

【対象】都市計画区域外の地域

①概況

自然景観ゾーンは、主に東の奥羽山脈、西の出羽丘陵から続く山地部であり、基本的に都市計画区域外の地域が対象となります。山林をはじめとする豊かな自然資源により、市民からの評価も高い美しい自然景観が創出されています。

②景観形成の基本方針

- ・ 地域間の交流の促進や、観光、都市と農村の交流など、多様で広域的な交流の拡大を図るため、奥羽山脈と出羽丘陵の山々と、雄物川水系の河川が流れる「山と川のある景観」の保全・形成を図ります。
- ・ 谷間に形成された山村集落の良好な景観を保全します。

(2) 田園景観ゾーン



■田園風景（十文字地域）

【対象】都市計画区域内の用途地域や特定用途制限地域の都市近郊型地区、地域拠点型地区には指定されていない地域

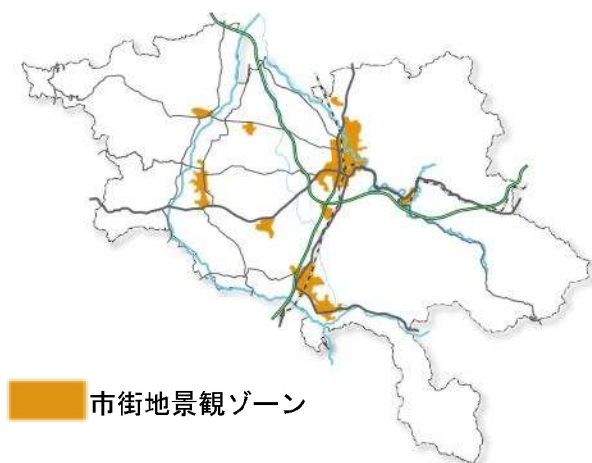
①概況

田園景観ゾーンは、横手盆地に広がる田園地帯であり、都市計画区域内の用途地域や特定用途制限地域の都市近郊型地区、地域拠点型地区には指定されていない地域が対象となります。この地域には広大な農地が広がり、市街地の背景にもなる美しい田園景観を創出しています。また地域内に点在する集落は、鎮守の森や屋敷林、水路などにより、周囲の自然環境と調和した景観を形成しています。

②景観形成の基本方針

- ・ 平野部に広がる雄大な田園景観については、適切な維持管理と土地利用などにより保全を図ります。
- ・ 増加している遊休農地については、田園・里山景観の保全の観点から、良好な景観形成に取り組めます。
- ・ 田園に点在する集落は、鎮守の森や屋敷林、集落内を流れる水路などの保全を図り、良好な田園景観の保全を図ります。

(3) 市街地景観ゾーン



■横手駅周辺の街並み（横手地域）

【対象】都市計画区域内の用途地域又は特定用途制限地域の都市近郊型地区や地域拠点型地区に指定された地域

①概況

市街地景観ゾーンは、すでに市街地が形成されている、あるいは建築物などの立地が進むと見込まれる地域であり、都市計画区域内の用途地域又は特定用途制限地域の都市近郊型地区や地域拠点型地区に指定されている地域が対象となります。

地域の中には、歴史的な街並みが残っている地区や、横手市の玄関となる横手駅周辺など積極的に良好な景観を形成すべき地区があります。

②景観形成の基本方針

- ・ 地域の個性や魅力を高めるため、市の玄関口となる横手駅周辺をはじめ、各地域の“顔”である中心部や、城下町などの歴史的な面影が残されている街並みについては、景観を保全・形成すべきエリアとして位置づけ、沿道の建物形態や道路景観の向上を図ります。
- ・ 史跡などの歴史的な資源とその周辺地域の景観の保全を図ります。
- ・ 工業集積地は、周辺景観との調和に配慮した景観形成を図ります。

2. 軸別景観形成の基本方針

(1) 田園景観形成軸



■主要地方道横手大森大内線(大雄地域)

【対象】 下記道路の沿道

- ・ 国道 13 号：安田交差点～佐賀会沖田交差点
- ・ 国道 107 号：新雄物川橋～道の駅山内
- ・ 国道 342 号：佐賀会沖田交差点～土肥館交差点
- ・ 主要地方道横手大森大内線：大森町上溝字寺内～上真山交差点
- ・ 主要地方道湯沢雄物川大曲線：東槻交差点～横手大森大内線との交差点
- ・ 一般県道野崎十文字線：文化センター入り口交差点～福田交差点

①概況

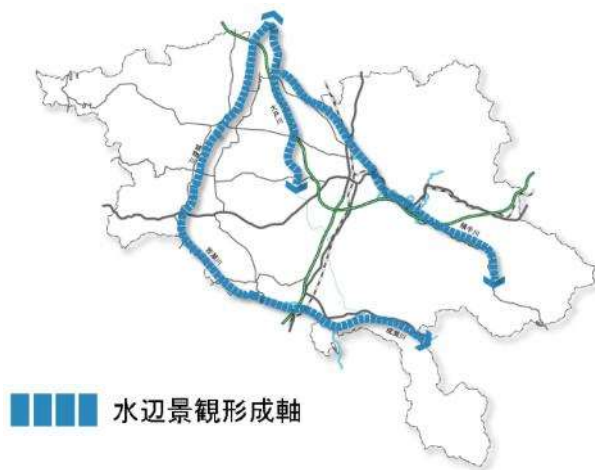
対象となる道路は、各地域を結ぶ主要な道路であり、市民のほか、市外から横手市を訪れる人々も多く利用しています。

これらの道路の沿道景観は、周囲に広がる農地が創出する美しい田園景観となっています。

②景観形成の基本方針

- ・ 各地域を結ぶ主要な道路沿いにおいて、農地の適正な維持管理などにより田園景観の保全を重点的に進めます。

(2) 水辺景観形成軸



■雄物川（大森地域）

【対象】 雄物川、皆瀬川、成瀬川、横手川、大戸川の各河川沿い

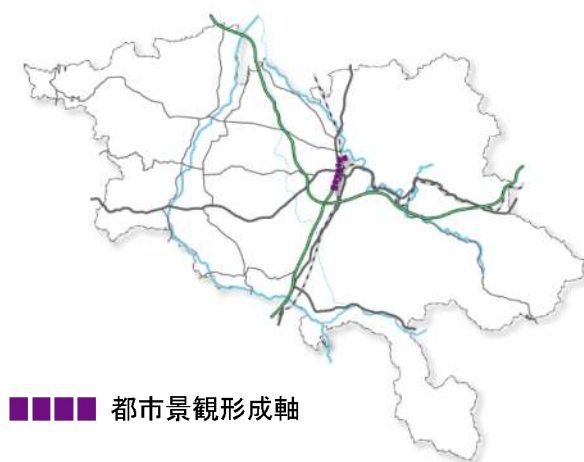
①概況

対象となる雄物川・皆瀬川・成瀬川・横手川・大戸川の河川沿いには、良好な自然環境が形成されており、周囲の山林や農地などとともに美しい自然景観を創出するとともに、市街地や周辺においては、良好な市街地景観形成に寄与しています。

②景観形成の基本方針

- ・ 防災や生き物環境に配慮しながら、水辺に親しめる河川沿いにおいて、快適でうらおいのある景観の形成を図ります。

(3) 都市景観形成軸



■富士見大通り（横手地域）

【対象】 富士見大通り（富士見大通り入口交差点から市役所前交差点）及び国道13号の横手インターチェンジ交差点（大堤交差点）から富士見大通り入口交差点までの沿道

①概況

市役所本庁舎・かまくら館の前を東西に通っている富士見大通りは、ゆとりのある歩道や街路樹が整備され、美しい沿道景観を形成しています。しかし、沿道の商業施設の屋外広告物などが良好な景観形成の阻害要因として問題となっているところも見られます。

また、横手インターチェンジから連なる国道13号の沿道は、高速道路を利用する際の横手市の玄関ともいえる地域です。沿道には大規模商業施設が集積しており、その景観はにぎやかではありますが、横手市の顔でもある玄関にふさわしい調和や統一感などが求められます。

②景観形成の基本方針

- ・ 横手市のイメージを形成する重要な軸となる富士見大通りや横手インターチェンジから連なる国道13号の沿道などにおいては、建物や工作物などについて規制誘導し、良好な景観形成を図ります。

(4) 丘陵地の景観形成軸



■雄平フルーツライン（平鹿地域）

【対象】 雄平フルーツラインの横手～増田間の沿道

①概況

横手市のほぼ中央部から南に延びる広域農道である雄平フルーツラインの沿道には、美しい緑の山林のほか、地域の特産となるリンゴの果樹園も広がっており、春に咲く白い花と秋に実るリンゴが美しい沿道景観を形成しています。

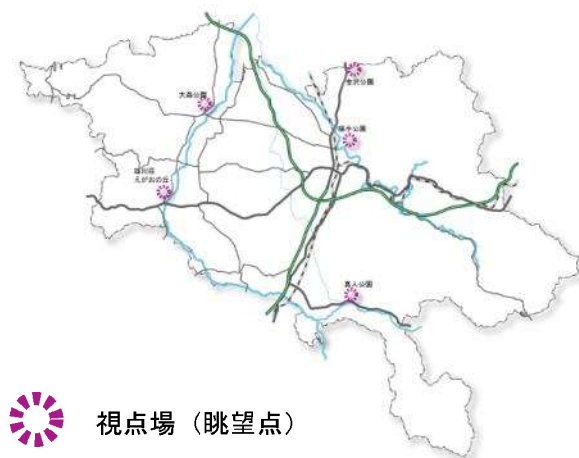
また、丘陵地を通っているため、横手盆地に広がる田園風景や、その背景となる山並みなどを眺望できるポイントが各所にあります。

②景観形成の基本方針

- ・ 雄平フルーツライン沿いの果樹園の保全とともに、そこからの横手盆地や鳥海山などの眺望の確保を図ります。

3. 拠点別景観形成の基本方針

(1) 視点場（眺望点）



■横手公園からの眺望

【対象】横手公園、大森公園、真人公園、雄川荘、えがおの丘、金沢公園

①概況

丘陵地に整備された横手公園・大森公園・真人公園・雄川荘・えがおの丘・金沢公園は、それ自体が周囲の山林等と調和した景観を形成しているとともに、横手盆地に広がる美しい眺望を眺めることができるポイントとなっています。

②景観形成の基本方針

- ・横手市を代表する市街地や田園を望む視点場（眺望点）について、樹木の維持管理などを行いながら、眺望の確保を図ります。

(2) 歴史的街並み



■増田地区の街並み（増田地域）

【対象】羽黒町・上内町地区の街並み、増田地区の内蔵を含む街並み

①概況

古くからの歴史がある横手市には、多くの歴史的・文化的資源が残っており、特に横手地域の羽黒町・上内町地区や増田地域増田地区には、その歴史を感じることができる街並みが残っています。それらの街並みの保全のため、地区住民などによる良好な景観形成を含めたまちづくりの取り組みが行われています。

地区住民等の合意形成が図られた場合は、景観重点地区等として積極的に街並み景観の保全を図っていくことが望まれます。

②景観形成の基本方針

- ・羽黒町・上内町の街並みや増田地区の内蔵を含む街並みについて、住民の意向を踏まえながら、歴史を感じることができる街並み景観の保全を図ります。

第6章 行為の制限に関する事項（景観重点地区を除く市全域）



田植え前の水田に映る鳥海山(十文字地域)

1. 届出対象行為

建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下、「建築物の建築等」という）、工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下、「工作物の建設等」という。）や開発行為などのうち、景観への影響が大きいものについては、景観法第16条に基づく届出制度により、周辺景観との調和を図ります。届出が必要な行為は次の通りです。このうち①建築物の建築等と②工作物の建設等を、景観法第17条第1項に基づき景観基準に適合しない場合に変更命令などの対象となる特定届出対象行為とします。

①建築物の建築等（景観法第16条第1項第1号関連）

行為	規模
建築物の建築等 (建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更)	次のいずれかに該当するもの ・建築面積が500㎡又は高さが13mを超える建築物の新築、増築、改築、移転 ・増築により建築面積が500㎡又は高さが13mを超えるもの ・建築面積が500㎡又は高さが13mを超える建築物の外観の変更で、各壁面の鉛直投影面積又は屋根面の水平投影面積の3分の1を超える面積を変更するもの

②工作物の建設等（景観法第16条第1項第2号関連）

行為	規模
工作物の建設等 (工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更)	(1) 垣（生垣を除く）、さく、塀、擁壁その他これらに類するもの 次のいずれかに該当するもの ・高さが2mかつ長さが20mを超えるもの ・高さが3mを超えるもの
	(2) 煙突、排気塔その他これらに類するもの (3) 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの (4) 彫像、記念碑その他これらに類するもの（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物（以下「屋外広告物」という）を除く。） (5) 観覧車、飛行塔、メリーゴーランド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの (6) コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの (7) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設 次のいずれかに該当するもの ・高さが13mを超えるもの ・増築により高さが13mを超えるもの ・高さが13mを超える工作物の外観の変更で、外観の総面積の3分の1を超える面積を変更するもの

	(8) 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの	
	(9) 電波塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの（屋外広告物を除く。）	高さが30mを超えるもの
	(10) 柱類（屋外広告物を除く。）	

③開発行為（景観法第16条第1項第3号関連）

行為	規模
開発行為	次のいずれかに該当するもの ・ 下記の面積以上の開発行為 都市計画区域内：面積 1,000㎡以上 都市計画区域外：面積10,000㎡以上 ・ 高さが3mを超える法面若しくは擁壁を生ずるもの

④物件の堆積（景観法第16条第1項第4号関連）

行為	規模		
物件の堆積	(1) 用途を廃止された自動車、タイヤ、建設資材、電化製品、ドラム缶、石油缶、スチール缶、アルミ缶及びガラスびん、金属くず、ガラスくずその他用途を廃止された物件	① 新たに堆積する場合	高さが1.5m又は水平投影面積が500㎡を超えるもの
		② 既に堆積されている物件（以下「既存の物件」という）で水平投影面積が500㎡以下の規模のものに追加して堆積する場合	追加後の高さが1.5m又は水平投影面積が500㎡を超えるもの
		③ 既存の物件で水平投影面積が500㎡を超える規模のものに追加して堆積する場合	追加する部分の規模の高さが0.5m又は水平投影面積が50㎡を超えるもの
	(2) (1)に掲げるものの以外の物件	① 新たに堆積する場合	高さが3m又は水平投影面積が1,000㎡を超えるもの
		② 既存の物件で①の基準以下の規模のものに追加して堆積する場合	追加後の高さが3m又は水平投影面積が1,000㎡を超えるもの
		③ 既存の物件で①の基準を超える規模のものに追加して堆積する場合	追加する部分の規模の高さが1m又は水平投影面積が100㎡を超えるもの

⑤土石等の採取、鉱物の掘採（景観法第16条第1項第4号関連）

行為	規模
土石等の採取、 鉱物の掘採	面積が3,000㎡又は法面や擁壁の高さが3mを超えるもの

⑥土地の区画形質の変更（景観法第16条第1項第4号関連）

行為	規模
土地の区画形質 の変更（開発行為 又は土石等の採取、 鉱物の掘採を除く）	面積が3,000㎡又は法面や擁壁の高さが3mを超えるもの

2. 景観づくりの基準

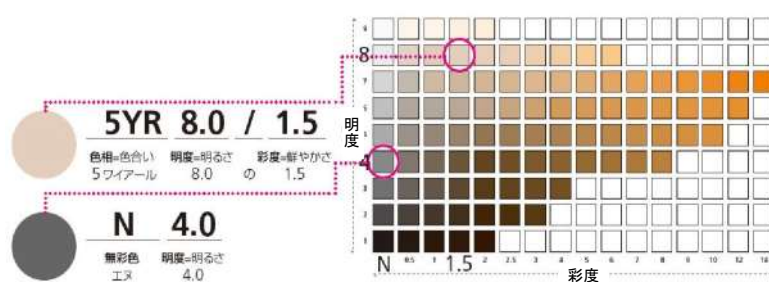
景観づくりの基準となる【景観基準】を、以下のように設定します。届出対象行為については、その行為をする場所ごとに設定している基準に適合する必要があります。

これらのうち建築物の建築等・工作物の建設等の景観基準を景観法第16条第3項による勧告の基準とし、さらに建築物及び工作物の色彩の基準を景観法第17条第1項による変更命令の基準とします。

色彩の基準で用いているマンセル表色系の見方は右図の通りです。なお、色は、ディスプレイ・プリンターなどの仕様・設定によって変化しますので、実際の色票の色とは異なります。光沢も含めて、必ず、実際の色見本帳でご確認ください。

◆マンセル記号による色彩の表し方と読み方

◆等色相面（5Y R）の明度と彩度



①ゾーン別景観基準

届出対象行為は、以下の該当するゾーン別景観基準を踏まえ行う必要があります。

自然景観ゾーン

行為		景観基準
建築物の建築等及び工作物の建設等	位置	- 優れた景観資源や伝統的建造物等に近接する場合は、その景観保全に配慮した位置とすること。 - 山稜や丘陵地を背景とする地域においては、稜線の眺望を保全するよう建築物・工作物の位置及び規模に配慮すること。 - 主要な視点場（眺望点）からの眺望や優れた景観資源の眺望を妨げることのないような位置とすること。 - 道路境界線及び隣地境界線から後退した位置とし、ゆとりのある空間を確保すること。 - 冬期間の景観に配慮し、屋根からの落雪および雪寄せに対処した配置とすること。
	形態・意匠	- 敷地境界部に門や塀等を設ける場合には、過度に閉鎖的な印象を与えないよう配慮すること。 - 建築物の壁面などが前面道路に直接面しているときは、道路に対して過度に閉鎖的にならないように、窓を設けるなど公共空間との関係性に配慮すること。 - 壁面設備の給排水管、ダクト等は、外壁面に露出させないよう設置する。やむをえず外部に露出する場合は、壁面と同一の色調とするよう努めること。 - 屋上設備は、通りからできるだけ見えにくい位置に設置し、壁面を立ち上げるか、

開発行為		又はルーバー等により適切な覆い処置を講ずること。 ・屋外階段は、形態、材料、色彩に配慮し建築物との調和を図ること。 ・ベランダやバルコニーは、洗濯物等が通りから直接見えにくい構造、意匠となるよう努めること。 ・工作物は、周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠となるよう努めること。 ・建築物の高さは、周囲の自然景観を阻害しないよう、できる限り低層に抑えること。 ・駐車場、駐輪場、ごみ置場などの付属施設は、建築物や周辺の街並みに配慮すること。
	色彩	・建築物の建築設備等の色彩は、建築物本体及び周辺景観と調和したものとする。 ・外観の基調となる色は、けばけばしくならないよう努める。その範囲は、マンセル表色系において概ね次の通りとし、山並み、街並み、田園、伝統的建造物等、周辺景観との調和に配慮すること。 ①R(赤)、Y R(橙)系の色相を使用する場合は、彩度6以下 ②Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 ③その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 ※ただし、工作物のうち航空法その他の法令に基づき設置するもの及び遊戯施設については、適用しない。 ・色彩を組み合わせる場合は、建築物及び工作物に落ち着きをもたせるため、使用する色彩相互の調和を図るとともに、彩度6を超えるアクセント色を使用する場合は、外観の面積（各壁面の鉛直投影面積）の10%以内とすること。
	素材	・建築物は、山並み、街並み、田園、伝統的建造物等周辺景観との調和に配慮し、かつ、隣接する建築物及び工作物との相互の調和にも配慮した素材・材料を使用すること。 ・工作物は、山並み、街並み、田園、伝統的建造物等周辺景観との調和に配慮した素材、材料を用いること。
	緑化	・敷地内の植樹・植栽に努めること。 ・敷地内の樹木の配置及び樹種の構成は、山並みや街並み、田園等、周辺景観との調和に配慮した植栽とすること。 ・敷地の周囲は、中・高木や生垣により緑化すること。また、道路から後退してできる空間は、積極的に緑化措置を講ずること。 ・植栽に当たっては自然植生を考慮するとともに周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。 ・既存の樹木等、特に樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合は、残すよう配慮すること。 ・駐車場は、道路等から直接見えないように周囲を緑化等により遮へいすること。
	土地の形状	・従来の地形をできる限り生かすよう工夫するとともに、大幅な地形の改変が必要な場合は、周辺地形との調和を図り、又、主要な視点場（眺望点）からの眺望を著しく損なうことのないよう配慮すること。
	土地の緑化	・優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行うほか、緑の生育環境を整え、敷地の周囲などは地域の環境等に応じた樹種等で緑化するよう配慮すること。

		・緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木と調和した樹種とすること。
	法面及び擁壁の外観	・法面や擁壁は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続させるほか、自然素材等の仕上げや緑化を行うなど、周辺の景観への影響を軽減するよう工夫すること。
物件の堆積	堆積の位置及び方法	・主要な視点場（眺望点）や道路から見えないような位置とすること。 ・物件の堆積は、高さを抑え、整然と行うなど、できる限りすっきりと見えるよう工夫するほか、道路境界等から離すなど、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう配慮すること。
	遮へい	・植栽等で遮へいし、出入口は少なく、そして目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な視点場（眺望点）からの眺望を損なわないよう配慮すること。 ・遮へいに伴う植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。
土石等の採取又は鉱物の掘採	遮へい	・行為中において、山並み、街並み、田園、伝統的建造物等周辺景観への影響を緩和するように、敷地の周囲は常緑の中・高木等による緑化や周辺の道路からの遮へいに配慮すること。 ・出入口は少なく、そして目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な視点場（眺望点）からの眺望を損なわないよう配慮すること。
	跡地の形状	・地形の改変をできる限り小さくするよう配慮するとともに、法面は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続するよう工夫すること。
	跡地の緑化	・掘採等が終了したところから、自然に近い緑の生育環境を整え、地域の環境等に応じた樹種等を用いるなど、速やかに緑が復元するよう工夫する。 ・やむを得ず擁壁が生ずる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするとともに、前面又は壁面に修景緑化等を図ること。 ・緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木と調和した樹種とすること。
土地の区画形質の変更	土地の形状	・従来 of 地形をできる限り生かすよう工夫するとともに、大幅な地形の改変が必要な場合は、周辺地形との調和を図り、又、主要な視点場（眺望点）からの眺望を著しく損なうことのないよう配慮すること。
	土地の緑化	・優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行うほか、緑の生育環境を整え、敷地の周囲などは地域の環境等に応じた樹種等で緑化するよう配慮する。 ・緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木と調和した樹種とすること。
	法面及び擁壁の外観等	・法面や擁壁は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続させるほか、自然素材等の仕上げや緑化を行うなど、周辺の景観への影響を軽減するよう工夫すること。

田園景観ゾーン

行為		景観基準
建築物の建築等及び工作物の建設等	位置	・優れた景観資源や伝統的建造物等に近接する場合は、その景観保全に配慮した位置とすること。 ・山稜や丘陵地を背景とする地域においては、稜線の眺望を保全するよう建築物・工作物の位置及び規模に配慮すること。 ・主要な視点場（眺望点）からの眺望や優れた景観資源の眺望を妨げるような位置とすること。 ・道路境界線及び隣地境界線から後退した位置とし、ゆとりのある空間を確保すること。 ・冬期間の景観に配慮し、屋根からの落雪および雪寄せに対処した配置とすること。
	形態・意匠	・敷地境界部に門や塀等を設ける場合には、過度に閉鎖的な印象を与えないよう配慮すること。 ・建築物の壁面などが前面道路に直接面しているときは、道路に対して過度に閉鎖的にならないように、窓を設けるなど公共空間との関係性に配慮すること。 ・壁面設備の給排水管、ダクト等は、外壁面に露出させないよう設置する。やむをえず外部に露出する場合は、壁面と同一の色調とするよう努めること。 ・屋上設備は、通りからできるだけ見えにくい位置に設置し、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適切な覆い処置を講ずること。 ・屋外階段は、形態、材料、色彩に配慮し建築物との調和を図ること。 ・ベランダやバルコニーは、洗濯物等が通りから直接見えにくい構造、意匠となるよう努めること。 ・工作物は、周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠となるよう努めること。 ・建築物の高さは、周囲の自然景観を阻害しないよう、できる限り低層に抑えること。 ・駐車場、駐輪場、ごみ置場などの付属施設は、建築物や周辺の街並みに配慮すること。
	色彩	・建築物の建築設備等の色彩は、建築物本体及び周辺景観と調和したものとする。 ・外観の基調となる色は、けばけばしくならないよう努める。その範囲は、マンセル表色系において概ね次の通りとし、山並み、街並み、田園、伝統的建造物等、周辺景観との調和に配慮すること。 ① R (赤)、Y R (橙)系の色相を使用する場合は、彩度6以下 ② Y (黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 ③ その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 ※ただし、工作物のうち航空法その他の法令に基づき設置するもの及び遊戯施設については、適用しない。 ・色彩を組み合わせる場合は、建築物及び工作物に落ち着きをもたせるため、使用する色彩相互の調和を図るとともに、彩度6を超えるアクセント色を使用する場合は、外観の面積（各壁面の鉛直投影面積）の10%以内とすること。

	素材	・建築物は、山並み、街並み、田園、伝統的建造物等周辺景観との調和に配慮し、かつ、隣接する建築物及び工作物との相互の調和にも配慮した素材・材料を使用すること。 ・工作物は、山並み、街並み、田園、伝統的建造物等周辺景観との調和に配慮した素材、材料を用いること。
	緑化	・敷地内の植樹・植栽に努めること。 ・敷地内の樹木の配置及び樹種の構成は、山並みや街並み、田園等、周辺景観との調和に配慮した植栽とすること。 ・敷地の周囲は、中・高木や生垣により緑化すること。また、道路から後退してできる空間は、積極的に緑化措置を講ずること。 ・植栽に当たっては自然植生を考慮するとともに周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。 ・既存の樹木等、特に樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合は、残すよう配慮すること。 ・駐車場は、道路等から直接見えないように周囲を緑化等により遮へいすること。 ・公共公益施設や商業施設等では、緑に囲まれた景観を形成するため、道路沿いや建築物前面、駐車場等のオープンスペース等に植栽をすること。 ・大規模な工場等では、緑に囲まれた景観を形成するため、緩衝帯的な植栽をすること。
開発行為	土地の形状	・従来の地形をできる限り生かすよう工夫するとともに、大幅な地形の改変が必要な場合は、周辺地形との調和を図り、又、主要な視点場（眺望点）からの眺望を著しく損なうことのないよう配慮すること。
	土地の緑化	・優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行うほか、緑の生育環境を整え、敷地の周囲などは地域の環境等に応じた樹種等で緑化するよう配慮すること。 ・緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木と調和した樹種とすること。
	法面及び擁壁の外観	・法面や擁壁は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続させるほか、自然素材等の仕上げや緑化を行うなど、周辺の景観への影響を軽減するよう工夫すること。
物件の堆積	堆積の位置及び方法	・主要な視点場（眺望点）や道路から見えないような位置とすること。 ・物件の堆積は、高さを抑え、整然と行うなど、できる限りすっきりと見えるよう工夫するほか、道路境界等から離すなど、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう配慮すること。
	遮へい	・植栽等で遮へいし、出入口は少なく、そして目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な視点場（眺望点）からの眺望を損なわないよう配慮すること。 ・遮へいに伴う植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。
土石等の採取又	遮へい	・行為中において、山並み、街並み、田園、伝統的建造物等周辺景観への影響を緩和するように、敷地の周囲は常緑の中・高木等による緑化や周辺の道路からの遮へいに配慮すること。 ・出入口は少なく、そして目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な視点場（眺望点）からの眺望を損なわないよう配慮すること。

は 鉋 物 の 掘 採	跡地の 形状	・地形の改変をできる限り小さくするよう配慮するとともに、法面は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続するよう工夫すること。
	跡地の 緑化	・掘採等が終了したところから、自然に近い緑の生育環境を整え、地域の環境等に応じた樹種等を用いるなど、速やかに緑が復元するよう工夫する。 ・やむを得ず擁壁が生ずる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするとともに、前面又は壁面に修景緑化等を図ること。 ・緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木と調和した樹種とすること。
土 地 の 区 画 形 質 の 変 更	土地の 形状	・従来 of 地形をできる限り生かすよう工夫するとともに、大幅な地形の改変が必要な場合は、周辺地形との調和を図り、又、主要な視点場（眺望点）からの眺望を著しく損なうことのないよう配慮すること。
	土地の 緑化	・優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行うほか、緑の生育環境を整え、敷地の周囲などは地域の環境等に応じた樹種等で緑化するよう配慮する。 ・緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木と調和した樹種とすること。
	法面及 び擁壁 の外観 等	・法面や擁壁は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続させるほか、自然素材等の仕上げや緑化を行うなど、周辺の景観への影響を軽減するよう工夫すること。

市街地景観ゾーン

行為		景観基準
建築物の建築等及び工作物の建設等	位置	・優れた景観資源や伝統的建造物等に近接する場合は、その景観保全に配慮した位置とすること。 ・山稜や丘陵地を背景とする地域においては、稜線の眺望を保全するよう建築物・工作物の位置及び規模に配慮すること。 ・主要な視点場（眺望点）からの眺望や優れた景観資源の眺望を妨げるような位置とすること。 ・道路境界線及び隣地境界線から後退した位置とし、ゆとりのある空間を確保すること。 ・冬期間の景観に配慮し、屋根からの落雪および雪寄せに対処した配置とすること。 ・道路等の公共空間に面する部分は、歩行者等に対する圧迫感、威圧感を緩和するような位置及び規模に配慮すること。
	形態・意匠	・敷地境界部に門や塀等を設ける場合には、過度に閉鎖的な印象を与えないよう配慮すること。 ・建築物の壁面などが前面道路に直接面しているときは、道路に対して過度に閉鎖的にならないように、窓を設けるなど公共空間との関係性に配慮すること。 ・壁面設備の給排水管、ダクト等は、外壁面に露出させないように設置する。やむをえず外部に露出する場合は、壁面と同一の色調とするよう努めること。 ・屋上設備は、通りからできるだけ見えにくい位置に設置し、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適切な覆い処置を講ずること。 ・屋外階段は、形態、材料、色彩に配慮し建築物との調和を図ること。 ・ベランダやバルコニーは、洗濯物等が通りから直接見えにくい構造、意匠となるよう努めること。 ・工作物は、周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠となるよう努めること。 ・駐車場、駐輪場、ごみ置場などの付属施設は、建築物や周辺の街並みに配慮すること。
	色彩	・建築物の建築設備等の色彩は、建築物本体及び周辺景観と調和したものとする。 ・外観の基調となる色は、けばけばしくならないよう努める。その範囲は、マンセル色票系において概ね次の通りとし、山並み、街並み、田園、伝統的建造物等、周辺景観との調和に配慮すること。 ①R(赤)、Y R(橙)系の色相を使用する場合は、彩度6以下 ②Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 ③その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 ※ただし、工作物のうち航空法その他の法令に基づき設置するもの及び遊戯施設については、適用しない。 ・色彩を組み合わせる場合は、建築物及び工作物に落ち着きをもたせるため、使用する色彩相互の調和を図るとともに、彩度6を超えるアクセント色を使用する場合は、外観の面積（各壁面の鉛直投影面積）の10%以内とすること。

	素材	・建築物は、山並み、街並み、田園、伝統的建造物等周辺景観との調和に配慮し、かつ、隣接する建築物及び工作物との相互の調和にも配慮した素材・材料を使用すること。 ・工作物は、山並み、街並み、田園、伝統的建造物等周辺景観との調和に配慮した素材、材料を用いること。
	緑化	・敷地内の植樹・植栽に努めること。 ・敷地内の樹木の配置及び樹種の構成は、山並みや街並み、田園等、周辺景観との調和に配慮した植栽とすること。 ・敷地の周囲は、中・高木や生垣により緑化すること。また、道路から後退してできる空間は、積極的に緑化措置を講ずること。 ・植栽に当たっては自然植生を考慮するとともに周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。 ・既存の樹木等、特に樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合は、残すよう配慮すること。 ・駐車場は、道路等から直接見えないように周囲を緑化等により遮へいすること。 ・公共公益施設や商業施設等では、緑に囲まれた景観を形成するため、道路沿いや建築物前面、駐車場等のオープンスペース等に植栽をすること。 ・大規模な工場等では、緑に囲まれた景観を形成するため、緩衝帯的な植栽をすること。
開発行為	土地の形状	・従来の地形をできる限り生かすよう工夫するとともに、大幅な地形の改変が必要な場合は、周辺地形との調和を図り、又、主要な視点場（眺望点）からの眺望を著しく損なうことのないよう配慮すること。
	土地の緑化	・優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行うほか、緑の生育環境を整え、敷地の周囲などは地域の環境等に応じた樹種等で緑化するよう配慮すること。 ・緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木と調和した樹種とすること。
	法面及び擁壁の外観	・法面や擁壁は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続させるほか、自然素材等の仕上げや緑化を行うなど、周辺の景観への影響を軽減するよう工夫すること。
物件の堆積	堆積の位置及び方法	・主要な視点場（眺望点）や道路から見えないような位置とすること。 ・物件の堆積は、高さを抑え、整然と行うなど、できる限りすっきりと見えるよう工夫するほか、道路境界等から離すなど、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう配慮すること。
	遮へい	・植栽等で遮へいし、出入口は少なく、そして目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な視点場（眺望点）からの眺望を損なわないよう配慮すること。 ・遮へいに伴う植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。
土石等の採取又	遮へい	・行為中において、山並み、街並み、田園、伝統的建造物等周辺景観への影響を緩和するように、敷地の周囲は常緑の中・高木等による緑化や周辺の道路からの遮へいに配慮すること。 ・出入口は少なく、そして目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な視点場（眺望点）からの眺望を損なわないよう配慮すること。

は 鉋 物 の 掘 採	跡地の形状	・地形の改変をできる限り小さくするよう配慮するとともに、法面は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続するよう工夫すること。
	跡地の緑化	・掘採等が終了したところから、自然に近い緑の生育環境を整え、地域の環境等に応じた樹種等を用いるなど、速やかに緑が復元するよう工夫する。 ・やむを得ず擁壁が生ずる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするとともに、前面又は壁面に修景緑化等を図ること。 ・緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木と調和した樹種とすること。
土 地 の 区 画 形 質 の 変 更	土地の形状	・従来 of 地形をできる限り生かすよう工夫するとともに、大幅な地形の改変が必要な場合は、周辺地形との調和を図り、又、主要な視点場（眺望点）からの眺望を著しく損なうことのないよう配慮すること。
	土地の緑化	・優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行うほか、緑の生育環境を整え、敷地の周囲などは地域の環境等に応じた樹種等で緑化するよう配慮する。 ・緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木と調和した樹種とすること。
	法面及び擁壁の外観等	・法面や擁壁は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続させるほか、自然素材等の仕上げや緑化を行うなど、周辺の景観への影響を軽減するよう工夫すること。

②景観形成軸別景観基準

景観形成軸にあたる場所での届出対象行為は、ゾーン別景観基準とともに、以下の景観形成軸別景観基準も踏まえる必要があります。

田園景観形成軸

行為		景観基準
建築物の建築等 及び工作物の建設等		該当するゾーン別の景観基準に以下を加味すること。
	位置	・原則として建築物の外壁は、軸の中心となる道路から後退させること。
	形態・意匠	・長大な壁面を避け、背景となる田園景観や軸の中心となる道路沿道の建築物等による空を背景とした輪郭線(スカイライン)に与える影響を軽減するよう配慮すること。
	色彩	・外観は、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園景観との調和に配慮すること。
・開発行為 ・物件の堆積 ・土石の採取又は鉱物の掘採 ・土地の区画形質の変更		該当するゾーン別の景観基準と同じ。

水辺景観形成軸

行為		景観基準
建築物の建築等 及び工作物の建設等		該当するゾーン別の景観基準に以下を加味すること。
	形態・意匠	・建築物の高さは、樹林の連続性にできる限り影響を与えないように配慮すること。
	色彩	・外観は、落ち着いた色彩を基調とし、水辺景観との調和に配慮すること。
・開発行為 ・物件の堆積 ・土石の採取又は鉱物の掘採 ・土地の区画形質の変更		該当するゾーン別の景観基準と同じ。

都市景観形成軸

行為		景観基準
建築物の建築等 及び工作物の建設等	位置	該当するゾーン別の景観基準に以下を加味すること。 ・原則として建築物の外壁は、軸の中心となる道路から後退させること。 ・前面空地については、隣接する建築物における前面空地との相互の連担性に配慮すること。
	形態・意匠	・長大な壁面を避け、軸の中心となる道路沿道の建築物等による空を背景とした輪郭線(スカイライン)に与える影響を軽減するよう配慮すること。
	色彩	・外観の色彩を落ち着いた色調とし、街並みなど周辺との調和に配慮すること。
	・開発行為 ・物件の堆積 ・土石の採取又は鉱物の掘採 ・土地の区画形質の変更	該当するゾーン別の景観基準と同じ。

丘陵地の景観形成軸

行為		景観基準
建築物の建築等 及び工作物の建設等	位置	該当するゾーン別の景観基準に以下を加味すること。 ・雄平フルーツライン沿道においては、原則として建築物の外壁は、道路からの距離に配慮すること。
	形態・意匠	・長大な壁面を避け、背景となる田園や丘陵地の果樹園や山林が創出する自然景観と雄平フルーツライン沿道の建築物等による空を背景とした輪郭線(スカイライン)に与える影響を軽減するよう配慮すること。
	色彩	・外観は、落ち着いた色彩を基調とし、背景となる田園や丘陵地の果樹園や山林が創出する自然景観との調和に配慮すること。
	・開発行為 ・物件の堆積 ・土石の採取又は鉱物の掘採 ・土地の区画形質の変更	該当するゾーン別の景観基準と同じ。

■景観基準一覧表（建築物の建築等・工作物の建設等）

※景観重点地区は第7章を参照

行為	景観基準	ゾーン別			景観形成軸別			
		自然景観 ゾーン	田園景観 ゾーン	市街地景観 ゾーン	田園景観 形成軸	水辺景観 形成軸	都市景観 形成軸	丘陵地の景観 形成軸
建築物の建築等・工作物の建設等	位置	優れた景観資源や伝統的建造物等に近接する場合は、その景観保全に配慮した位置とすること。	○	○	○			
		山稜や丘陵地を背景とする地域においては、稜線の眺望を保全するよう建築物・工作物の位置及び規模に配慮すること。	○	○	○			
		主要な視点場（眺望点）からの眺望や優れた景観資源の眺望を妨げるような位置とすること。	○	○	○			
		道路境界線及び隣地境界線から後退した位置とし、ゆとりのある空間を確保すること。	○	○	○			
		冬期間の景観に配慮し、屋根からの落雪および雪寄せに対処した配置とすること。	○	○	○			
		道路等の公共空間に面する部分は、歩行者等に対する圧迫感、威圧感を緩和するような位置及び規模に配慮すること。			○			
		原則として建築物の外壁は、軸の中心となる道路から後退させること。				○	○	
		前面空地については、隣接する建築物における前面空地との相互の連担性に配慮すること。					○	
		雄平フルーツライン沿道においては、原則として建築物の外壁は、道路からの距離に配慮すること。						○
	形態・意匠	敷地境界部に門や塀等を設ける場合には、過度に閉鎖的な印象を与えないよう配慮すること。	○	○	○			
		建築物の壁面などが前面道路に直接面しているときは、道路に対して過度に閉鎖的にならないように、窓を設けるなど公共空間との関係性に配慮すること。	○	○	○			
		壁面設備の給排水管、ダクト等は、外壁面に露出させないよう設置する。やむをえず外部に露出する場合は、壁面と同一の色調とするよう努めること。	○	○	○			
		屋上設備は、通りからできるだけ見えにくい位置に設置し、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適切な覆い処置を講ずること。	○	○	○			
		屋外階段は、形態、材料、色彩に配慮し建築物との調和を図ること。	○	○	○			
		ベランダやバルコニーは、洗濯物等が通りから直接見えにくい構造、意匠となるよう努めること。	○	○	○			
		工作物は、周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠となるよう努めること。	○	○	○			
		建築物の高さは、周囲の自然景観を阻害しないよう、できる限り低層に抑えること。	○	○				
		駐車場、駐輪場、ごみ置場などの付属施設は、建築物や周辺の街並みに配慮すること。	○	○	○			

行為	景観基準	ゾーン別			景観形成軸別			
		自然景観 ゾーン	田園景観 ゾーン	市街地景観 ゾーン	田園景観 形成軸	水辺景観 形成軸	都市景観 形成軸	丘陵地の景観 形成軸
					○			
						○		
							○	
								○
	色彩	○	○	○				
	外観の基調となる色は、けばけばしくならないよう努める。その範囲は、マンセル表色系において概ね次の通りとし、山並み、街並み、田園、伝統的建造物等、周辺景観との調和に配慮すること。 ①R(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度6以下 ②Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 ③その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 ※ただし、工作物のうち航空法その他の法令に基づき設置するもの及び遊戯施設については、適用しない。	○	○	○				
	外観は、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園景観との調和に配慮すること。				○			
	外観は、落ち着いた色彩を基調とし、水辺景観との調和に配慮すること。					○		
	外観の色彩を落ち着いた色調とし、街並みなど周辺との調和に配慮すること。						○	
	外観は、落ち着いた色彩を基調とし、背景となる田園や丘陵地の果樹園や山林が創出する自然景観との調和に配慮すること。							○
	色彩を組み合わせる場合は、建築物及び工作物に落ち着きをもたせるため、使用する色彩相互の調和を図るとともに、彩度6を超えるアクセント色を使用する場合は、外観の面積（各壁面の鉛直投影面積）の10%以内とすること。	○	○	○				

行為	景観基準	ゾーン別			景観形成軸別			
		自然景観 ゾーン	田園景観 ゾーン	市街地景観 ゾーン	田園景観 形成軸	水辺景観 形成軸	都市景観 形成軸	丘陵地の景観 形成軸
	素材	建築物は、山並み、街並み、田園、伝統的建造物等周辺景観との調和に配慮し、かつ、隣接する建築物及び工作物との相互の調和にも配慮した素材・材料を使用すること。	○	○	○			
		工作物は、山並み、街並み、田園、伝統的建造物等周辺景観との調和に配慮した素材、材料を用いること。	○	○	○			
	緑化	敷地内の植樹・植栽に努めること。	○	○	○			
		敷地内の樹木の配置及び樹種の構成は、山並みや街並み、田園等、周辺景観との調和に配慮した植栽とすること。	○	○	○			
		敷地の周囲は、中・高木や生垣により緑化すること。また、道路から後退してできる空間は、積極的に緑化措置を講ずること。	○	○	○			
		植栽に当たっては自然植生を考慮するとともに周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。	○	○	○			
		既存の樹木等、特に樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合は、残すよう配慮すること。	○	○	○			
		駐車場は、道路等から直接見えないように周囲を緑化等により遮へいすること。	○	○	○			
		公共公益施設や商業施設等では、緑に囲まれた景観を形成するため、道路沿いや建築物前面、駐車場等のオープンスペース等に植栽をすること。		○	○			
		大規模な工場等では、緑に囲まれた景観を形成するため、緩衝帯的な植栽をすること。		○	○			

■景観基準一覧表（開発行為・物件の堆積・土石等の採取又は鉱物の掘採・土地の区画形質の変更）

※景観重点地区は第7章を参照

以下、共通（ゾーン別、景観形成軸別の基準はなし）

行為		景観基準
開発行為	土地の形状	従来の地形をできる限り生かすよう工夫するとともに、大幅な地形の改変が必要な場合は、周辺地形との調和を図り、又、主要な視点場（眺望点）からの眺望を著しく損なうことのないよう配慮すること。
	土地の緑化	優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行うほか、緑の生育環境を整え、敷地の周囲などは地域の環境等に応じた樹種等で緑化するよう配慮すること。 緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木と調和した樹種とすること。
	法面及び擁壁の外観	法面や擁壁は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続させるほか、自然素材等の仕上げや緑化を行うなど、周辺の景観への影響を軽減するよう工夫すること。
物件の堆積	堆積の位置及び方法	主要な視点場（眺望点）や道路から見えにくい位置とすること。 物件の堆積は、高さを抑え、整然と行うなど、できる限りすっきりと見えるよう工夫するほか、道路境界等から離すなど、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう配慮すること。
	遮へい	植栽等で遮へいし、出入口は少なく、そして目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な視点場（眺望点）からの眺望を損なわないよう配慮すること。 遮へいに伴う植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。
土石等の採取又は鉱物の掘採	遮へい	行為中において、山並み、街並み、田園、伝統的建造物等周辺景観への影響を緩和するように、敷地の周囲は常緑の中・高木等による緑化や周辺の道路からの遮へいに配慮すること。 出入口は少なく、そして目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な視点場（眺望点）からの眺望を損なわないよう配慮すること。
	跡地の形状	地形の改変をできる限り小さくするよう配慮するとともに、法面は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続するよう工夫すること。
	跡地の緑化	掘採等が終了したところから、自然に近い緑の生育環境を整え、地域の環境等に応じた樹種等を用いるなど、速やかに緑が復元するよう工夫する。 やむを得ず擁壁が生ずる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするとともに、前面又は壁面に修景緑化等を図ること。 緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木と調和した樹種とすること。
土地の区画形質の変更	土地の形状	従来の地形をできる限り生かすよう工夫するとともに、大幅な地形の改変が必要な場合は、周辺地形との調和を図り、又、主要な視点場（眺望点）からの眺望を著しく損なうことのないよう配慮すること。
	土地の緑化	優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行うほか、緑の生育環境を整え、敷地の周囲などは地域の環境等に応じた樹種等で緑化するよう配慮する。 緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木と調和した樹種とすること。
	法面及び擁壁の外観等	法面や擁壁は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続させるほか、自然素材等の仕上げや緑化を行うなど、周辺の景観への影響を軽減するよう工夫すること。

第7章 景観重点地区に関する事項



増田地区の街並み(増田地域)

1. 景観重点地区の指定

横手市では、恵まれた自然や街並みを保全及び創造するため、「横手市山と川のある景観のまちづくり条例」に基づき「まちづくり申し合わせ事項」を2つの地区において締結し、住みよいまちづくりと良好な景観づくりに取り組んできました。

こうした取り組みを継承し、住民の意見や地区特性も踏まえながら、景観計画区域の中で、特に重点的に景観形成を図る必要のある地区を景観重点地区として指定し、より積極的な景観づくりを図っていきます。

また今後、住民等が中心となった市民団体などから良好な景観形成について提案された地区についても、その内容に応じて景観重点地区の指定を図っていきます。

景観重点地区では、地区住民などの合意形成に基づき、地区独自の基準を定め、景観形成を図ります。具体的には、景観形成の基本方針や届出対象行為、景観づくりの基準については、地区ごとに定めることが可能です。地区住民を中心とした景観づくりの担い手と共に、より具体的かつ積極的に、地区の特性を生かしたきめ細かな基準等を設け、景観づくりを進めます。

さらに、地区住民などによる良好な景観形成に関する活動状況などを踏まえて、景観協定の締結、景観地区や地区計画の指定など、法に基づく諸制度を活用し積極的な景観づくりを進めていきます。

このような考えに基づき、「羽黒町・上内町地区」並びに「増田地区」を景観重点地区に指定します。

2. 羽黒町・上内町地区

(指定年月日：平成 25 年 4 月 1 日)

(1) 景観重点地区の区域



(2) 地区の概況

羽黒町・上内町地区は、東西を愛宕山と横手川に挟まれた緑豊かな歴史ある住宅地です。

昭和 62 年には、「横手市山と川のある景観のまちづくり条例」に基づき、羽黒町・上内町まちづくり委員会と市が「羽黒町・上内町地区まちづくり申し合わせ事項」を締結し、地区内の建築物や塀、生垣などについてのルールを定め、景観を大切にきたまちづくりを行ってきた地区です。

地区には、かつての武家町の面影が残り、板塀や生垣、敷地内の樹木と愛宕山の緑が織りなす自然と歴史が調和した風情ある景観があります。



■羽黒町・上内町地区の街並み
(横手地域)

(3) 景観形成の基本方針

自然環境に恵まれた、伝統的な落ち着いたたたずまいを持った景観を、住民と市の協力によって保全します。

- ・ 現存する大きな樹木は、地区にとって貴重な財産であり、安全に配慮し、適切な維持管理しつつ保存に努めます。
- ・ 敷地内の庭木や生垣は、その適切な維持に努め、新たな植樹や生垣化を積極的に推進します。
- ・ 建物や塀などは、地区の落ち着いた雰囲気や街並み、周辺の景観との調和に配慮したものとします。

(4) 行為の制限に関する事項

①届出対象行為

行為	規模等
建築物の建築等 (建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更)	・新築、増築、改築若しくは移転 ・外観を変更する修繕、模様替え、色彩の変更 (屋根や外壁の変更部分の面積が、それぞれ2分の1を超えるもの)
工作物の建設等 (工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更)	・新設、増築、改築若しくは移転 ・外観を変更する修繕、模様替え、色彩の変更 (屋根や外壁の変更部分の面積が、それぞれ2分の1を超えるもの)
開発行為	(一般地域と同じ)
樹木の伐採	・高さが10mを超えるもの
物件の堆積	(一般地域と同じ)
土石等の採取、鉱物の掘採	(一般地域と同じ)
土地の区画形質の変更(開発行為又は土石等の採取、鉱物の掘採を除く)	(一般地域と同じ)

※一般地域と同様に、上表のうち「建築物の建築等」と「工作物の建設等」を特定届出対象行為とします。

②景観づくりの基準

項目	基準	基準詳細
建築物等	配置	道路や隣地との境界から後退した位置とし、雪下ろしにも配慮したゆとりのある空間を確保すること。
	形態意匠	地区の落ち着いた雰囲気や街並み、周辺の景観との調和に配慮した形態・意匠とすること。
		道路側に圧迫感を与えないように配慮すること。
	色彩	・屋根の色彩は、無彩色(グレー・黒)、濃紺、濃茶、渋茶、渋緑など落ち着いた色彩を基調とすること。 ・外壁および柱の色彩は、無彩色(白・グレー・黒)、茶系色など落ち着いた色彩を基調とすること。

項目		基準	基準詳細
	素材	地区の落ち着いた雰囲気や街並み、周辺の景観との調和に配慮した素材・材料を使用すること。	
塀・生垣		建築物と道路との間には、塀や生垣を設けたり庭木を植えたりして、建築物がむきだしで道路に面することがないように配慮すること。	
		塀・生垣の高さや種類は、建築物との調和や周囲の塀との連続性を考えて選定し、地区の落ち着いた雰囲気や街並み、周辺の景観との調和に配慮した素材・材料を使用すること。	・生垣および塀の高さは、おおよそ目の高さ程度とし、周辺に合わせること。 ・塀の色彩は、黒または茶系色など落ち着いた色彩を基調とすること。 ・やむを得ずブロック塀等を設置する場合は、板塀に似せるなどの配慮をすること。
樹木・植栽		既存の樹木で樹姿又は樹勢が優れたものは、剪定等の管理をして、安全に配慮し、できるだけ残すように努めること。 特に駐車場を設置する場合は、道路等から直接見えないように周囲の植樹・植栽に努めること。既存の樹木や塀、生垣等がある場合はできるだけ活かして修景に努めること。	
屋外広告物		原則、設置しないこと。	・やむを得ず設置する場合は、その規模は最小限とし、地区の落ち着いた雰囲気や街並み、周辺の景観との調和に配慮すること。
電柱・街灯・防犯灯・交通標識		地区の落ち着いた雰囲気や街並み、周辺の景観との調和に配慮したものとする。	
その他		空き地・空き家は適正に管理し、周辺の景観との調和に配慮すること。	

※ 一般地域で届出対象とされている行為については、上記の基準のほか一般地域の景観づくりの基準にも適合させること。

※「開発行為、物件の堆積」「土石等の採取、鉱物の掘採」「土地の区画形質の変更（開発行為又は土石等の採取、鉱物の掘採を除く）」の基準は一般地域と同じ

※建築物の建築等・工作物の建設等の景観基準を景観法第16条第3項による勧告の基準とし、さらに建築物及び工作物の色彩の基準を景観法第17条第1項による変更命令の基準とします。

3. 増田地区

(指定年月日：平成27年4月1日)

(1) 景観重点地区の区域



(2) 地区の概況

増田地区は、横手市の南東部に位置し、秋田県と岩手・宮城県とを結ぶ交通の要衝として、また、雄物川水系の成瀬川と皆瀬川の合流地点として栄え、古くから政治や経済の上でも重要な位置を占める歴史豊かな地域です。

中七日町通りに残る明治のはじめから戦前にかけて建てられた主屋が軒を連ねる街なみは、今後の地域の活性化に重要な役割を果たす歴史・文化系資源としてその保全やまちづくりへの活用が図られています。また、地区の一部が平成25年12月、文化財保護法に基づく「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されました。



■増田地区の街なみ(撮影者：増田地区)

(3) 景観形成の基本方針

城下町の町割りを継承して形成された歴史的街なみについて、住民と市の協力によって保全します。

- ・建築物や工作物は、歴史的な街なみ、周辺景観との調和に配慮します。
- ・敷地内の庭木や生垣は、その適切な維持に努めます。
- ・横手都市計画で決定された横手市増田伝統的建造物群保存地区については、横手市増田伝統的建造物群保存地区保存計画で規定する保存整備計画等に従うものとします。

(4) 行為の制限に関する事項

③届出対象行為

行為	規模等
建築物の建築等 (建築物の新築、増築、解体、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更)	・新築、増築、解体、改築若しくは移転のすべて ・外観を変更する場合は、屋根、外壁の変更部分の面積が2分の1を超えるもの
工作物の建設等 (工作物の新設、増築、解体、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更)	・新設、増築、解体、改築若しくは移転のすべて ・外観を変更する場合は、屋根、外壁の変更部分の面積が2分の1を超えるもの
開発行為	(一般地域と同じ)
樹木の伐採	・高さが10mを超えるもの
物件の堆積	(一般地域と同じ)
土石等の採取、鉱物の掘採	(一般地域と同じ)
土地の区画形質の変更(開発行為又は土石等の採取、鉱物の掘採を除く)	(一般地域と同じ)

※一般地域と同様に、上表のうち「建築物の建築等」と「工作物の建設等」を特定届出対象行為とする。

※横手都市計画で決定した「横手市増田伝統的建造物群保存地区」については、横手市景観条例施行規則第4条第3項第8号の規定により届出は不要とする。

④景観づくりの基準

項目	基準	基準詳細
建築物等	主屋の配置	・表通りからなるべく後退しない。 ・表通りの少し離れた位置からでも建物正面が見渡せる配置に努める。
	形態意匠	・表通りでは、軒や庇を出し、建物に陰影を与える。また、敷地の条件や積雪を考慮し、できるだけ勾配屋根とする。
	高さ	・表通りでは、原則、1～2階建てとする。3階建て以上とする場合は、3階部分を後退させる等の工夫をする。
	色彩	・無彩色(白・グレー・黒)、茶系統などの落ち着いた色彩を基調とする。又は自然の素材色を基調とする。

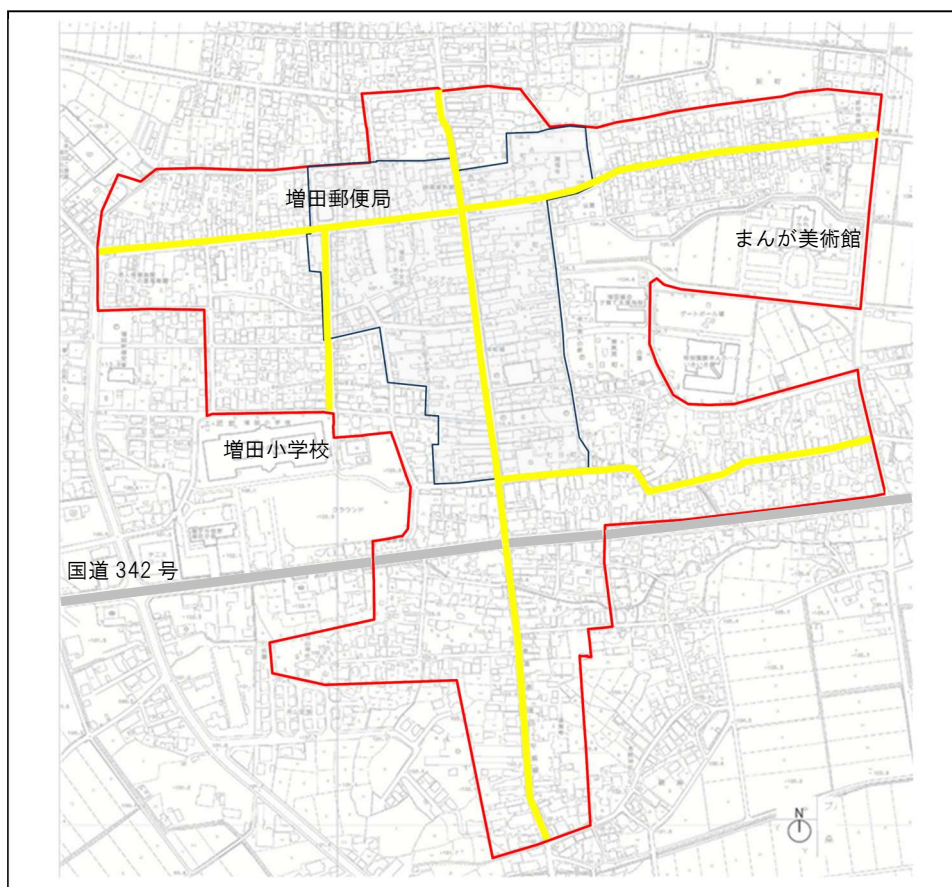
項目	基準	基準詳細
樹木・植栽	既存の樹木で樹姿又は樹勢が優れたものは、剪定等の管理をして、安全に配慮し、できるだけ残すように努める。	
空き地 空き家	空き地、空き家は適正に管理し、周辺の景観との調和に配慮すること。	

※ 一般地域で届出対象とされている行為については、上記の基準のほか一般地域の景観づくりの基準にも適合させること。

※「開発行為、物件の堆積」「土石等の採取、鉱物の掘採」「土地の区画形質の変更（開発行為又は土石等の採取、鉱物の掘採を除く）」の基準は、一般地域と同様の取り扱いとする。

※建築物の建築等・工作物の建設等の景観基準を景観法第 16 条第 3 項による勧告の基準とし、さらに建築物及び工作物の色彩の基準を景観法第 17 条第 1 項による変更命令の基準とする。

【対象範囲図】



※表通り：田町から縫殿までの県道川連増田平鹿線、本町から新町までの市道本町平鹿線、本町から土肥館までの市道学校通線、七日町・上町から関ノ口までの市道四関線のうち、黄色で図示された路線沿い

このほか、増田地区では景観ガイドラインを策定し望ましい建築等を行う際の指針を設けています。届出対象行為等を行おうとする方は、景観ガイドラインもご確認ください。

第8章 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針



ホップ畑と鳥海山(大雄地域)



三森山林道からの眺め(雄物川地域)

1. 景観重要建造物と景観重要樹木の指定の考え方

地域の景観を魅力のあるものとしていくためには、地域の景観を特徴付ける良好な景観資源の保全と活用が重要です。そのため、景観資源として地域で重要な役割を果たしている建造物や樹木を、次の方針に基づき「景観重要建造物」「景観重要樹木」に指定します。そして、これらを活かして地域特性にあわせた良好な景観の保全や形成を図ります。

対象となる建造物又は樹木は、道路などの公共の場所から見る事ができるものとし、以下の指定の方針に即したものを指定します。

景観重要建造物、景観重要樹木は、市民に親しまれるものとするため、各種市民団体等を通じた市民からの推薦も随時受け付けながら選定し、歴史的・文化的価値、外観の状態、周辺からの視認性、地域との関わり、公開性などを考慮して、所有者及び景観審議会の意見を聞いた上で指定します。

なお、景観重要建築物、景観重要樹木においては、良好な景観の維持、形成のため保存にかかる費用の一部について助成等を検討します。

2. 景観重要建造物の指定の方針

基本的に景観重要建造物の指定対象は、以下のいずれかに該当する建造物とします。

- ・地域の景観のシンボリックな存在となっている建造物
- ・地域の人々に親しまれている建造物
- ・歴史的又は文化的に価値が高いと認められた建造物

3. 景観重要樹木の指定の方針

基本的に景観重要樹木の指定対象は、以下のいずれかに該当する樹木とします。

- ・地域の景観のシンボリックな存在となっている樹木
- ・地域の人々に親しまれている樹木
- ・歴史的又は文化的に価値が高いと認められた樹木

第9章 その他の景観形成に関する事項



りんご狩りを楽しむ人々(増田地域)



りんご畑の赤い宝石(平鹿地域)

1. 屋外広告物に関する事項

(1) 屋外広告物の規制誘導に関する基本的考え方

屋外広告物は、人々に多様な情報を提供する伝達手段となっているだけでなく、商業地では賑わいや活気を演出するなど、まちの賑わいやイメージにつながる景観上の重要な役割も果たしています。一方で、このような屋外広告物が無秩序に氾濫すると、地域の歴史や文化を今に伝える街並みや建造物などと調和した景観形成が困難になるばかりでなく、市街地の周辺や郊外の幹線道路沿道などでは、周囲の美しい自然的景観の眺望を阻害する要因にもなりかねません。

屋外広告物の表示及び掲出については、本計画における「景観形成の基本方針」「景観づくりの基準」に基づき、周辺景観との調和に十分配慮することとします。

また、屋外広告物の面積や高さ、形状、掲出方法などにかかる制限については、屋外広告物条例で定め、規制誘導を図ります。

なお、横手市では、本計画策定後速やかに屋外広告物条例を制定します。当該条例が施行されるまでの期間は、秋田県屋外広告物条例及び本計画に基づき規制誘導を図ります。

(2) 屋外広告物の表示及び掲出に関する配慮事項

区分	内容
設置場所	・周囲の景観に悪影響を与えないような、位置・数量・規模・形態・高さとするよう努めること。 ・建築物を利用するものにあつては、良好な街並み形成や周囲の山並みへの眺望などに配慮して、建築物との一体性に配慮した配置となるよう努めること、並びに低層部への設置に努めること。 ・建築物の敷地内に収め、複数の屋外広告物はコンパクトに集約化すること。
色彩	・野立広告物にあつては、周辺と調和した意匠、色彩となるよう努めること。 ・建築物を利用するものにあつては、建築物とのと一体的なデザイン及び周辺と調和した色彩となるよう努めること。
材料	・汚れにくく、耐久性のある素材を使用すること。 ・歴史的街並みが残る地区などでは、地域の伝統的な材料あるいは自然素材を用いることが望ましい。
照明	・照明方法、明るさ等については、周辺の良好な景観との調和に努めること。 ・点滅又は回転するランプは使用しないように努めること。

2. 景観重要公共施設の整備に関する事項

(1) 景観重要公共施設の指定の方針

道路、河川、都市公園などの公共施設は、地域の景観を構成する主要な要素の一つとなっています。

これら公共施設のうち、以下の基準にあるような景観形成上重要な公共施設については、国や県などの当該公共施設管理者との協議・同意に基づき「景観重要公共施設」としての位置づけを図ります。

景観重要公共施設指定基準

- ・横手市の景観の骨格となる、地域のランドマークになるなど、景観形成の先導的な役割を果たす上で重要な公共施設
- ・歴史的な街並みなど地域特性に合わせた良好な景観形成に寄与する公共施設
- ・景観重点地区内の良好な景観形成に寄与する主な公共施設

(2) 景観重要公共施設の整備に関する基本的な考え方

●道路

- ・緑の連続性に配慮して、街路樹の整備を進めます。街路樹は、良好な沿道景観形成のほか、育成などにも配慮して樹種を選定し、適正に維持・管理します。
- ・照明やガードレール、案内標識などの附属施設の意匠・形態は、歩道や沿道の建築物・街路樹などと調和し、良好な沿道景観形成に寄与するよう配慮します。
- ・道路の舗装・仕上げは、良好な沿道景観形成に寄与するものとし、特に歩道は、歩行者の安全性や快適性を重視したものとします。また、自転車専用道路を設ける場合は、沿道景観との調和に配慮しつつ、視認性が高く、安全に通行できる仕上げなどにするよう配慮します。

●公園

- ・植栽などの緑化については、高木やシンボルとなる樹木の配置に努めます。樹種は、地域特性を踏まえた上で、育成などにも配慮して選定し、適正に維持・管理します。
- ・遊具などの公園施設は、素材や形態、色彩などを工夫し、周辺景観との調和に努めます。
- ・丘陵地にある公園は、横手盆地の眺望に配慮した施設計画と樹木の剪定など適正に管理します。

●河川

- ・護岸には石材などの自然素材又はこれを模したものをを用い、自然と調和した河川景観の形成に努めます。
- ・緑の連続性に配慮して、河川沿いの樹木などの保全に努めます。

3. 景観農業振興地域に関する事項

横手市の中央部には広大な農地が広がっています。周囲の丘陵地などからは、山並みを背景として、田園や果樹園と市街地が共生する美しい横手盆地を眺望することができます。この眺望と田園・果樹園が創出する美しい景観は、市民からも高い評価を得ています。現在は、これら農地の約 38,200 ヘクタールを農業振興地域に指定して、計画的な農業振興を目的とした農業振興地域整備計画を定め、この計画に基づいた営農環境の推進を図っています。

景観農業振興地域整備計画は、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため策定するもので、地域の特徴ある景観に配慮した土地利用のあり方や、農用地・農業施設の整備・保全の方向性などを定めることができます。

横手市は、農地が創出する美しい田園景観や果樹園景観などを保全していくため、遊休農地対策など必要に応じて景観農業振興地域整備計画の策定を検討します。

4. その他景観形成に関する事項

横手市の人口は減少傾向にあり、市内には多くの空き家が見受けられます。空き家は地域の景観に悪影響を与えるばかりでなく、管理が行き届かず放置された結果、事故が発生し、他人に損害をあたえるといった危険性も含んでいます。

横手市は『横手市空き家等の適正管理に関する条例』を制定し、市民の協力を得ながら所有者に適正な管理を促すルールを定めましたが、さらに、危険な空き家の撤去を促進する具体制度を創設し、所有者の適正管理を支援します。

また、市内山林や空き地、河川敷などへの不法投棄が、自然、田園景観に特に大きな影響をあたえています。

横手市は、不法投棄未然防止のため、環境監視員を委嘱してパトロールなどの監視活動を行っています。さらに市民の協力を得ながら不法投棄物の回収に努め、不法投棄者が判明した場合は、ごみの適正な処分を指導するなど警察や保健所とも連携して厳しく対処します。

第10章 良好な景観づくりに向けて



大森リゾート村芝桜(大森地域)



大松川ダム公園の芝桜(山内地域)

1. 市民・事業者・行政の役割

良好な景観形成には、市民・事業者・行政の協働による取り組みが重要です。その中でも、景観を含むまちづくりの主役である市民が果たすべき役割は大きく、市民自らが主体となって考え、取り組む活動は、良好な景観形成の実現には不可欠です。

（１）市民の役割

- 市民は、自らが、横手市の豊かな自然と歴史あふれる景観を守り、育て、そして次の世代につなげていく重要な役割を果たすことを認識し、積極的に良好な景観の形成に努めます。
- 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めます。

（２）事業者の役割

- 事業者は、自らが、横手市の豊かな自然と歴史あふれる景観を守り、育て、そして次の世代につなげていく重要な役割を果たすことを認識し、その事業活動の実施に当たり、積極的に良好な景観の形成に努めます。
- 事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めます。

（３）行政の役割

- 行政は、良好な景観の形成を推進するための施策を総合的に策定し、これを計画的に実施します。
- 行政は、前述の施策の策定及び実施に当たって、市民及び事業者の意見を反映するよう努めます。
- 行政は、公共施設の整備を行う場合には、良好な景観の形成において先導的な役割を果たすよう努めます。
- 行政は、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及を図るため、必要な措置を講ずるよう努めます。

2. 推進体制の確立

市民による活動への支援を含む、市民・事業者・行政の協働による景観づくりに向けた体制を整備します。

（１）行政の連携体制強化

良好な景観の形成には、建築物や街並みの整備だけでなく、山・河川・農地などの保全、道路や公園の整備・管理など様々な取り組みが必要となります。

横手市では、良好な景観を形成していくため、庁内の関係部門（建設・農林・商工観光・教育委員会等）が十分な協議・情報交換、連絡調整の上、相互に連携しながら景観施策に取り組みます。その上で、庁内に横手市景観行政連絡会議を設置し、総合的な視点から円滑かつ効果的な施策展開を図ります。

さらに、良好な景観形成に向けた情報収集や効果的な施策の活用等に関して、国や秋田県との連携を強化して取り組みます。

（２）横手市景観審議会の設置

横手市の良好な景観形成のための調査、審議機関として、横手市景観審議会を設置します。審議会は、景観に係る学識経験者や専門家などから構成し、次のような事項の調査、審議を行います。また、景観上重要な案件については、必要に応じて本審議会の意見を聴くものとします。

- ・ 景観計画の変更
- ・ 景観重点地区の指定など
- ・ 行為の届出に関する勧告、命令、公表、要請に関する重要な決定事項
- ・ 景観重要建造物・景観重要樹木に関する指定、変更など
- ・ その他良好な景観形成に関して必要と認められる事項

3. 市民・事業者が主体となった景観づくりの促進

市民や事業者の景観に対する意識の向上を図り、主体的に取り組む良好な景観づくりの活動などに対して支援します。

(1) 景観に対する意識向上への支援

景観に対する市民や事業者の意識を向上させるため、広報紙やホームページなどを活用し、情報発信を行っていきます。また、景観に関する講演会、シンポジウム等の開催や、ワークショップなどの体験型の学習の場の提供など、市民参画の機会の充実などを図るとともに、こうした生涯学習の場への参加を積極的に促します。また子供たちが学校や地域で景観について学ぶ機会が持てるよう支援し、景観まちづくりの普及を進めます。

(2) 市民活動への支援

市民や市民活動団体が主体的に行う景観の啓発、まち歩きイベント、景観ルールづくりなどの様々な活動に対して、情報提供、専門家の派遣、取り組みを支える新たな仕組みの整備、景観法に基づく景観協定の締結など、その活動内容に合わせた様々な支援を検討し、実施していきます。また、情報交換の場を提供し、景観づくりの活動をされている個人や団体のネットワークづくりを支援します。

(3) 表彰制度による活動の促進

優れた都市景観の形成に寄与していると認められる建築物、工作物、屋外広告物など、又は良好な景観形成に寄与する個人、団体の活動を表彰します。この制度により、市民や事業者の景観への意識が高まり、さらに市民活動を通じた交流が進み、効果的に景観づくりの活動が展開されることが期待されます。

(4) 人材の育成

横手市の良好な景観を将来につなぎ、また新たな景観形成を図るため、景観づくりを担う人材の育成を目指し、市民・事業者を対象とした出前講座や研修会、勉強会などの開催について検討します。

4. 市民が主体となった景観まちづくり組織の設立と活動に対する支援

(1) 任意団体

市民が主体となり景観まちづくりに取り組む組織に対して、活動内容に応じて設立や活動に対する支援を行います。

景観まちづくり委員会

一つの区域における景観まちづくりの推進を目的として組織された団体で、その活動が当該区域の多数の関係住民に支持されている団体を、横手市景観条例に基づいて「景観まちづくり委員会」として認定します。

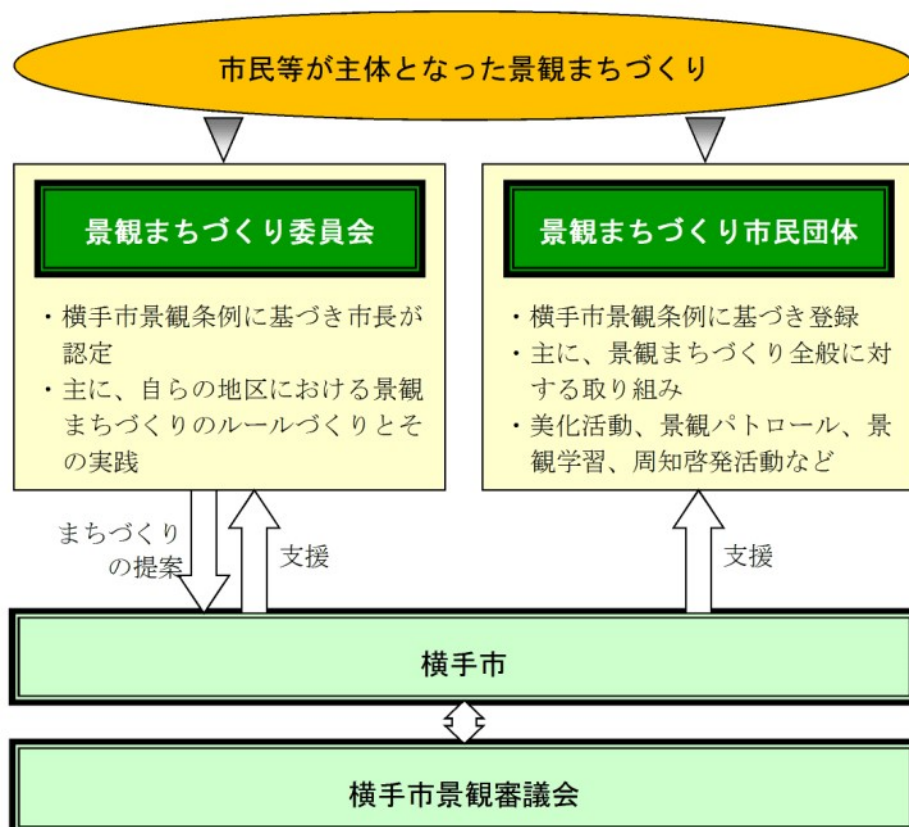
景観まちづくり委員会は、市長に対してまちづくり提案ができ、さらに景観法第11条第2項に基づき、景観重点地区の指定などの景観計画の策定又は変更を、市長に対し提案できる団体として位置づけます。

認定された景観まちづくり委員会に対しては、技術的援助や各種情報提供のほか、活動に要する経費の一部助成などの支援を行います。

景観まちづくり市民団体

自主的な運営により継続的かつ計画的に景観まちづくりに関する活動を行う団体を、横手市景観条例に基づいて、景観まちづくり市民団体として登録します。

登録された景観まちづくり市民団体に対しては、技術的援助や各種情報提供などの支援を行います。



(2) 法定団体

市民や事業者の景観に対する意識の高揚や景観まちづくりの活動状況などを勘案しながら、景観法に基づく景観整備機構や景観協議会を適宜設けていきます。

景観整備機構

景観整備機構は、民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人又は NPO について、市長がこれを指定し、良好な景観形成を担う主体として位置づけるものです。

横手市では、下記の業務を想定し、必要に応じて景観整備機構を指定します。景観整備機構には、より良い景観形成を進める上で重要となる設計や整備に関する情報の収集と対応などが期待されます。

景観整備機構の業務

- 良好な景観の形成に関する業務を行う者に対して当該業務に関する知識を有する者の派遣、情報提供、相談その他の支援を行うこと。
- 管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。
- 景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場、その他の公共施設に関する事業もしくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。
- 景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場、その他の公共施設に関する事業もしくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業に有効に利用できる土地の取得、管理及び譲渡を行うこと。
- 景観農業振興地域整備計画の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、当該土地についての権利を取得し、その土地の管理を行うこと。
- 良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。
- その他、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。

景観協議会

景観計画区域内における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、必要に応じて景観協議会を設置します。景観協議会には、市、景観重要公共施設の管理者、景観整備機構のほか、必要に応じて、関係行政機関、住民そして観光・商工・農業などの団体、公益事業を営む者その他良好な景観の形成促進のための活動を行うものを加えることができます。

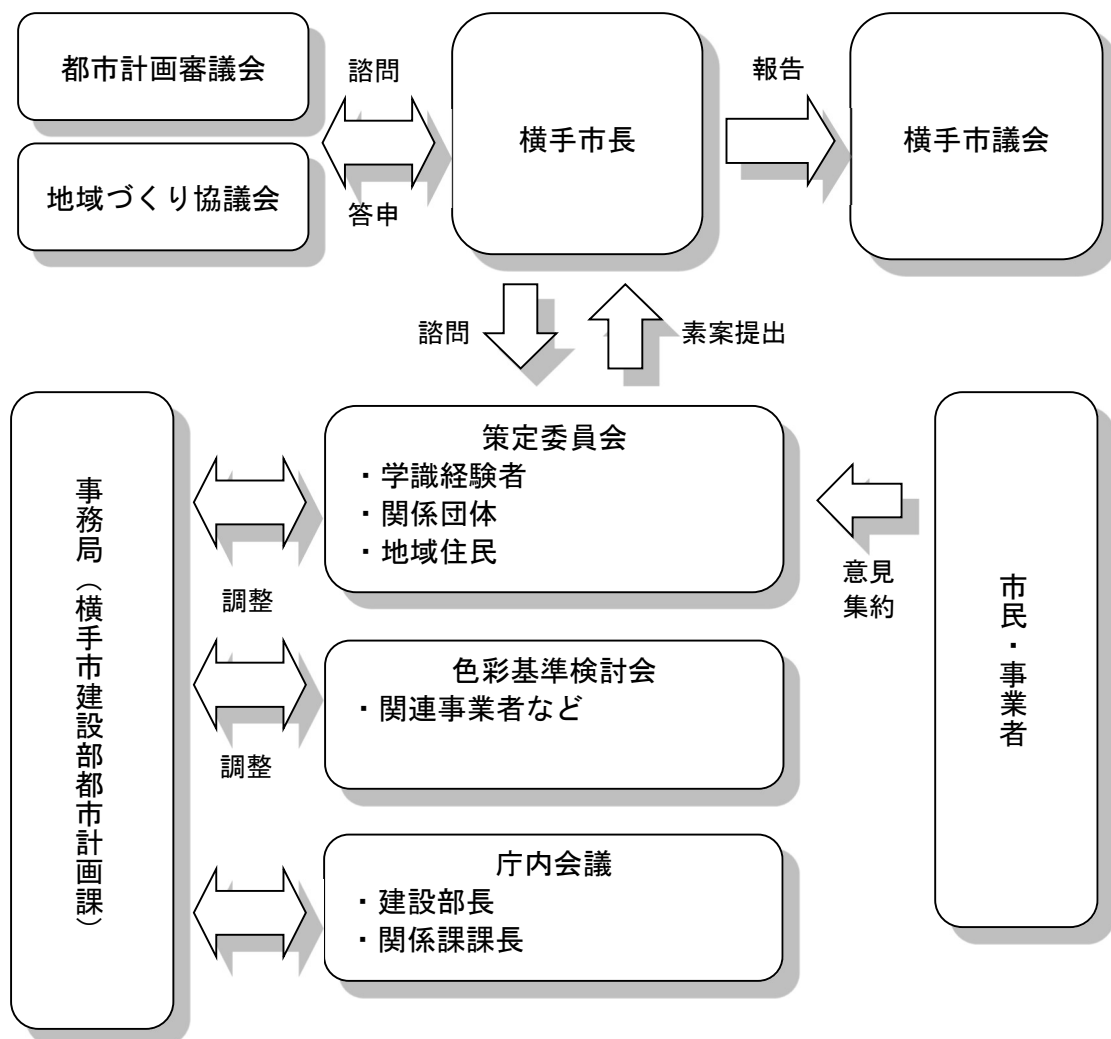
第11章 資料編



横手公園から夕暮れの鳥海山を望む(横手地域)

1. 策定体制

横手市景観計画は、以下の体制で策定に取り組みました。



■横手市景観計画策定委員会委員名簿（平成 22～23 年度）

氏 名	区 分	分野等	備 考
北 原 啓 司	学識経験	弘前大学教授	委員長 横手市増田地区伝統的建造物群保存対策調査委員会委員
松 川 十 二	学識経験	都市	横手市都市計画審議会委員
伊 藤 武 士	学識経験	歴史・文化	横手市市史編さん室普及員
高 荒 宏 一	関係団体	建築	横手市建築士会
鈴 石 博 実	関係団体	観光	横手市観光連盟
高 階 ヤス子	関係団体	農業	秋田ふるさと農業協同組合
佐 藤 武	関係団体	森林	横手市森林組合
小 松 郁 美	地域	横手地域	地域づくり協議会委員
奥 山 勝 榮	地域	増田地域	地域づくり協議会委員（平成 23 年度）
加 藤 勝 義	地域	増田地域	地域づくり協議会委員（平成 22 年度）
中 嶋 智 子	地域	平鹿地域	地域づくり協議会委員
佐 藤 てる子	地域	雄物川地域	地域づくり協議会委員
太 田 壽 一	地域	大森地域	地域づくり協議会委員
佐 々 木 仁	地域	十文字地域	地域づくり協議会委員
黒 沢 義 春	地域	山内地域	地域づくり協議会委員
照 井 勇 光	地域	大雄地域	地域づくり協議会委員

■色彩基準検討会名簿（平成 23 年度）

氏 名	分 野	備 考
鈴 石 博 実	観光	横手市観光協会（横手市景観計画策定委員会委員）
佐 藤 てる子	景観	秋田県景観マネージャー（横手市景観計画策定委員会委員）
松 井 幹 子	建築	横手市建築士会
佐 々 木 進	屋外広告	横手市内看板業者
小 川 四 郎	塗装	横手市内塗装業者
山 石 均	行政	横手市建設部建築住宅課

■庁内会議委員（平成 22～23 年度）

氏 名	備 考
照 井 康 晴	建設部長
遠 藤 久 志	建設部次長兼道路河川課長（平成 22 年度）
渡 部 幸 伸	建設部道路河川課長（平成 23 年度）
日 野 充	建設部建築住宅課長
佐 藤 良 吉	総務企画部長兼経営企画課長（平成 22 年度）
高 橋 嘉	総務企画部経営企画課長（平成 23 年度）
小松田 文夫	産業経済部観光物産課長
佐 藤 誠 悦	産業経済部農林整備課長
高 山 勇 光	産業経済部農業政策課長（平成 22 年度）
関 口 悦 雄	産業経済部農業政策課長（平成 23 年度）
菊 地 晴 男	福祉環境部生活環境課長
高 橋 功	教育委員会文化財保護課長（平成 22 年度）
黒 政 欽 一	教育委員会文化財保護課長（平成 23 年度）

■事務局（平成 22～24 年度）

氏 名	備 考
照井 康晴	建設部長（平成 22～24 年度）
佐 越 和 之	建設部都市計画課長（平成 22～23 年度）
日 野 充	建設部都市計画課長（平成 24 年度）
神 谷 昭 浩	建設部都市計画課計画担当チーフ（平成 22～23 年度）
佐 藤 肇	建設部都市計画課計画担当チーフ（平成 24 年度）
伊 勢 谷 篤	建設部都市計画課計画担当（平成 22～23 年度）
吉 方 貞 美	建設部都市計画課計画担当（平成 24 年度）
坂 水 剛	建設部都市計画課計画担当（平成 24 年度）
渡 部 将 貴	建設部都市計画課計画担当（平成 22 年度）
高橋 慎一郎	建設部都市計画課計画担当（平成 22～24 年度）
照 井 一 義	建設部都市計画課計画担当（平成 23～24 年度）
高 本 明 美	建設部都市計画課計画担当（平成 23～24 年度）
石 橋 大 輔	産業経済部観光物産課（平成 22 年度）、同伝建推進室（平成 23 年度） 総務企画部市長公室伝建推進担当（平成 24 年度）

2. 策定の経緯

平成 22 年	9 月 27 日	第 1 回横手市景観計画策定委員会
	10 月 20 日	横手市景観まちづくりアンケート調査
～	11 月 5 日	
	11 月 24 日	第 1 回庁内会議
	11 月 30 日	第 2 回横手市景観計画策定委員会
平成 23 年	2 月 23 日	第 3 回横手市景観計画策定委員会
	2 月 24 日	第 2 回庁内会議
	7 月 7 日	第 3 回庁内会議
	7 月 11 日	第 4 回横手市景観計画策定委員会
	9 月 1 日	色彩基準検討会
	11 月 25 日	第 4 回庁内会議
	12 月 16 日	第 5 回横手市景観計画策定委員会
平成 24 年	1 月 23 日	地域づくり協議会への説明（8 地域）
～	2 月 2 日	
	3 月 14 日	第 6 回横手市景観計画策定委員会
	5 月 21 日	地域懇談会（8 地域）
	5 月 30 日	
	6 月 11 日	景観計画案に関する意見募集（パブリックコメント）実施
	7 月 2 日	
	7 月 12 日	都市計画審議会（景観計画素案に関する意見聴取）
平成 24 年	9 月 25 日	景観計画の策定（告示）

3. 横手市景観まちづくりアンケート調査の概要

(1) 調査概要

調査期間	平成 22 年 10 月 20 日から 11 月 5 日まで
調査の対象者と抽出方法	住民基本台帳に登載されている 20 歳以上の者から 3,000 名を無作為抽出
調査方法	・ 郵便による配付及び回収 ・ 無記名形式
回収状況	1,006 人(回収率 : 33.5%)
調査内容	・ 属性 (選択回答) ・ 身の回りの景観について (選択回答) ・ 横手市の景観について (選択回答) ・ 良いと思う景観・良くないと思う景観について (自由記入回答)

(2) 調査結果

◆あなたご自身やあなたのお住まいについて

(n=1006)

①性別	男性	45.8%
	女性	53.7%
	無回答	0.5%
②年齢	20～29 歳	6.3%
	30～39 歳	11.3%
	40～49 歳	11.0%
	50～59 歳	21.2%
	60～69 歳	22.5%
	70 歳以上	27.1%
	無回答	0.6%
③職業	会社員、公務員	26.6%
	自営業	7.9%
	農林業	11.4%
	主婦(夫)	16.1%
	パート・アルバイト・内職等	8.7%
	学生	0.6%
	無職	24.0%
	その他	3.8%
	無回答	0.9%
④出身地	生まれてからずっと横手市に住んでいる	52.8%
	横手市で生まれたが、一度市外に転出し、再び横手市に戻ってきた	23.1%
	県内の他市町村の出身である	18.1%
	県外出身である	5.5%
	その他	0.0%
	無回答	0.6%
⑤居住形態	一戸建て持ち家	92.7%
	分譲マンション	0.1%
	公営住宅	1.0%
	一戸建て借家	1.3%
	民間賃貸マンション・アパート	3.6%
	その他	0.5%
	無回答	0.8%

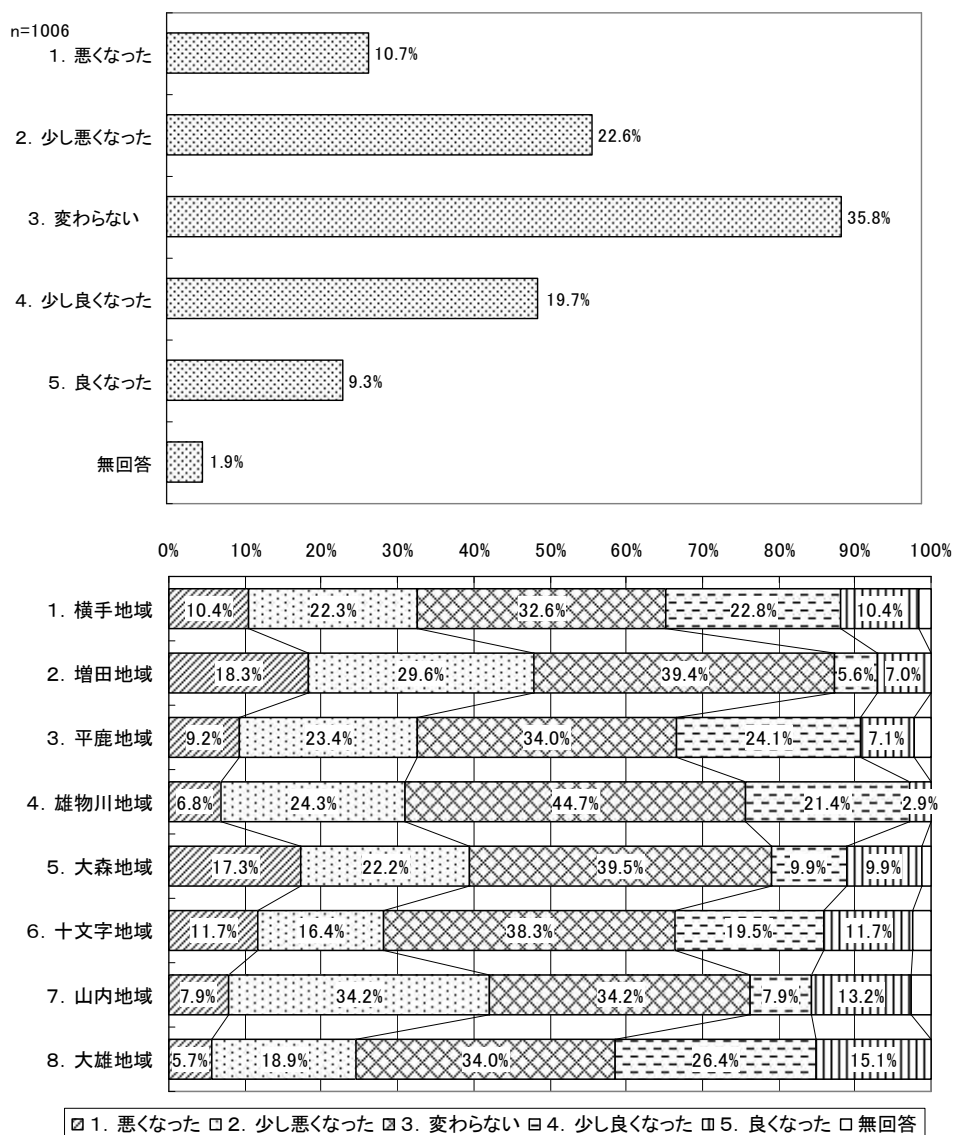
⑥家族構成	単身	5.3%
	親と子、夫婦と親など2世代世帯	41.9%
	夫婦のみ	20.0%
	3世代世帯(親と子と孫)以上の世帯	25.8%
	その他	6.2%
	無回答	0.8%
⑦居住地域	横手地域	38.4%
	増田地域	7.1%
	平鹿地域	14.0%
	雄物川地域	10.2%
	大森地域	8.1%
	十文字地域	12.7%
	山内地域	3.8%
	大雄地域	5.3%
	無回答	0.5%

◆あなたの身の回りの景観について

⑧身の回りの自然や街並みなどの景観

- 身の回りの自然や街並みなどの景観について、10年前と比べて「変わらない」と回答した人が36.1%と最も多くなっています。その他、「少し悪くなった」「少し良くなった」が2割前後、「悪くなった」「良くなった」が1割前後を占めています。
- 地域別にみると、増田地域、山内地域、大森地域の山間部の地域で「悪くなった」「少し悪くなった」が4割以上を占め、他の地域よりも高くなっています。一方、大雄地域、横手地域、平鹿地域、十文字地域では、「良くなった」「少し良くなった」の割合が高くなっており、山間部よりも都市部の地域の方が良い評価をしている傾向にあります。

問8 あなたの身の回りの自然や街並みなどの景観は、以前（10年前ぐらい）と比べて、どうなったと感じますか。（1つだけ選択）

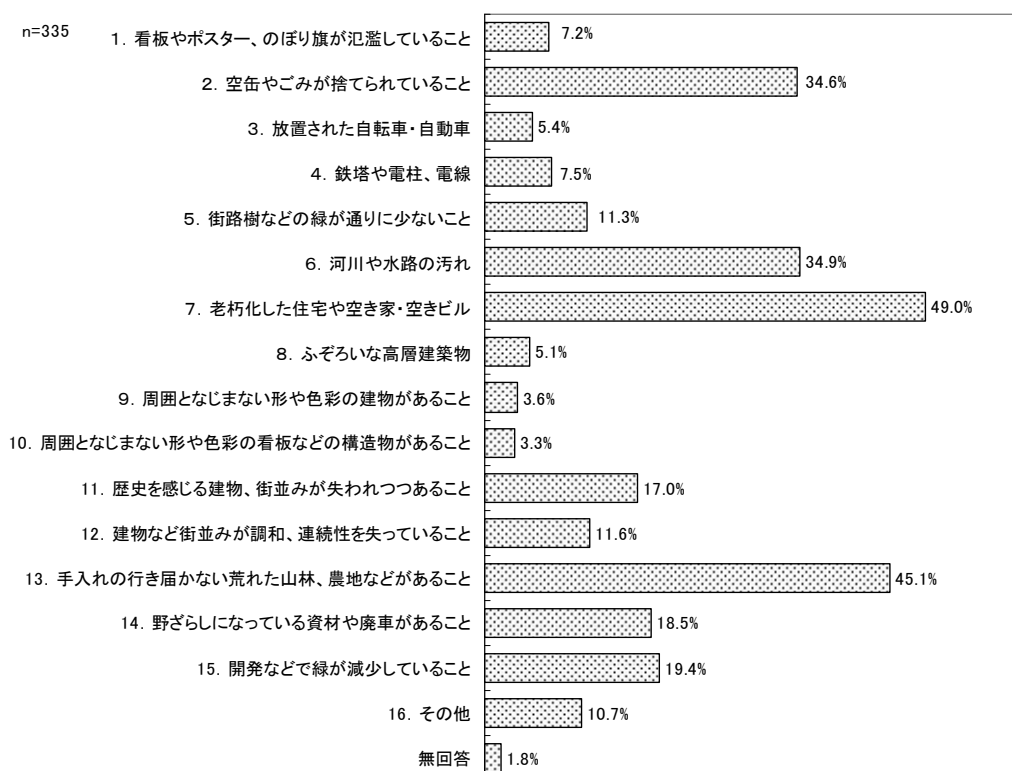


⑨身の回りの景観が「悪くなった」と感じること

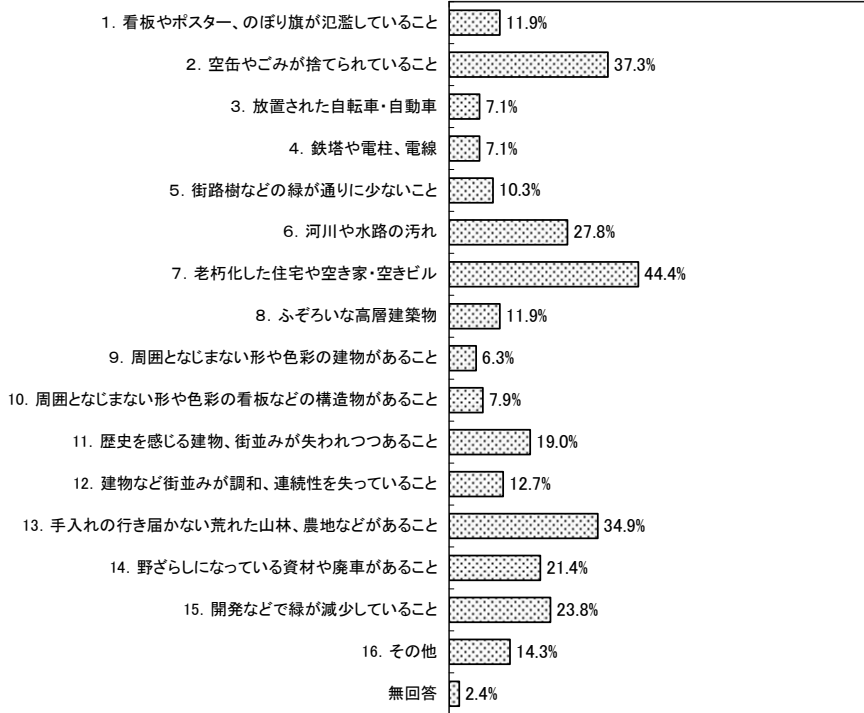
- 身の回りの景観が「悪くなった」と感じることは、「老朽化した住宅、空き家など」が半数近くを占め最も高い値を示し、次いで「荒れた山林、農地など」、「河川や水路の汚れ」「空き缶やゴミが捨てられている」が続いています。
- 地域別にみても、横手地域、増田地域、十文字地域では「老朽化した住宅など」、また、雄物川地域、大森地域、山内地域では「荒れた山林、農地など」が最も高い割合となっています。

問9 あなたの身の回りの景観が「悪くなった」と感じるのは、主にどのようなことについてですか。（すべて選択）

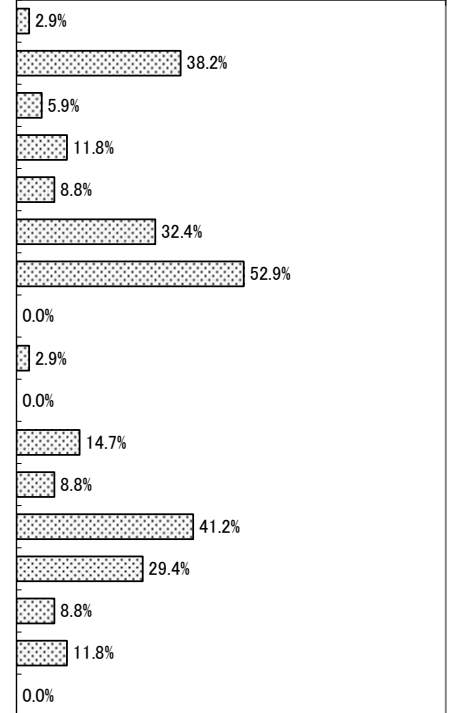
※問8で「1. 悪くなった」「2. 少し悪くなった」を選択した方のみ回答



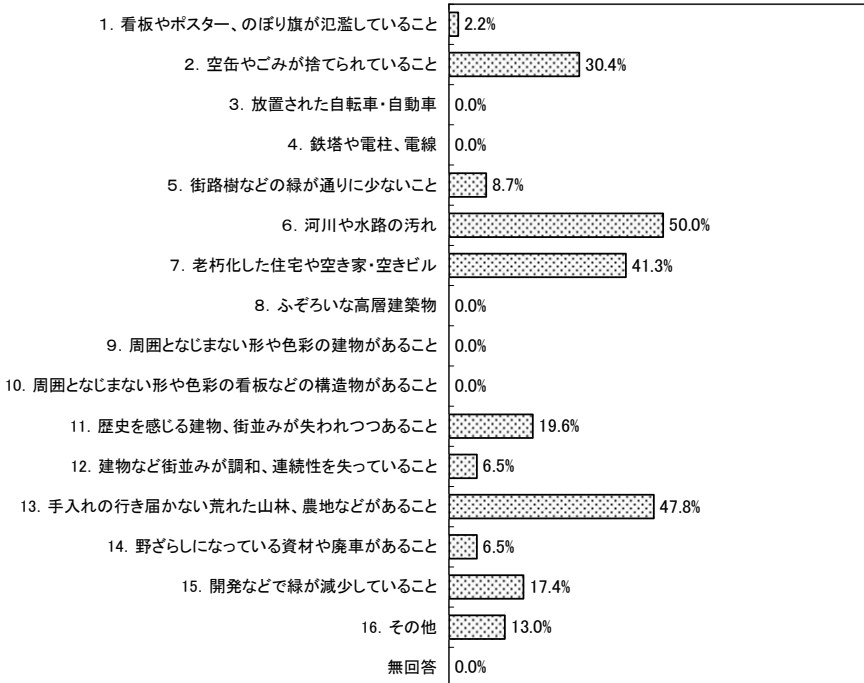
【横手地域】



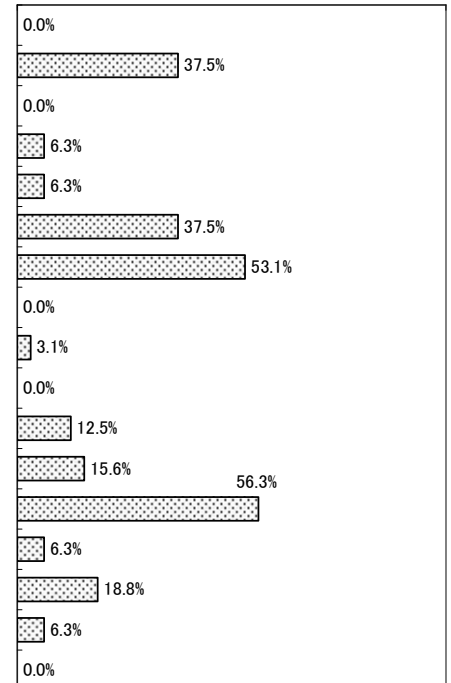
【増田地域】



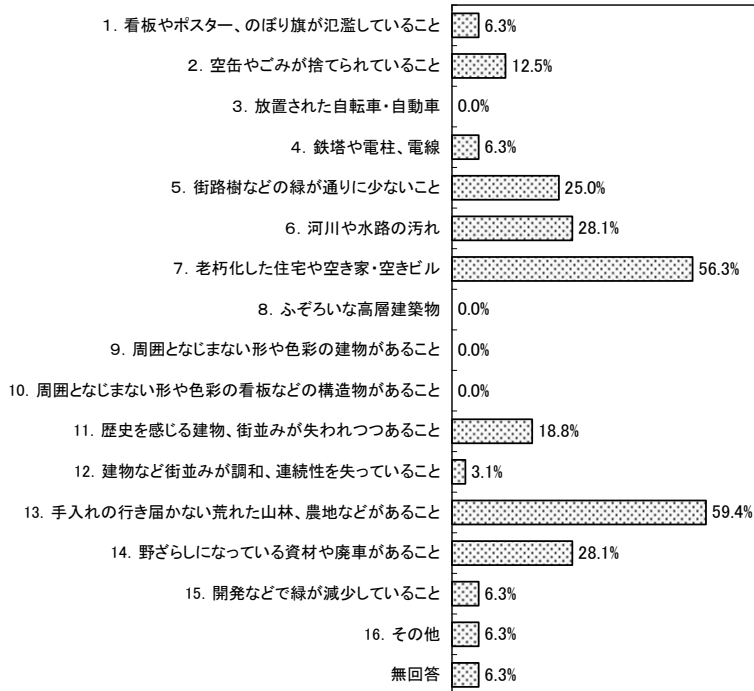
【平鹿地域】



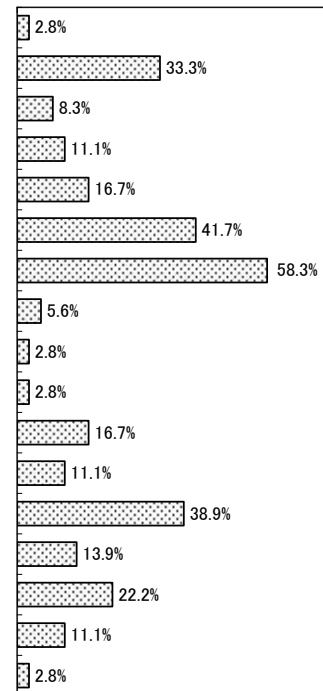
【雄物川地域】



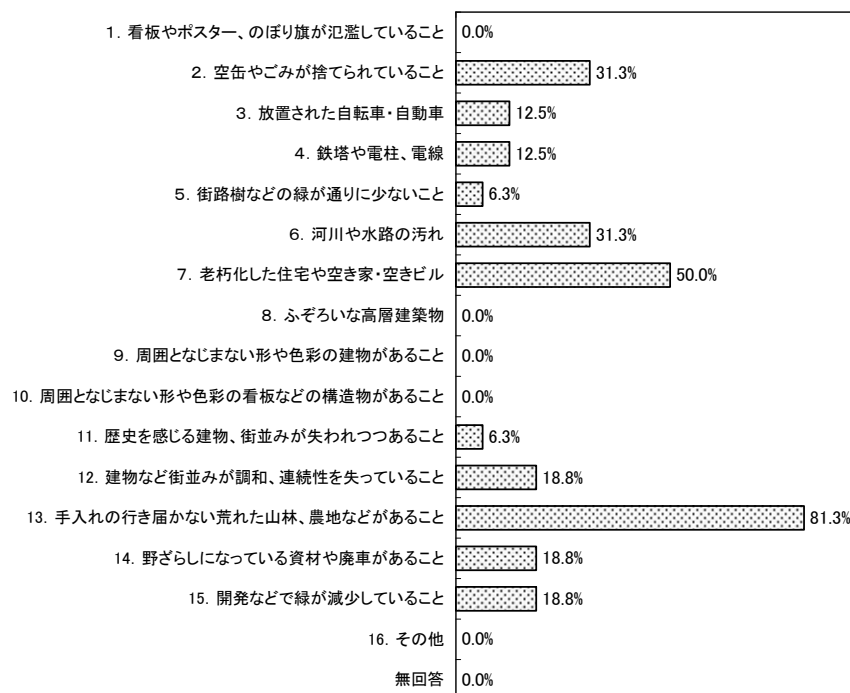
【大森地域】



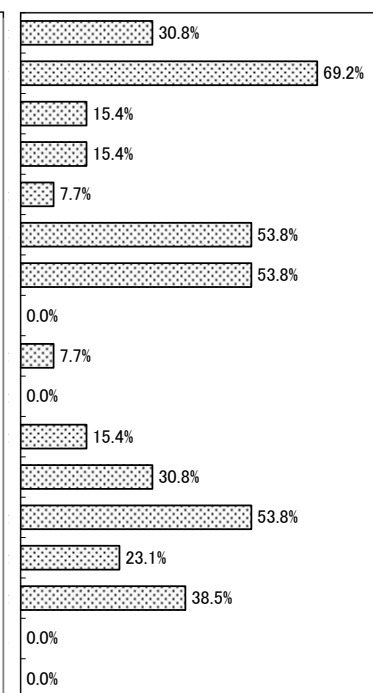
【十文字地域】



【山内地域】



【大雄地域】

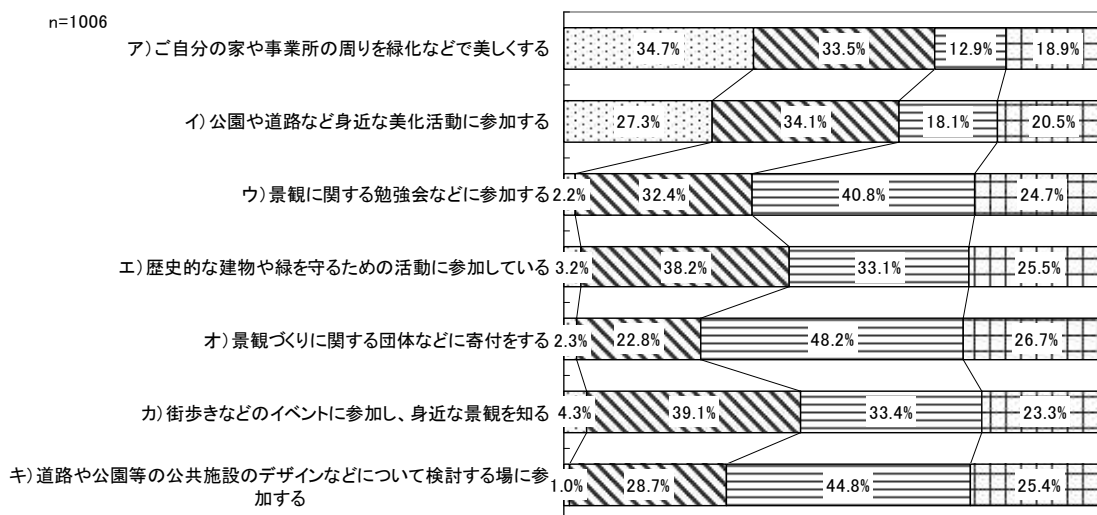


⑩現在の景観に関する活動参加状況、今後の参加意向

- 景観に関する活動参加状況については、「自分の家や事業所を緑化」「身近な美化活動」についてすでに活動している人が3割前後を占め、今後活動をしたい人を含めると6～7割の人が参加に前向きな意向を示しています。その他の項目については、現在活動している人が2～3%程度であるものの、「歴史的な建物や緑を守る活動に参加」「イベントに参加し身近な景観を知る」などは4割近い人が今後参加する意向を示しています。しかし、「寄付をする」「検討する場に参加」については半数近くの人が今後も活動したいと思わないとしています。
- 地域別にみても、いずれの地域も全体と同様な傾向がみられ「自分の家や事業所を緑化」「身近な美化活動」で参加の意向を示す割合が高い一方で、「寄付をする」については、活動したいと思わないが高くなっています。

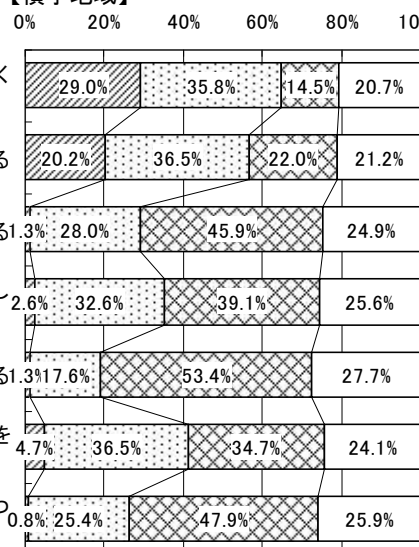
問10 あなたは、現在、どのような景観に関する活動に参加していますか。また、今後どのような活動に参加したいと思いますか。（1つだけ選択）

n=1006

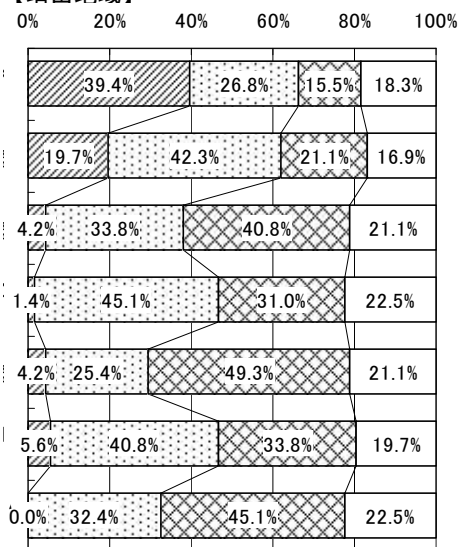


□ 現在、すでに活動している □ 現在、活動していないが、今後活動したい □ 活動したいと思わない □ 無回答

【横手地域】



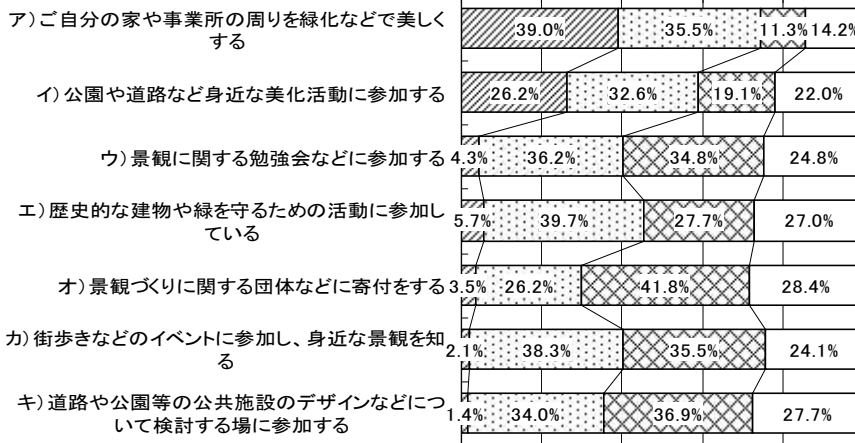
【増田地域】



□ 1. 現在すでに活動している □ 2. 現在活動していないが、今後活動したい
□ 3. 活動したいと思わない □ 無回答

【平鹿地域】

0% 20% 40% 60% 80% 100%

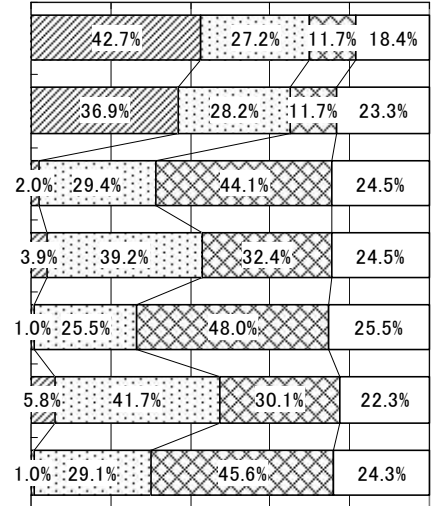


□ 1. 現在すでに活動している
□ 3. 活動したいと思わない

□ 2. 現在活動していないが、今後活動したい
□ 無回答

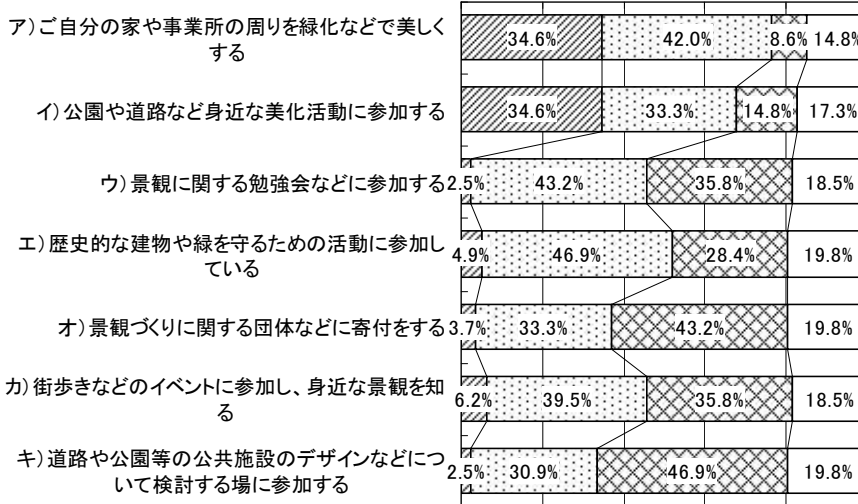
【雄物川地域】

0% 20% 40% 60% 80% 100%



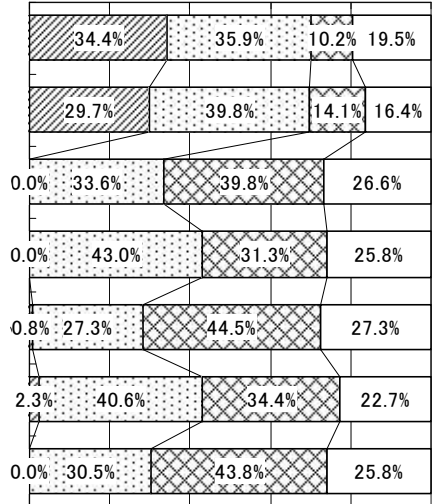
【大森地域】

0% 20% 40% 60% 80% 100%



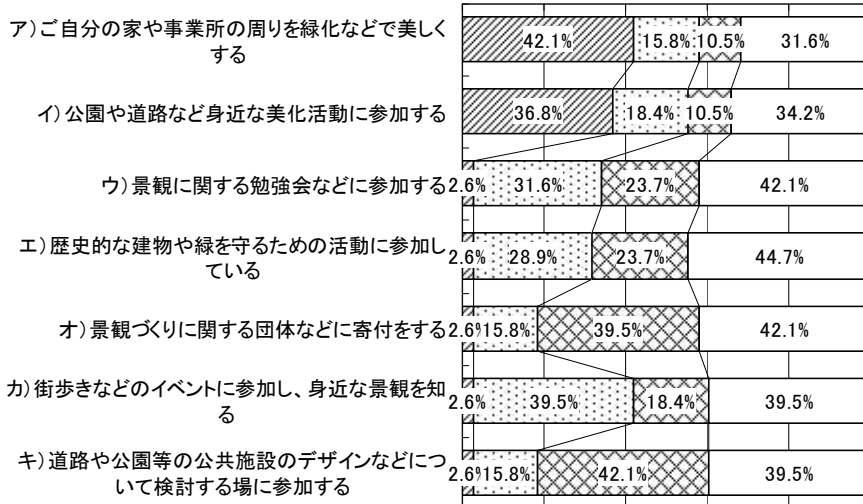
【十文字地域】

0% 20% 40% 60% 80% 100%



【山内地域】

0% 20% 40% 60% 80% 100%

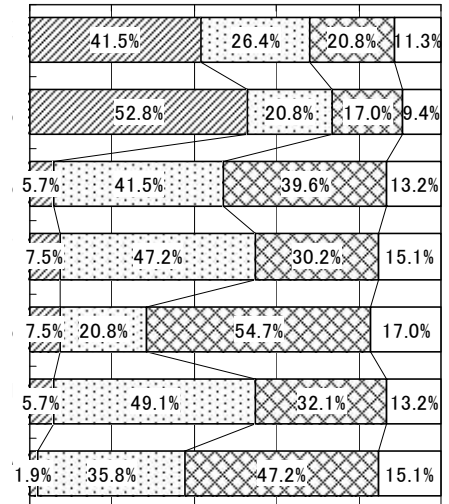


□ 1. 現在すでに活動している
□ 3. 活動したいと思わない

□ 2. 現在活動していないが、今後活動したい
□ 無回答

【大雄地域】

0% 20% 40% 60% 80% 100%

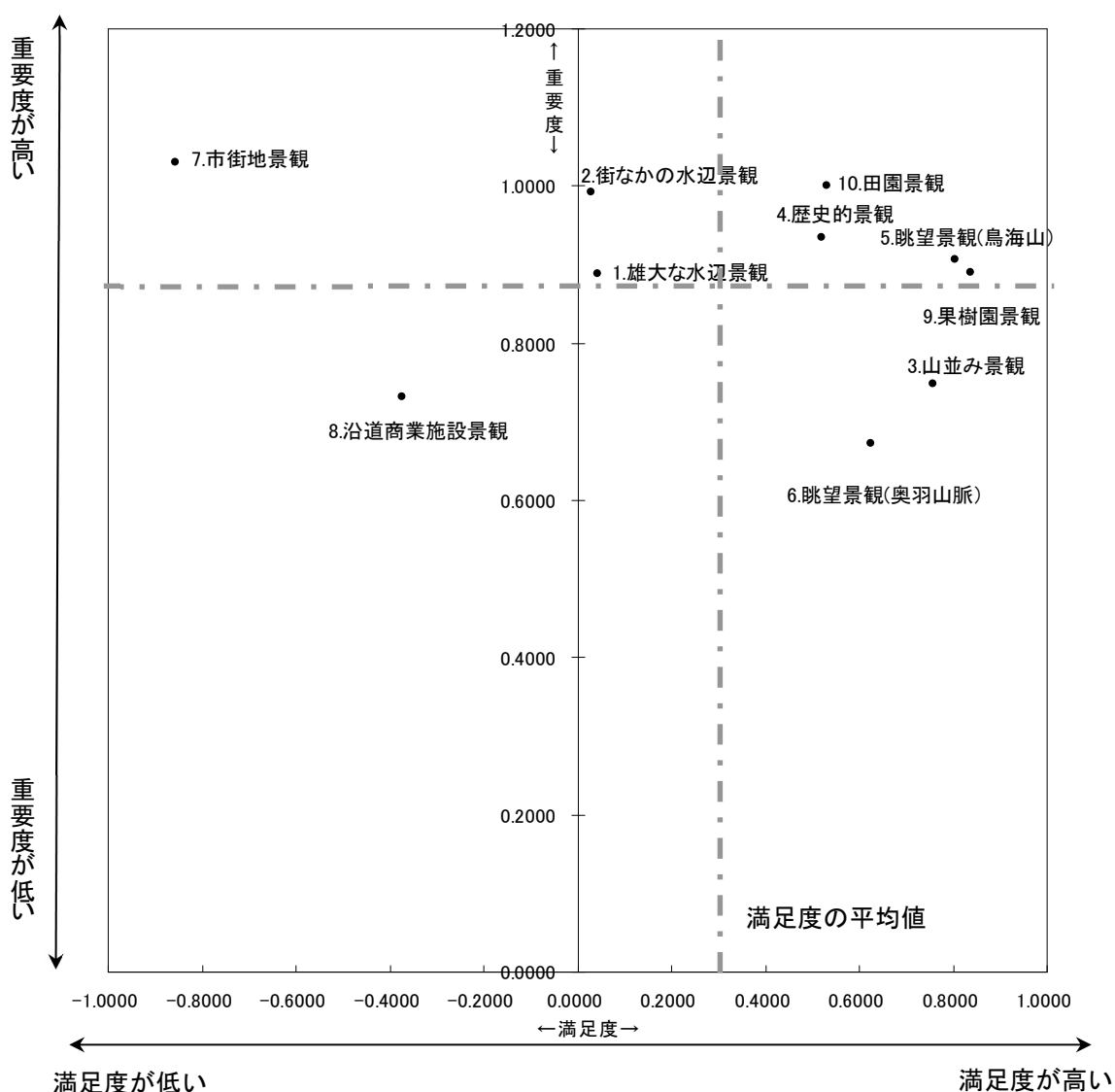


◆横手市の景観について

⑪主要な景観の「現在の評価」「今後の重要度」

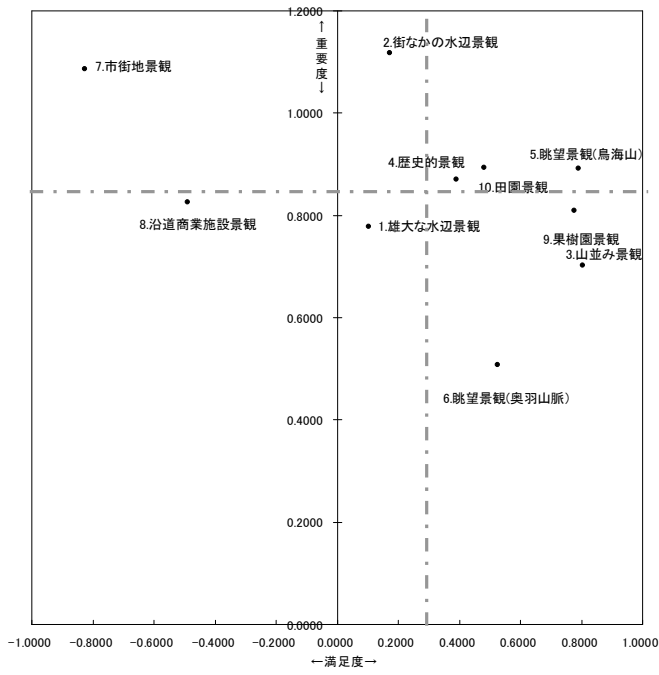
- 主要な景観について、現在の評価、今後の重要度がともに高いものは、「田園景観」「歴史的景観」「眺望景観（烏海山）」「果樹園景観」などがあります。
- 全体的にみて、自然的景観は現在の評価、今後の重要度が高い傾向にありますが、都市的な景観については、「市街地景観」は現在の評価は低いものの今後の重要度が高く、「沿道商業施設景観」は現在の評価、今後の重要度がともに低く平均値以下となっています。

問11 現在の評価と、今後の景観づくりにおける重要度がどの程度かお答えください。（1つだけ選択）

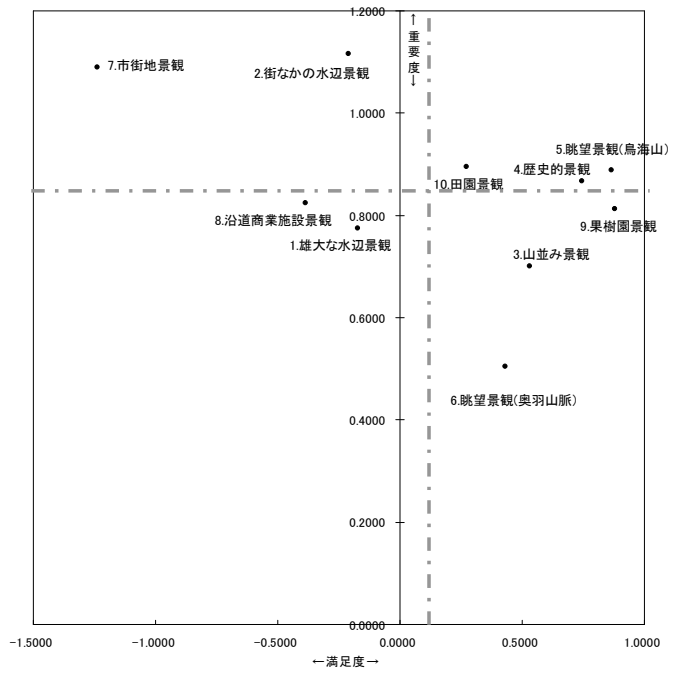


※〔満足（重要）×2＋やや満足（重要）×1＋やや不満（あまり重要でない）×（-1）＋不満（重要でない）×（-2）＋分からない×0〕／選択者数 により数値化している

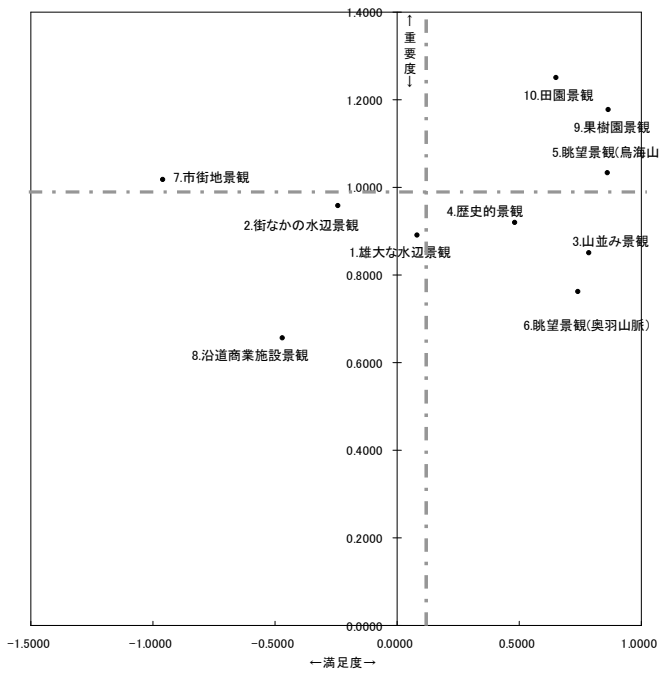
【横手地域】



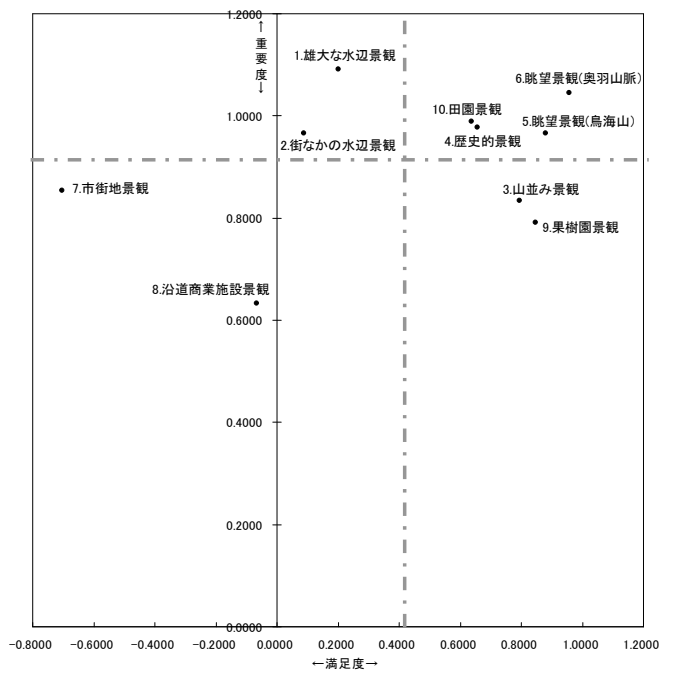
【増田地域】



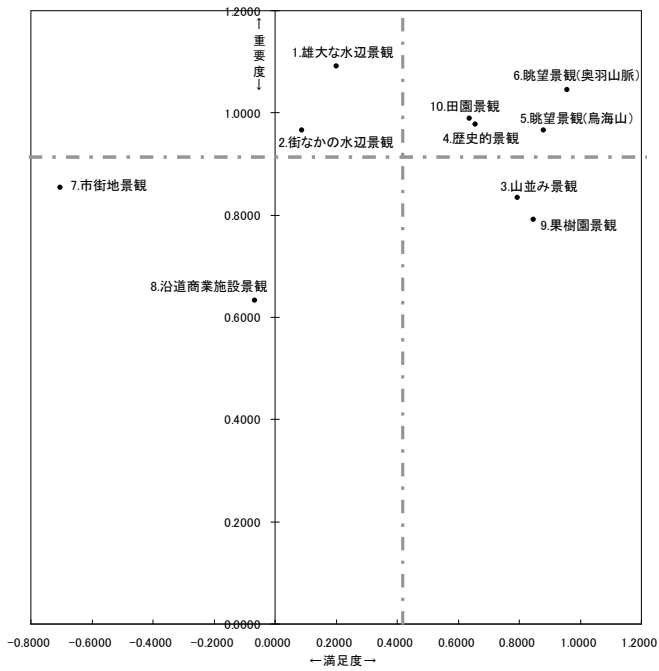
【平鹿地域】



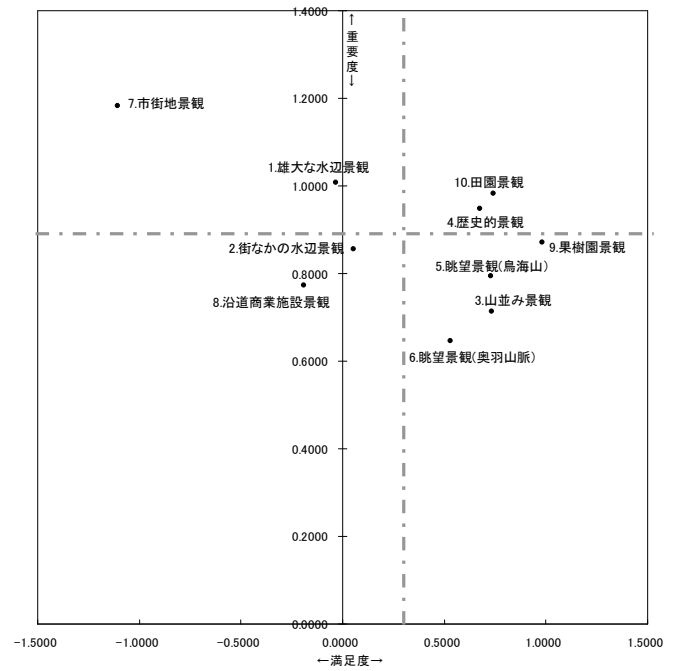
【雄物川地域】



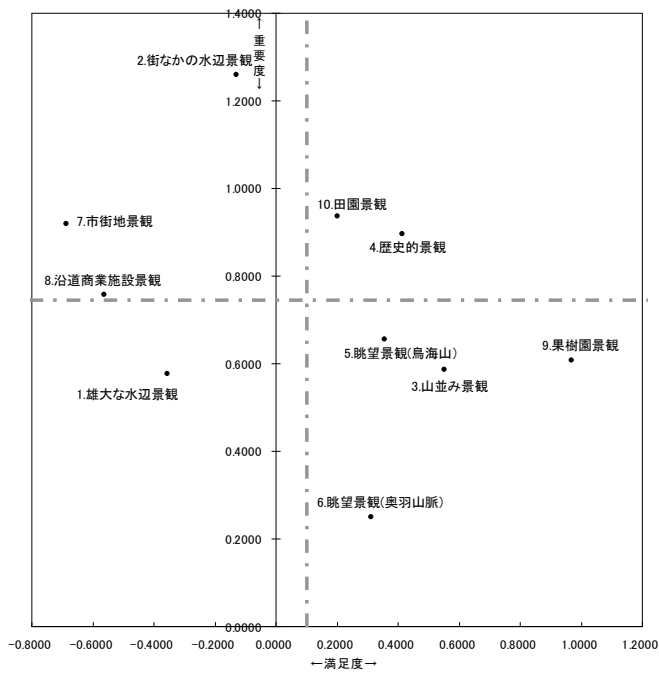
【大森地域】



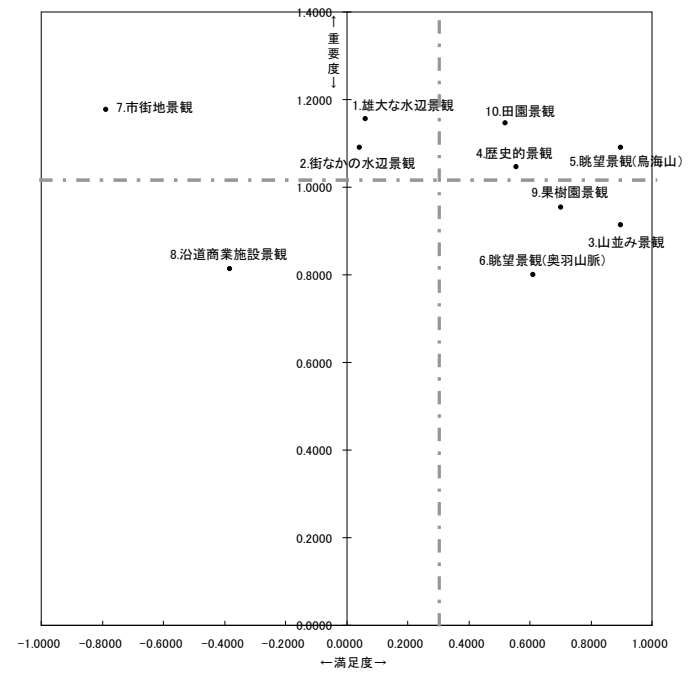
【十文字地域】



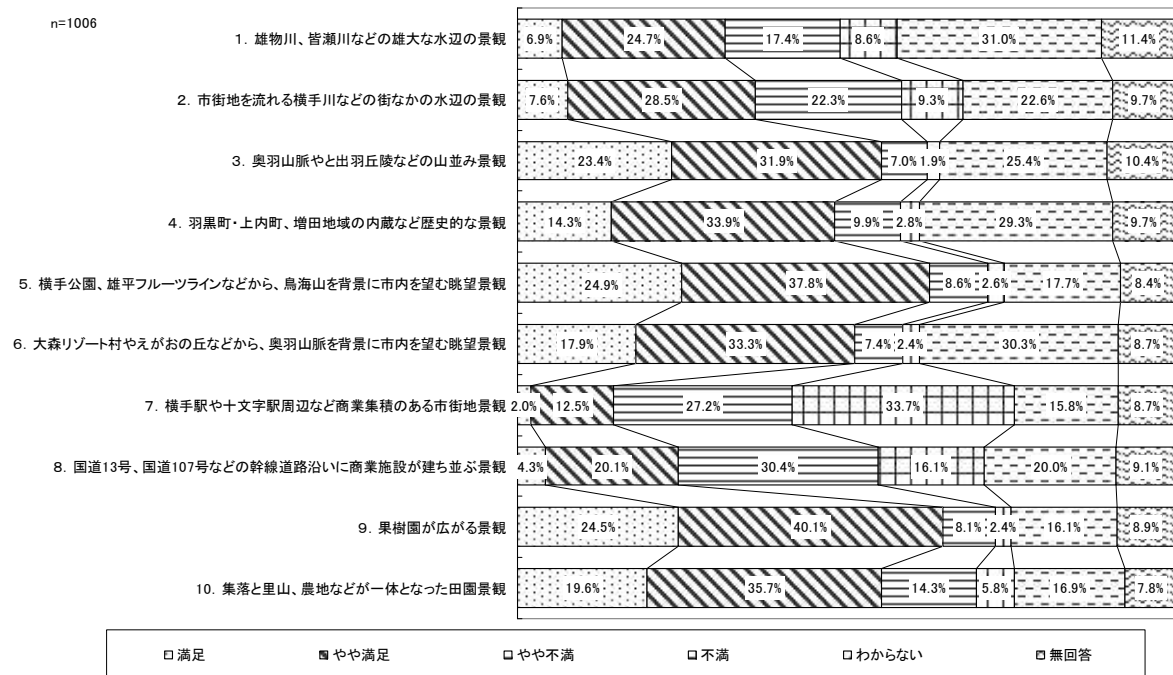
【山内地域】



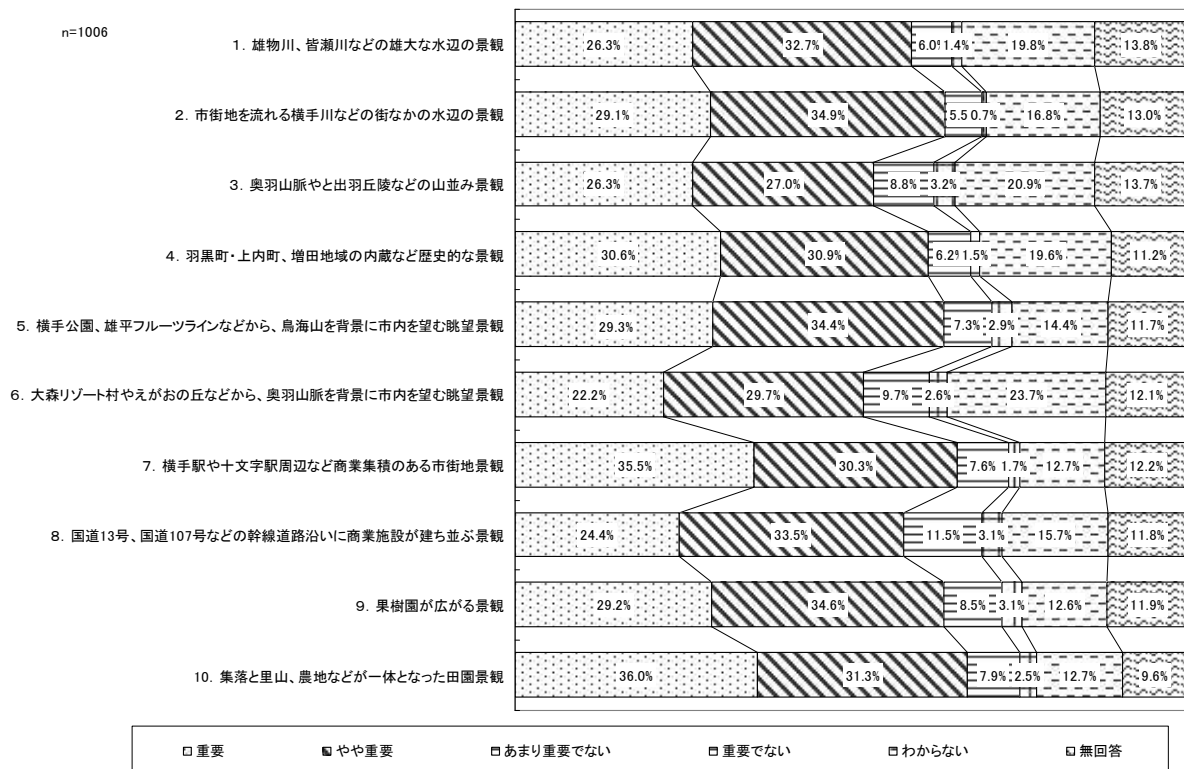
【大雄地域】



【満足度】



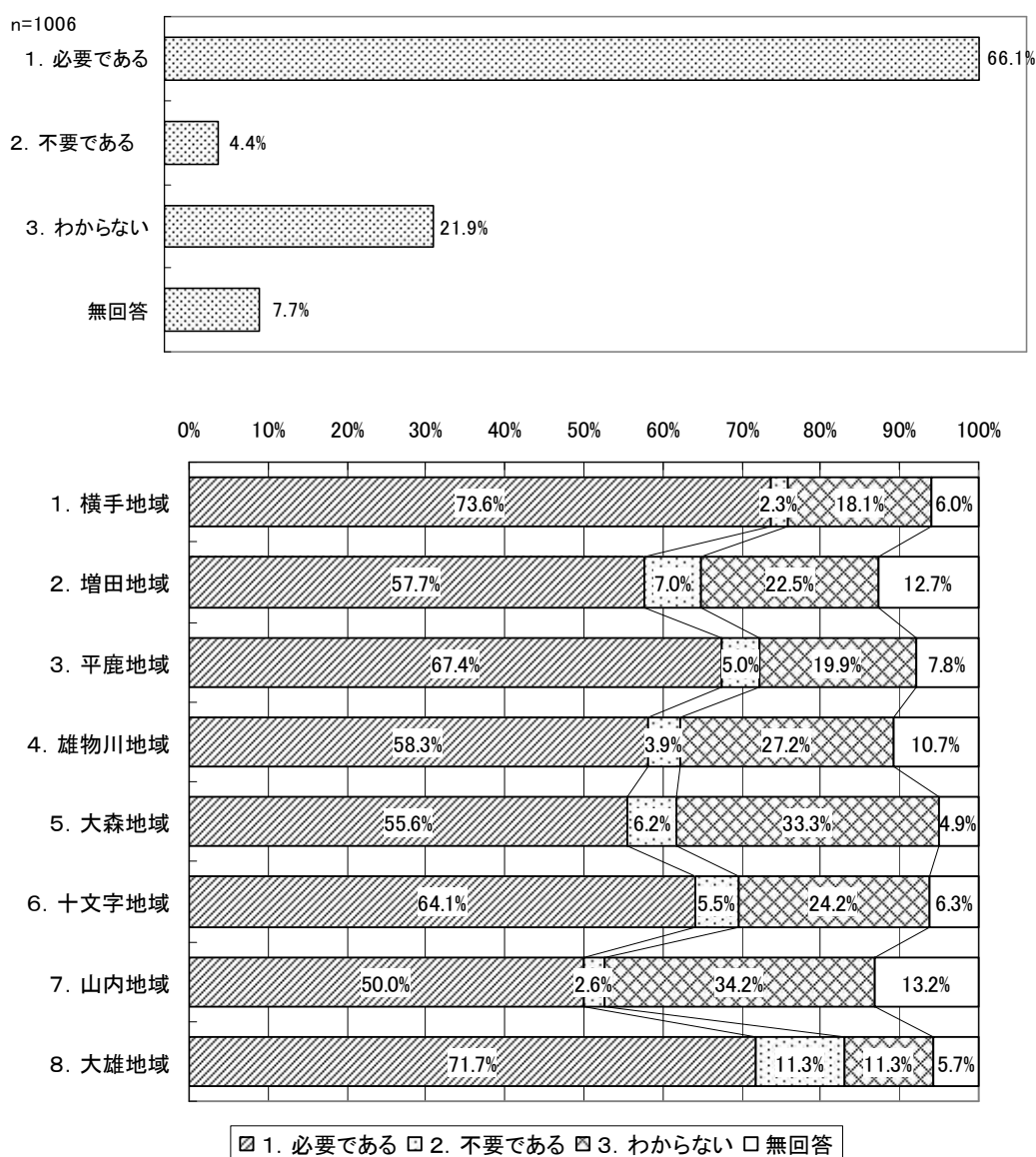
【重要度】



⑫ 景観づくりルールの必要性

- 景観づくりのルールの必要性については、「必要である」が66.1%、「わからない」が21.9%、「不要である」が4.4%となっています。
- 地域別にみると、横手地域、大雄地域、平鹿地域で「必要である」と回答した人が7割前後を占め、他の地域よりも高くなっています。

問 1 2 良好な景観を守り、育てていくための手法の1つとして、景観づくりのルールを設定し景観を誘導することがあります。あなたは、こうしたルールが必要だと思いますか。（1つだけ選択）

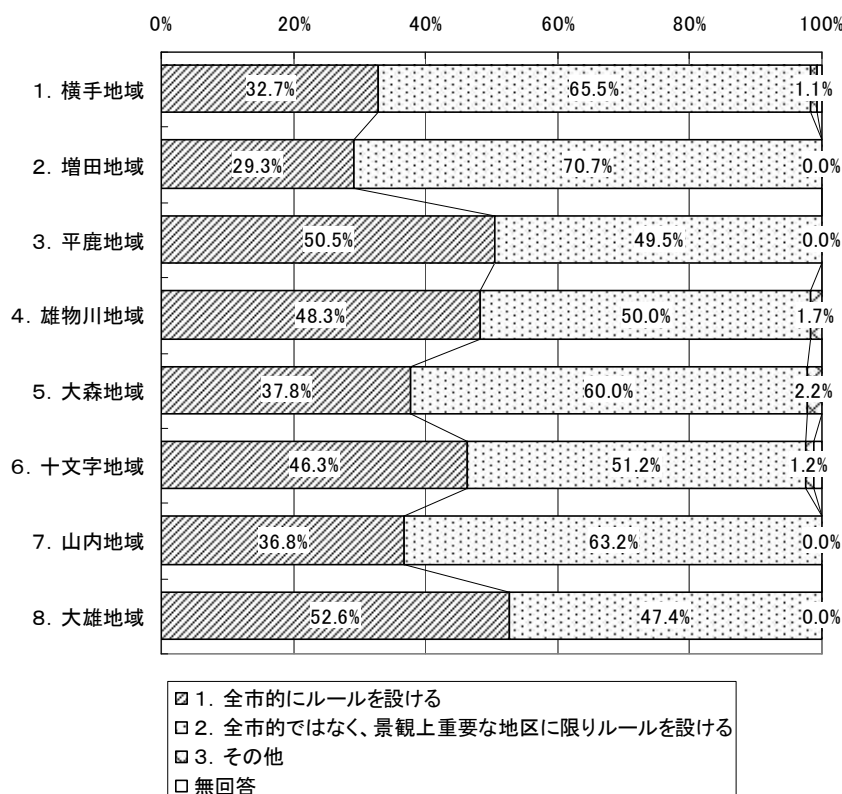
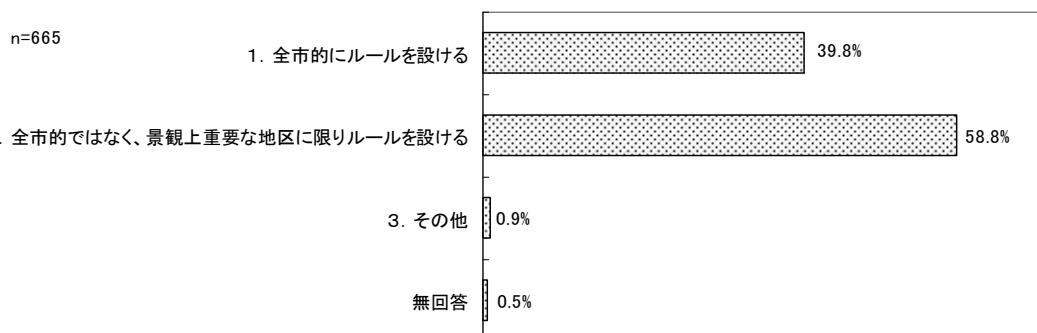


⑬ 景観づくりルールの設定のされ方

- 景観づくりルールについては、「全市的ではなく、景観上重要な地区に限りルールを設ける」が58.8%、「全市的にルールを設ける」が39.8%となっています。
- 地域別にみても、横手地域、増田地域で「全市的ではなく、景観上重要な地区に限りルールを設ける」と回答した人が7割程度を占め、他の地域よりも高くなっています。

問13 あなたは、景観づくりのルールは、どのように設定されるべきだと思いますか。
(1つだけ選択)

※問12で「1. 必要である」を選択した方のみ回答

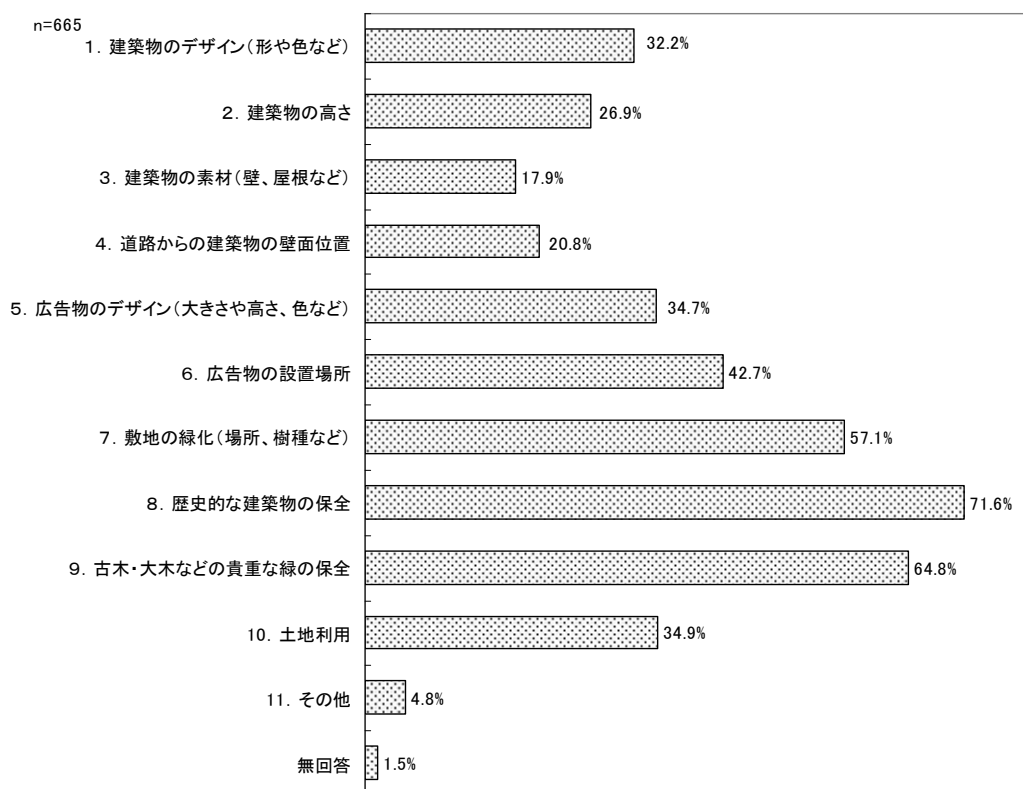


⑭ 景観づくりルールの設定に必要な取り組み

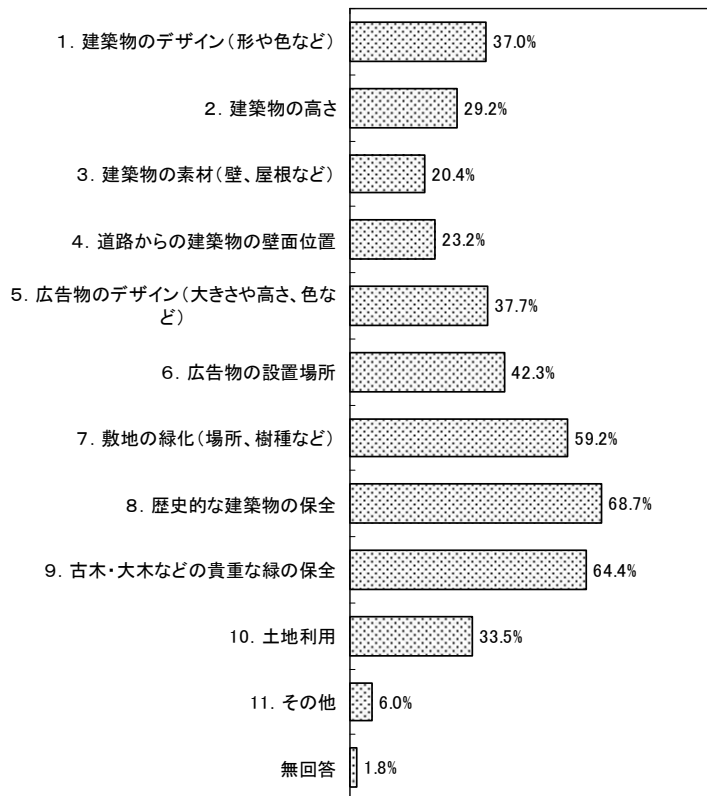
- 景観づくりルールの設定に必要な取り組みについては、「歴史的な建築物の保全」が71.6%となり最も高く、次いで、「貴重な緑の保全」が64.8%、「敷地の緑化」が57.1%と続いています。
- 地域別にみても、山内地域は「貴重な緑の保全」が最も高い割合となっていますが、他の地域は「歴史的建築物の保全」の方が高くなっています。

問14 景観づくりのために、ルールを設けるとしたら、どのような取り組みが必要だと思いますか。（すべて選択）

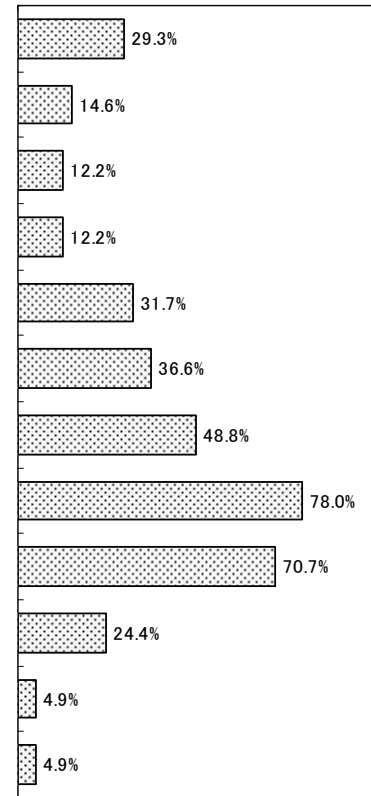
※問12で「1. 必要である」を選択した方のみ回答



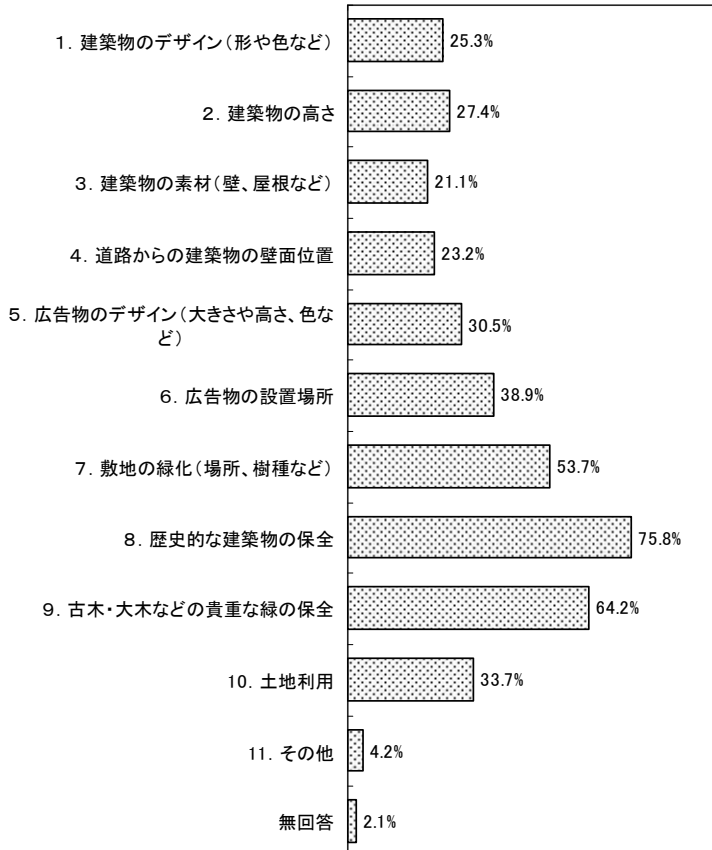
【横手地域】



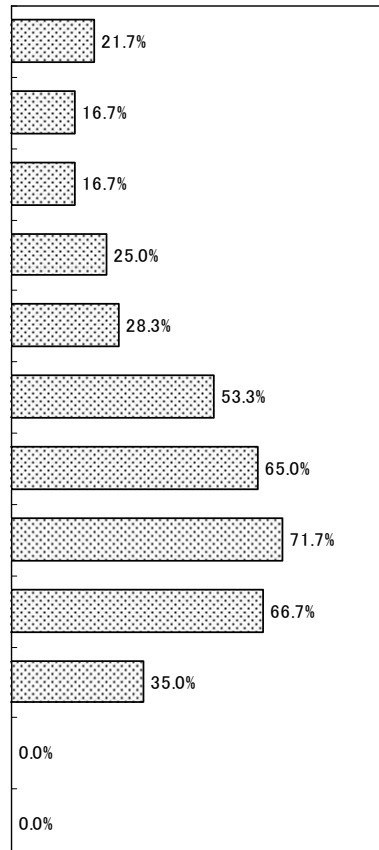
【増田地域】



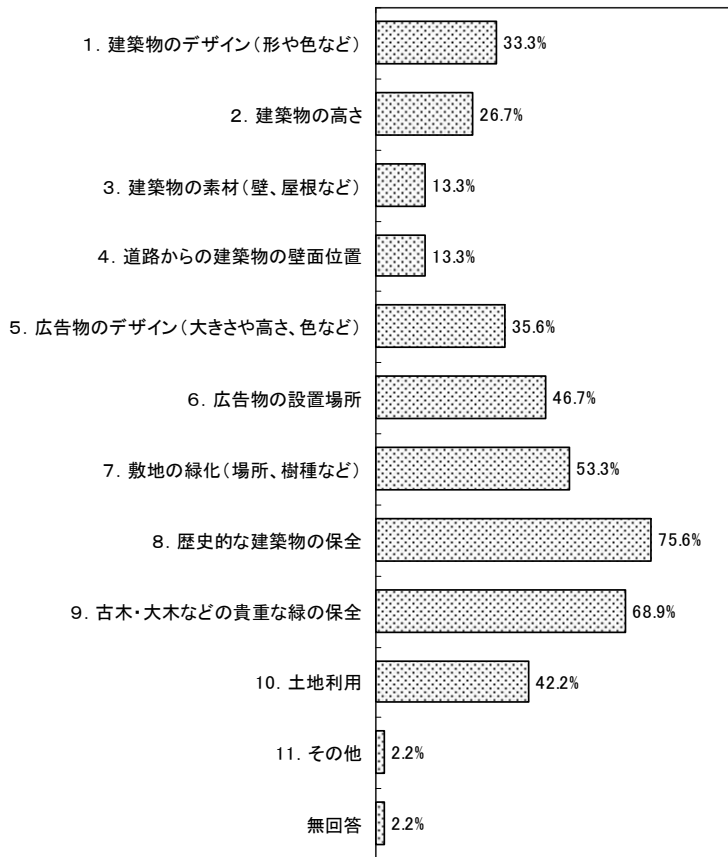
【平鹿地域】



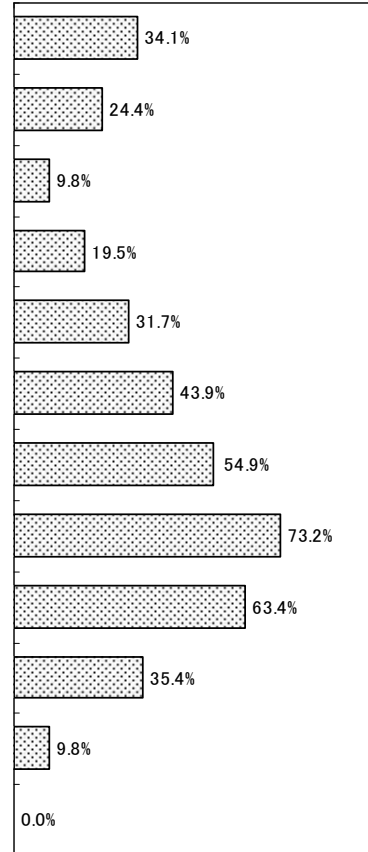
【雄物川地域】



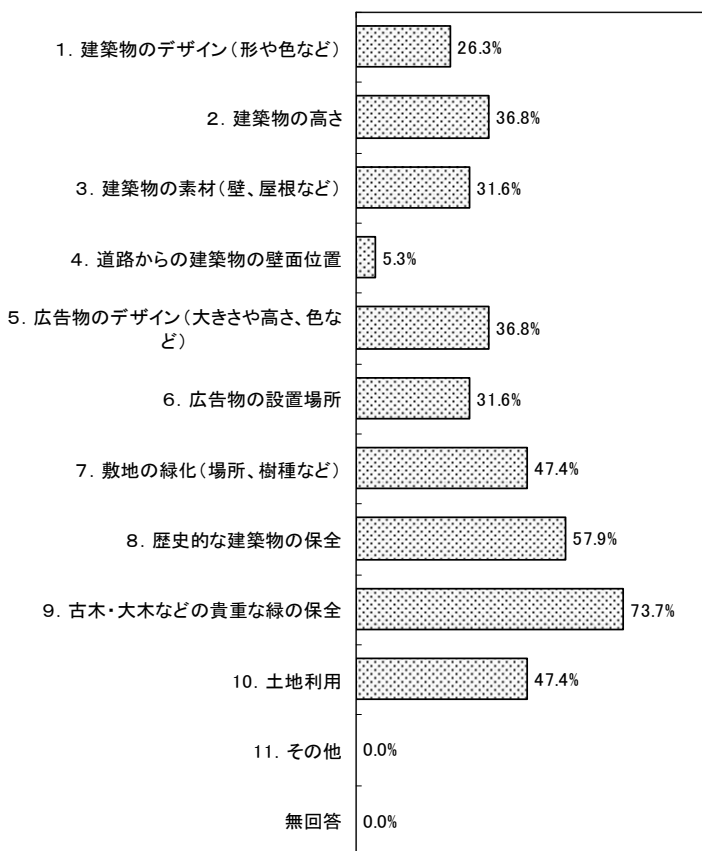
【大森地域】



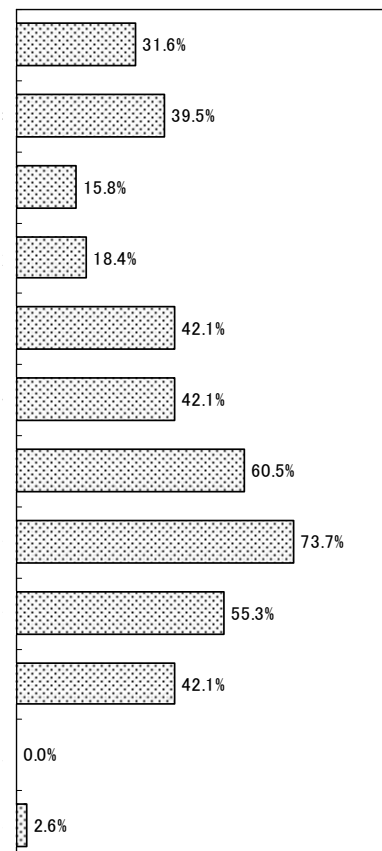
【十文字地域】



【山内地域】



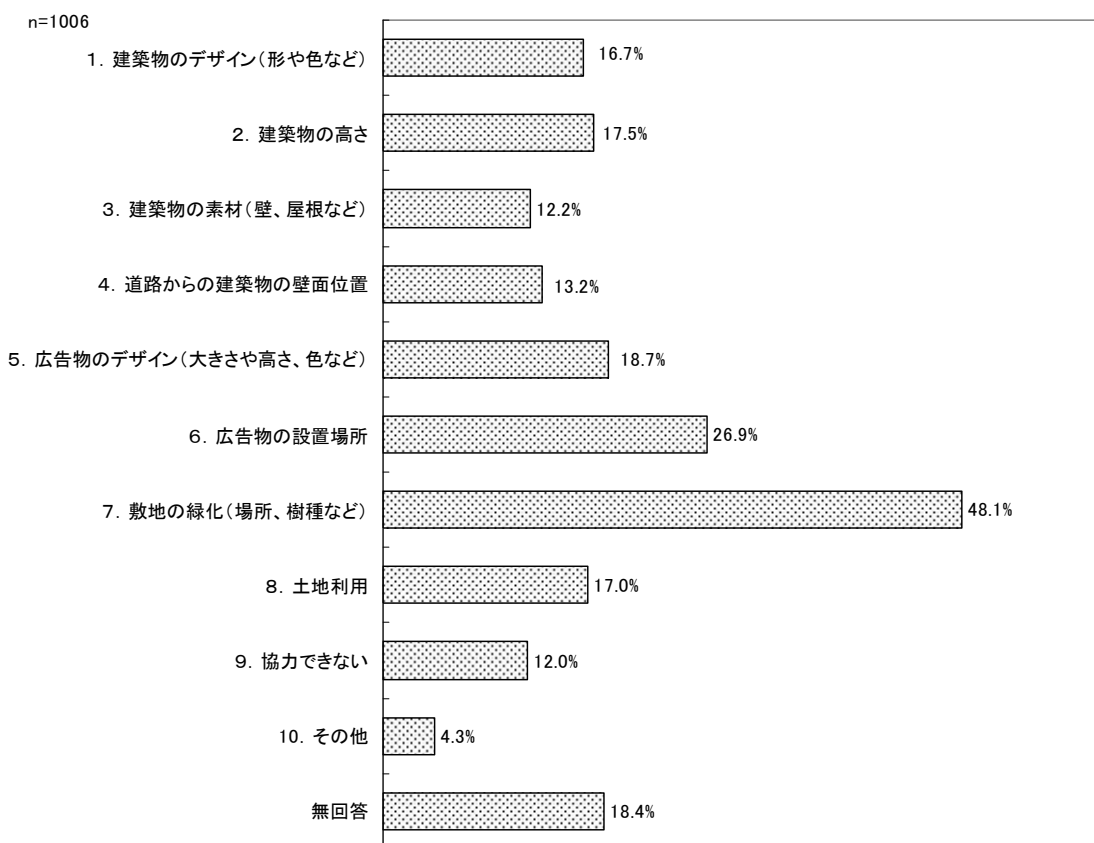
【大雄地域】

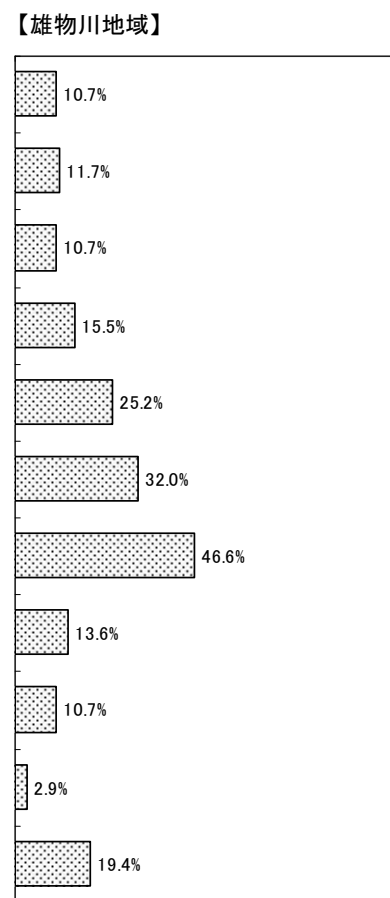
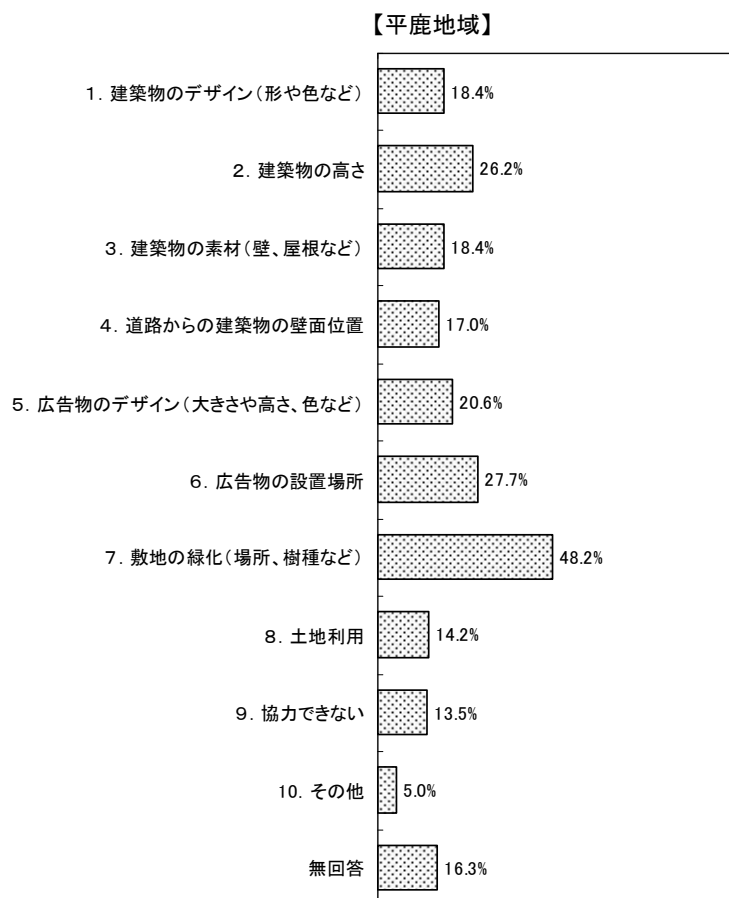
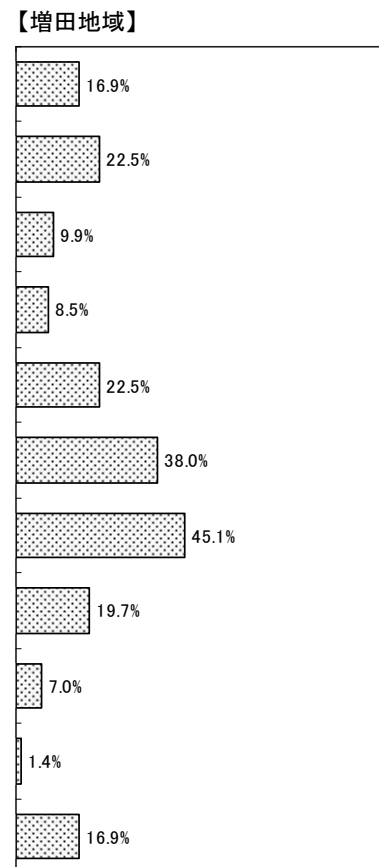
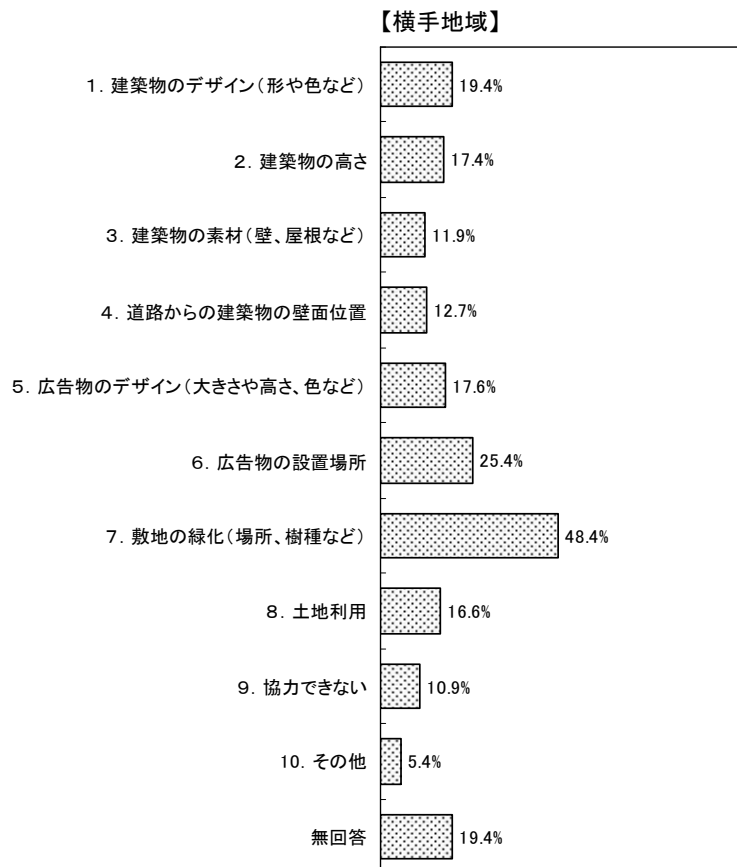


⑮ 景観に関するルールが適用される場合に協力できること

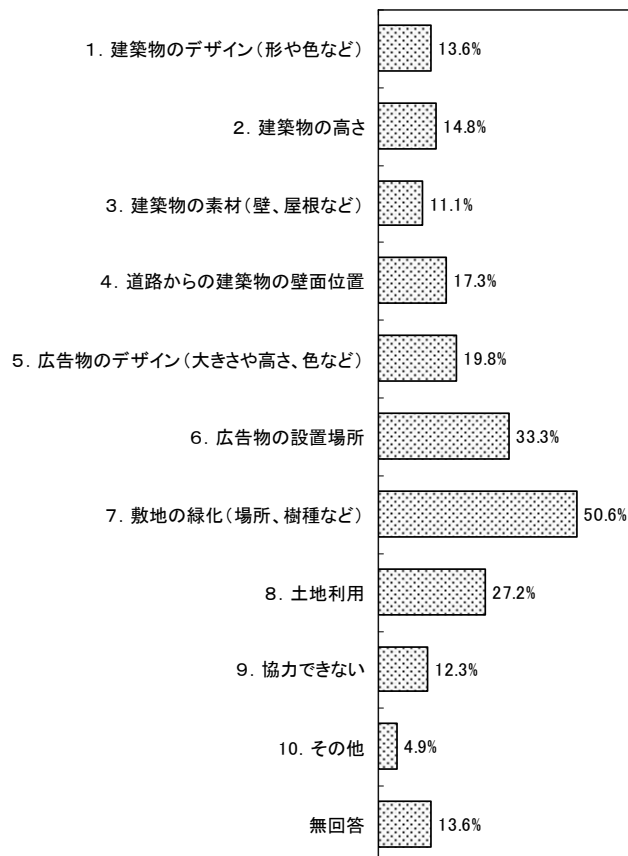
- 景観に関するルールが適用される場合に協力できることは、「敷地の緑化」が48.1%と最も高く、次いで「広告物の設置」が26.9%、「広告物のデザイン」が18.7%となっています。一方、「協力できない」と回答した人は、12.0%となっています。
- 地域別にみると、いずれの地域も「敷地の緑化」が最も高く、その割合は山内地域が3割であるが、他の地域は5割前後を占めています。また、十文字地域は広告物に関するルール、山内地域は建築物に関するルールが他地域と比較してその割合が低くなっています。

問15 あなたは、ご自分の家、事業所のある地域に景観に関するルールが適用される場合、どのようなことなら協力できますか。（すべて選択）

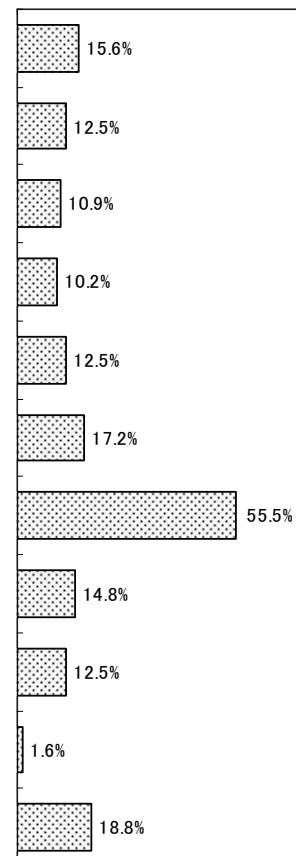




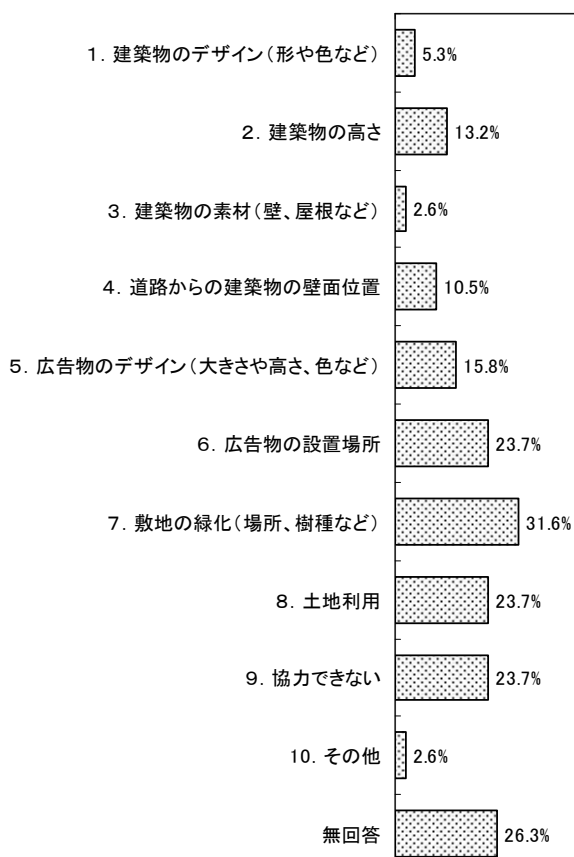
【大森地域】



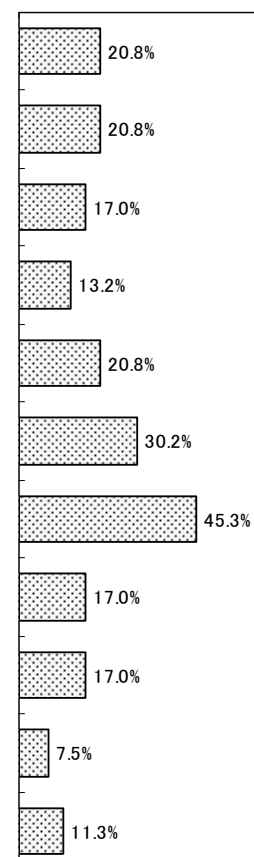
【十文字地域】



【山内地域】



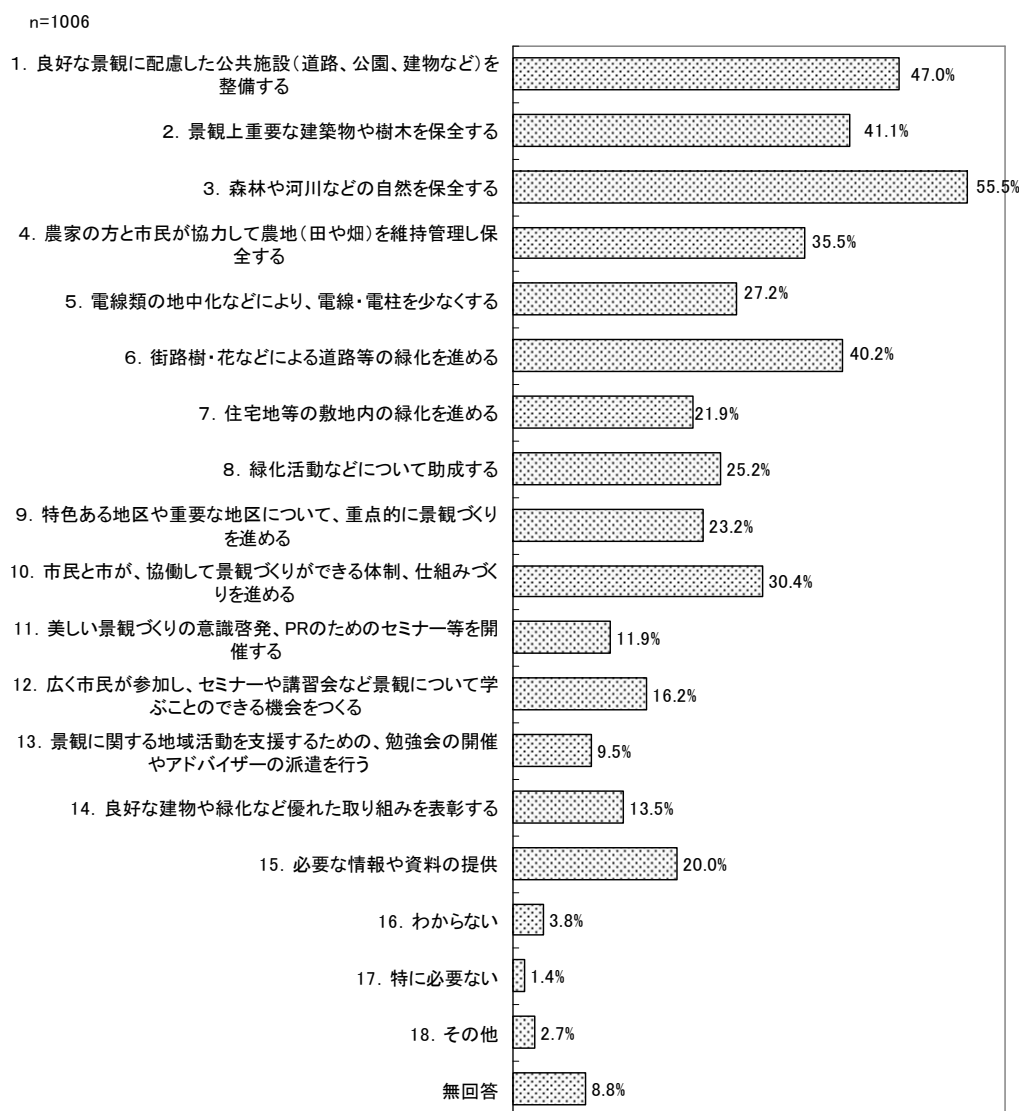
【大雄地域】



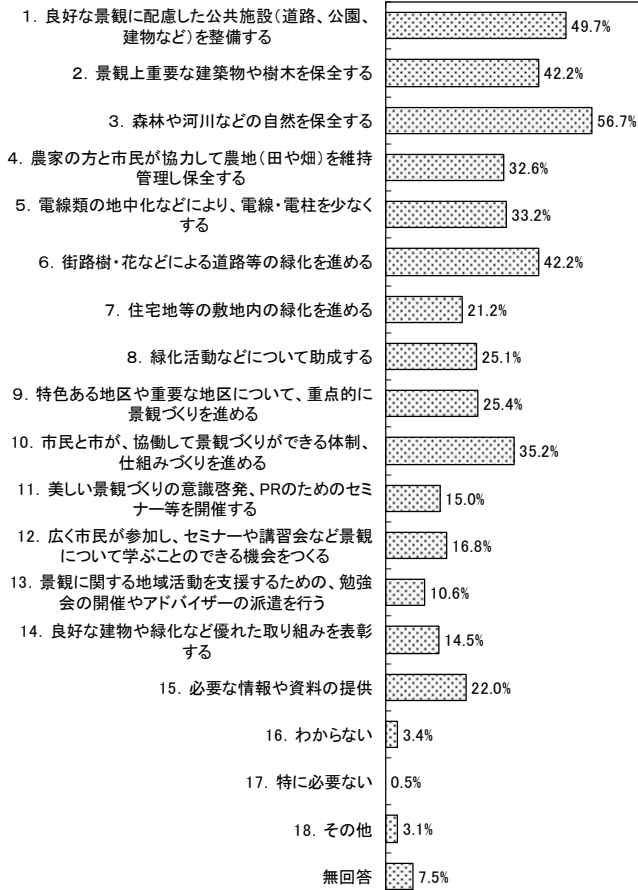
⑯ 今後重要となる施策

- 今後重要となる施策については、「自然の保全」が55.5%と最も高く、次いで「景観に配慮した公共施設の整備」が47.0%、「景観上重要な建築物や樹木の保全」が41.1%となっています。
- 地域別にみても、いずれの地域も「自然を保全」が最も高く、全体で上位を占めている施策が同様に高い割合となっていますが、雄物川地域、大雄地域は「道路などの緑化」が2番目に高い割合を占めています。また、横手地域では、「電線・電柱を少なくする」の割合が他地域と比較して高くなっています。

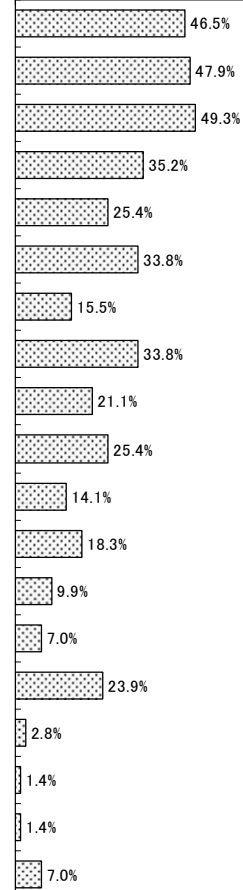
問16 良好な景観を守り、育てていくためには、問14、問15でお聞きした景観づくりのルール以外に、今後どのような施策が重要だと思いますか。（すべて選択）



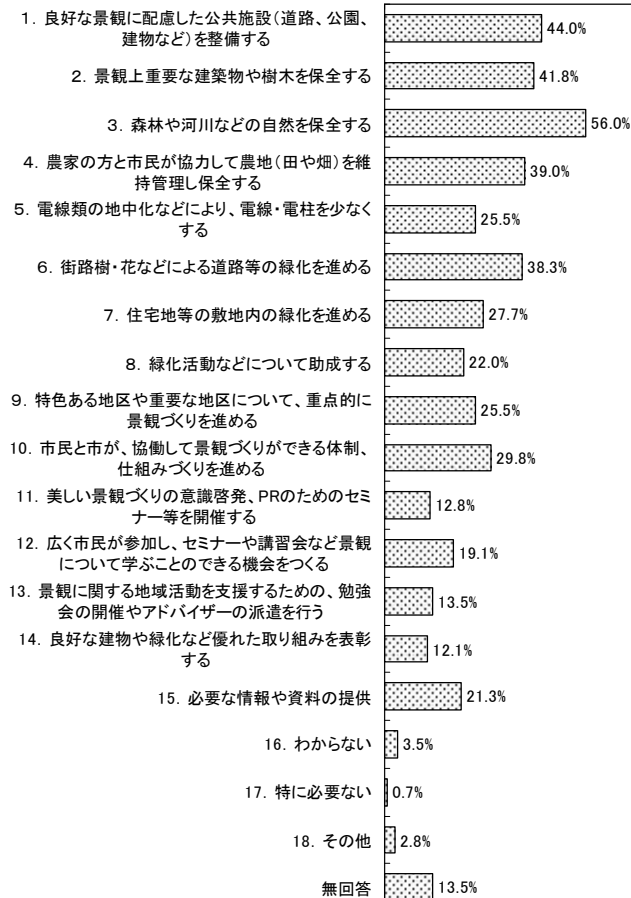
【横手地域】



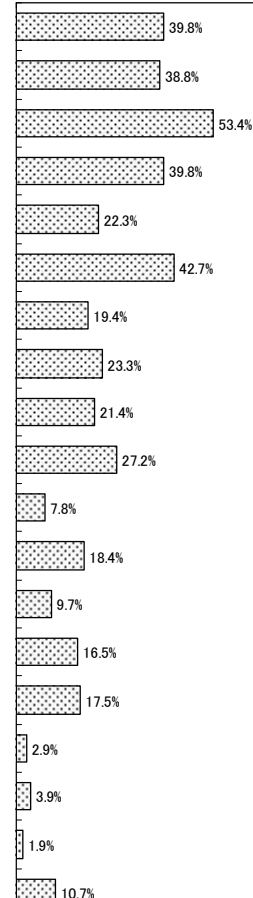
【増田地域】



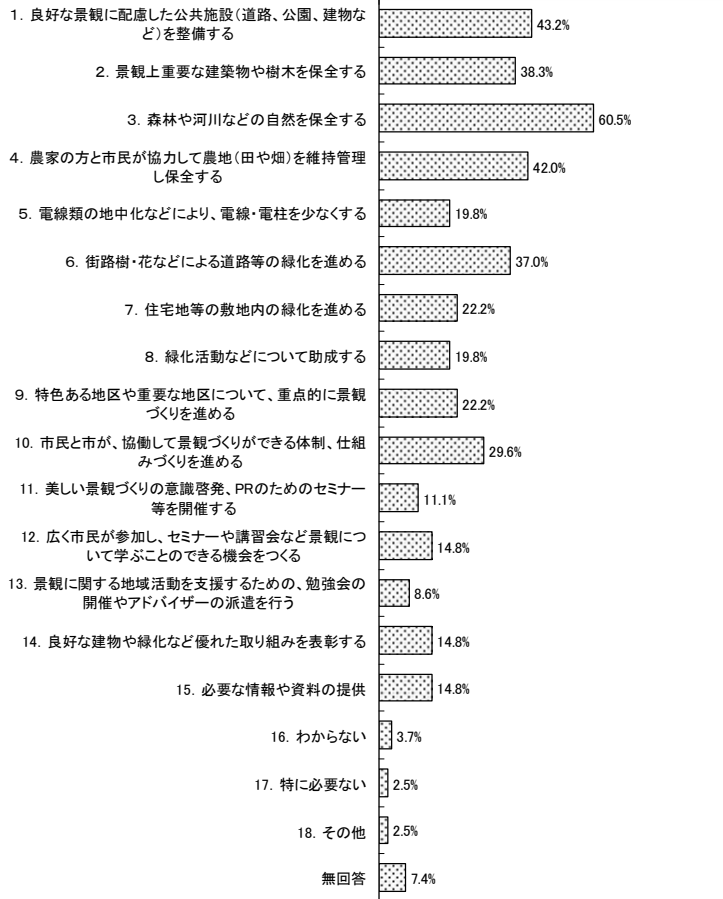
【平鹿地域】



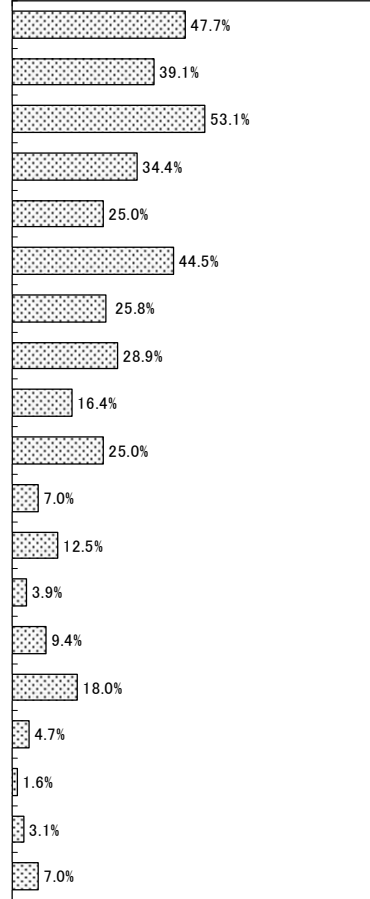
【雄物川地域】



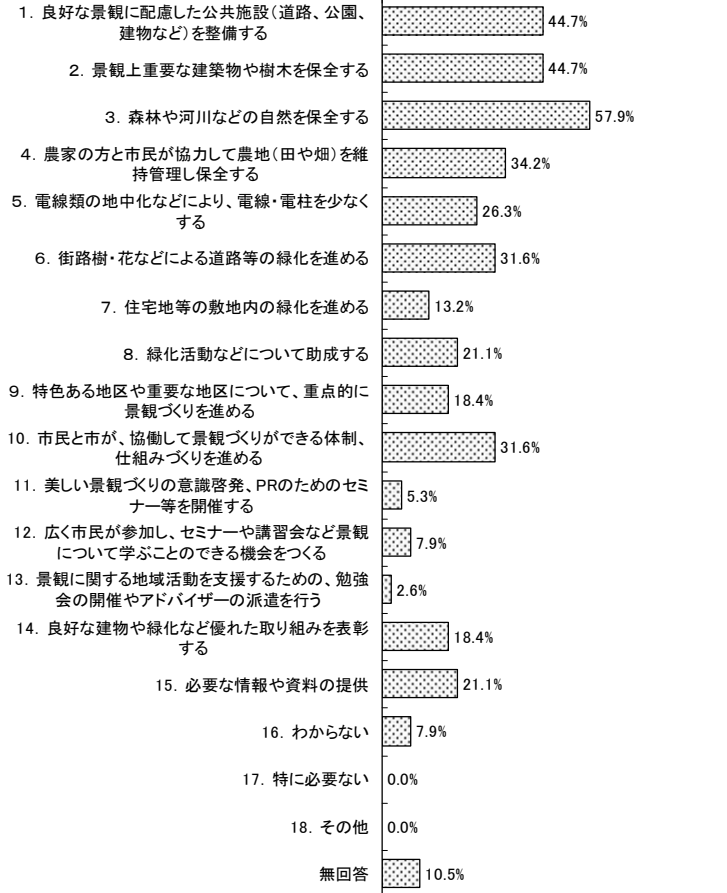
【大森地域】



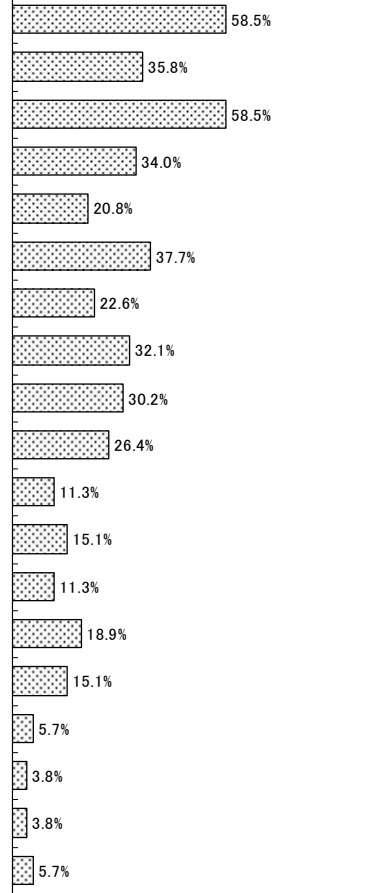
【十文字地域】



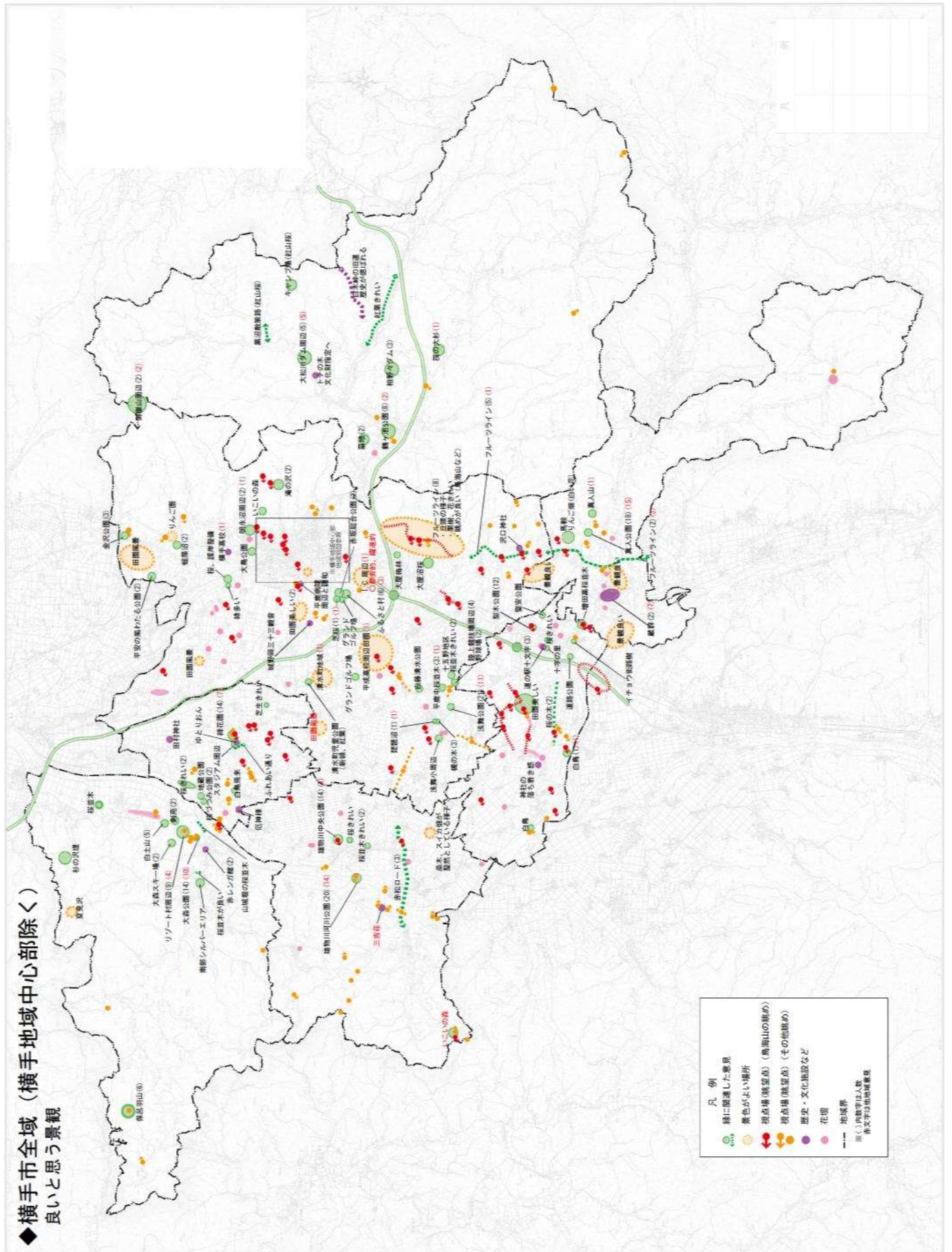
【山内地域】



【大雄地域】



◆横手市全域（横手地域中心部除く）
良いと思う景観



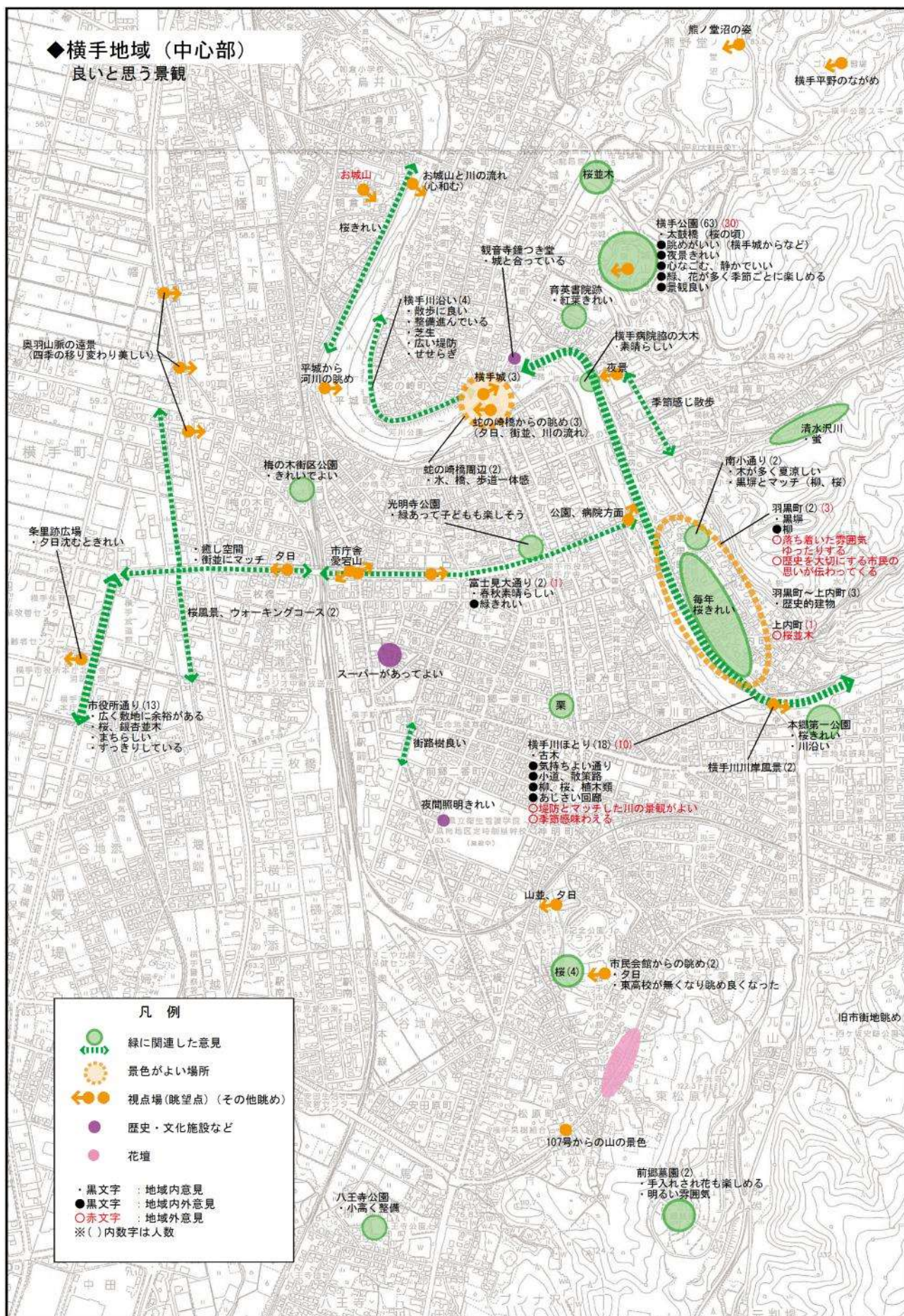
良くないと思う景観

良いと思う景観

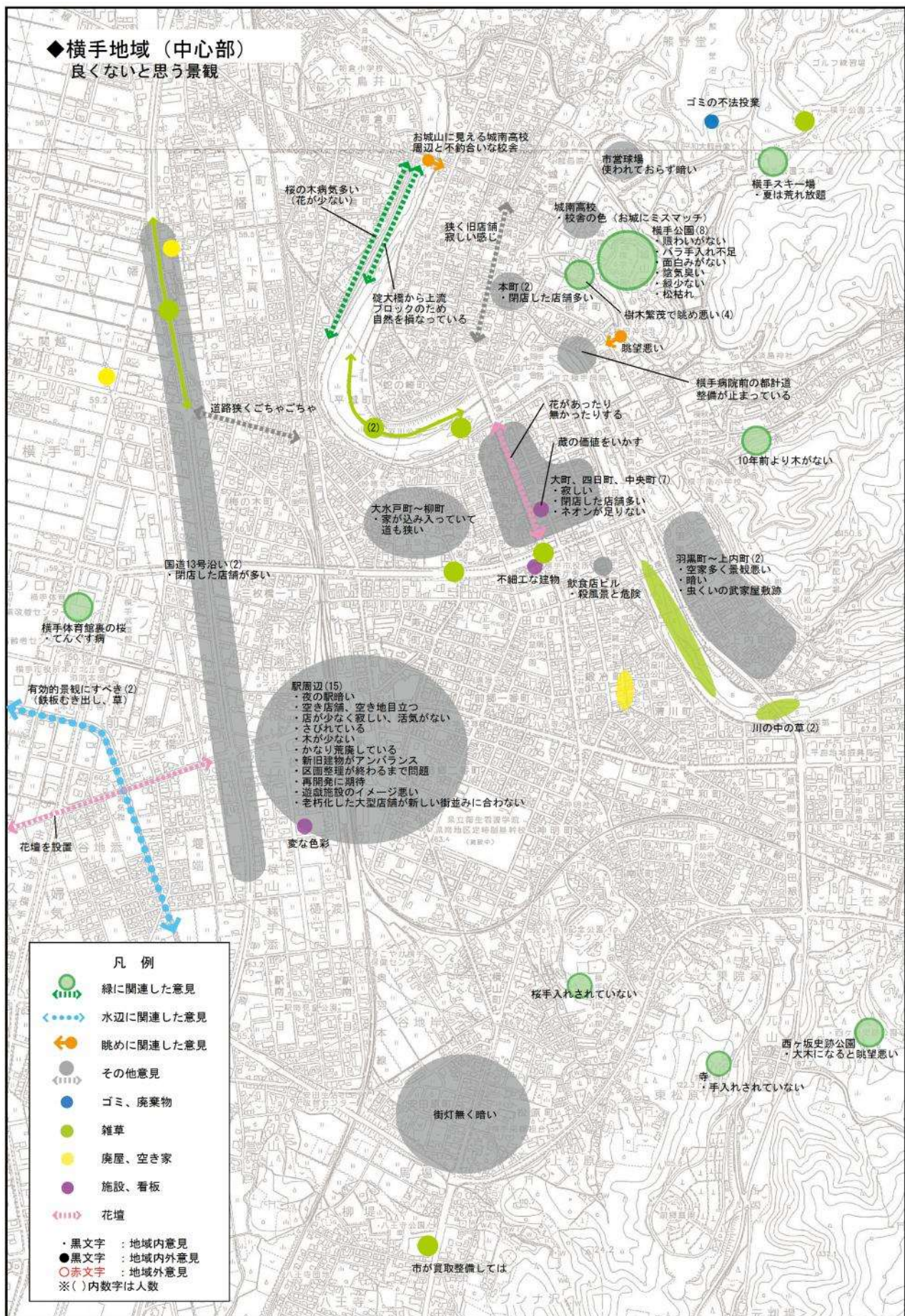


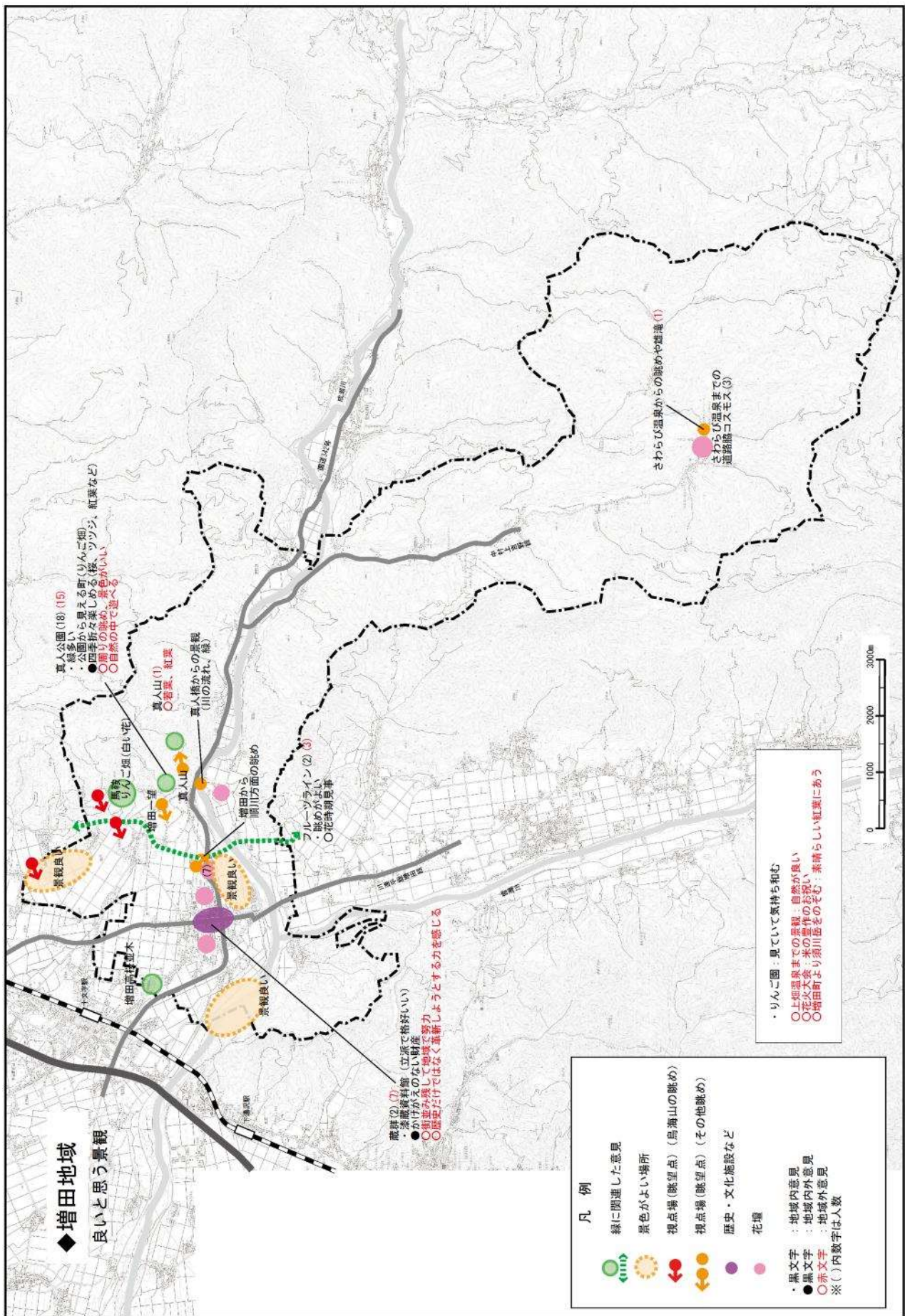
◆横手地域（中心部）

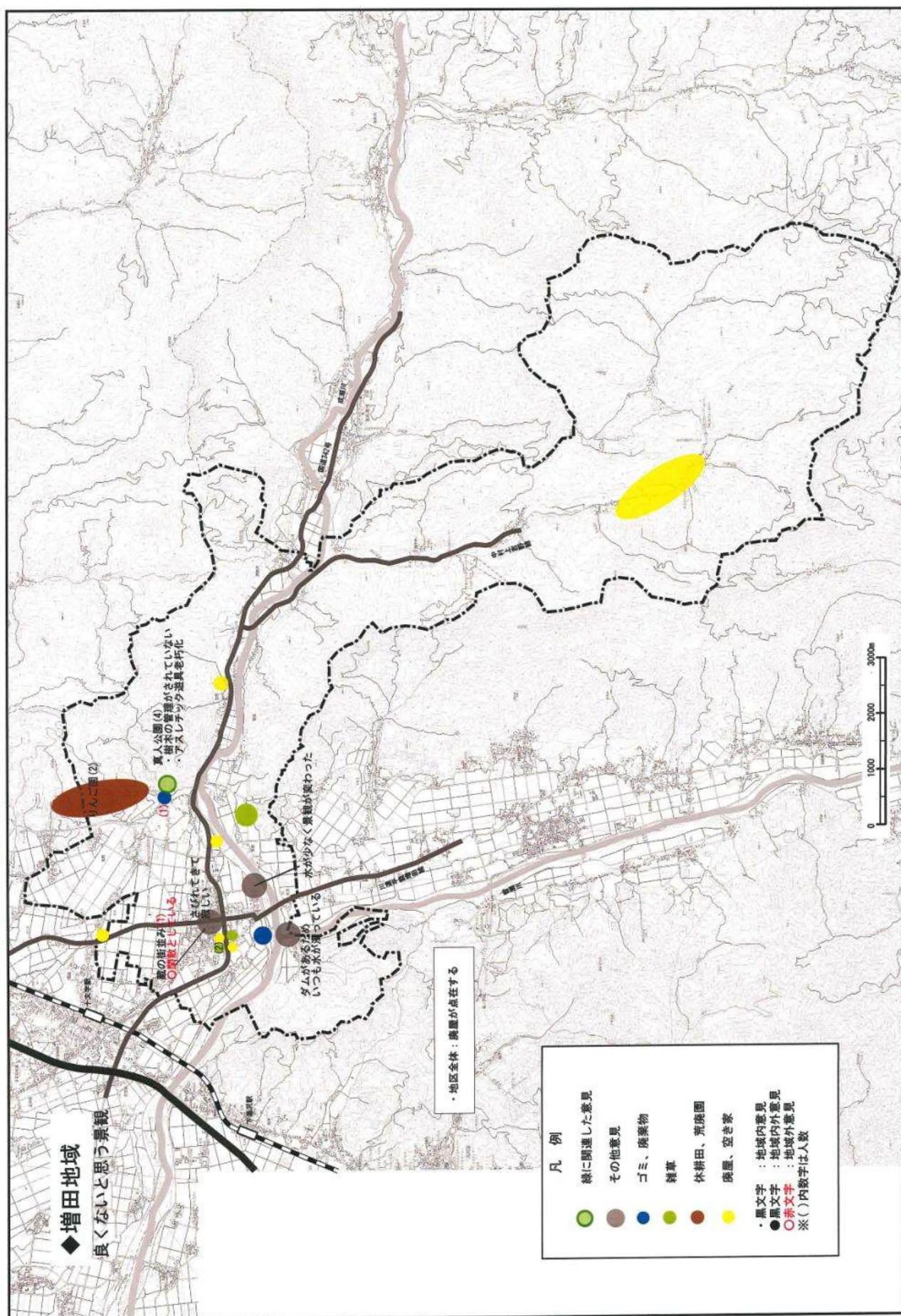
良いと思う景観



◆横手地域（中心部） 良くないと思う景観





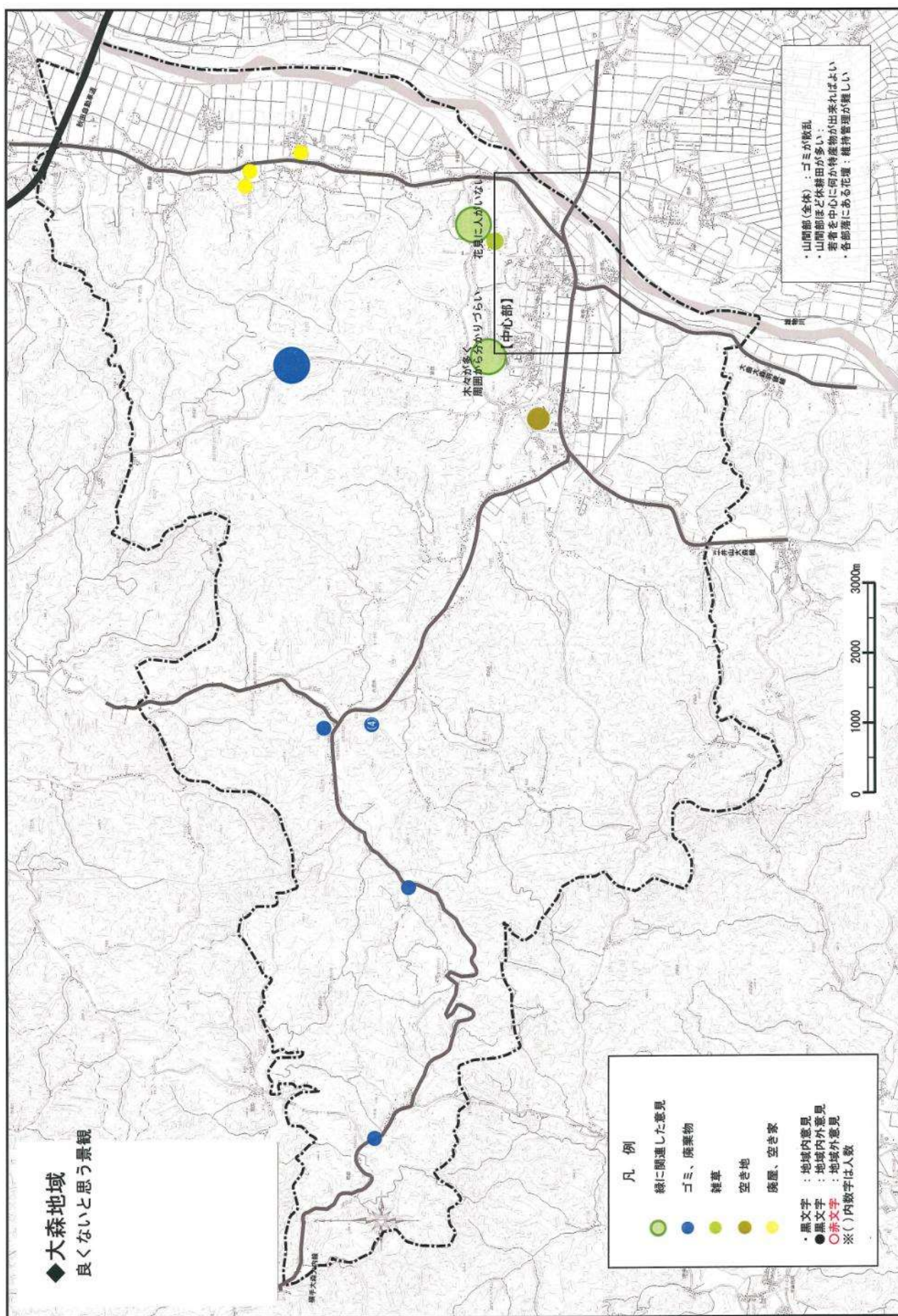


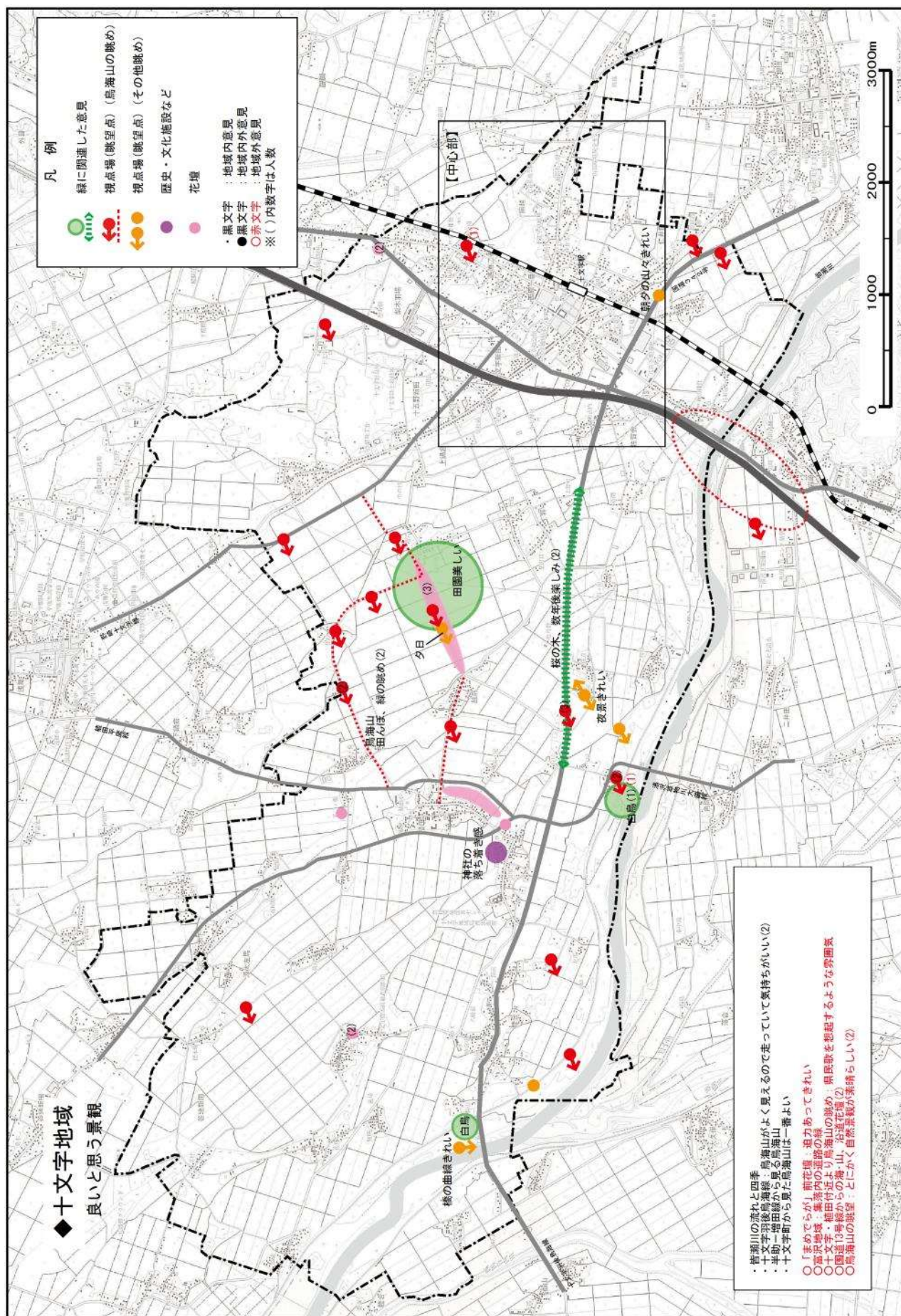
良くないと思う景觀

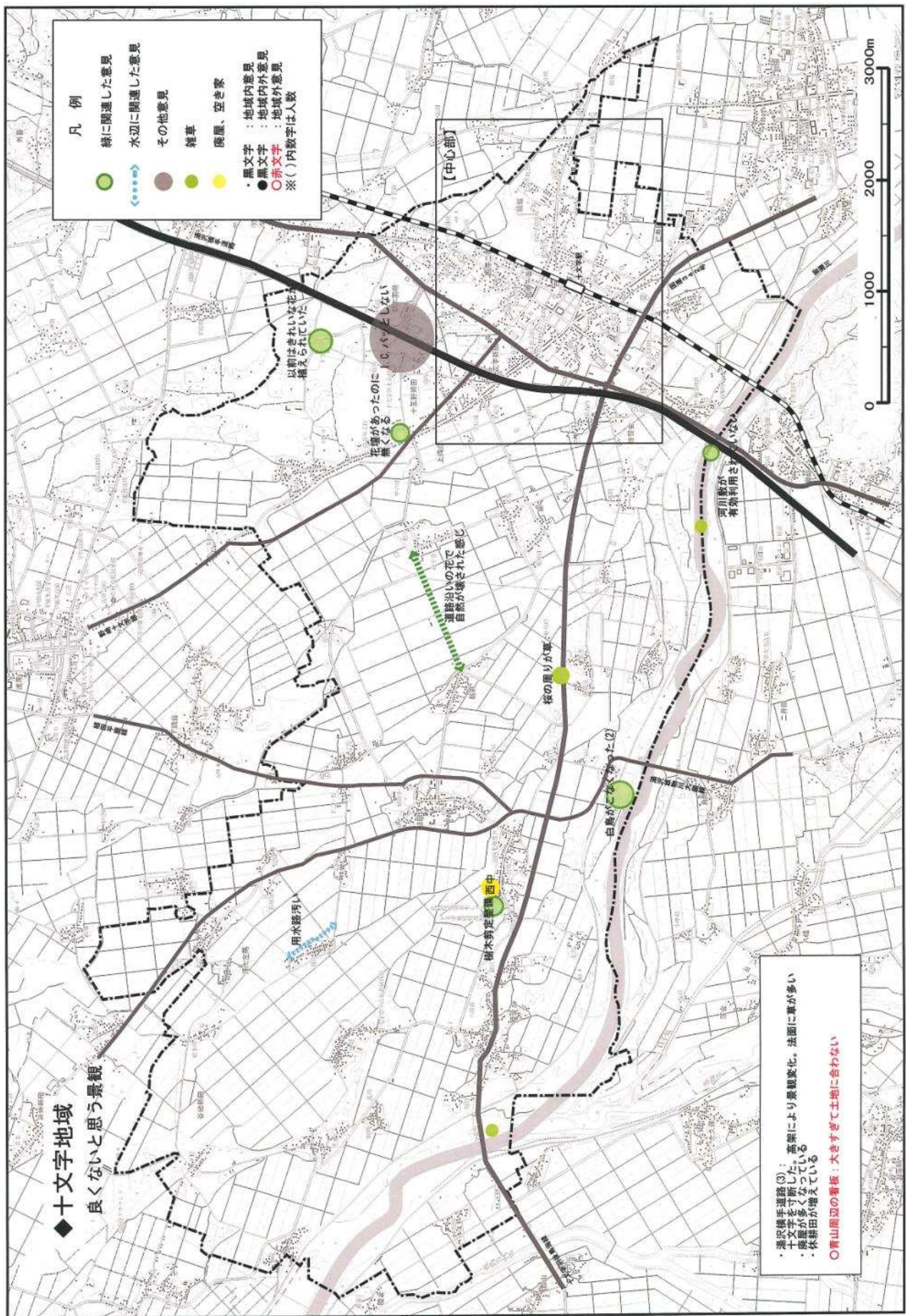
○堀物川商店街

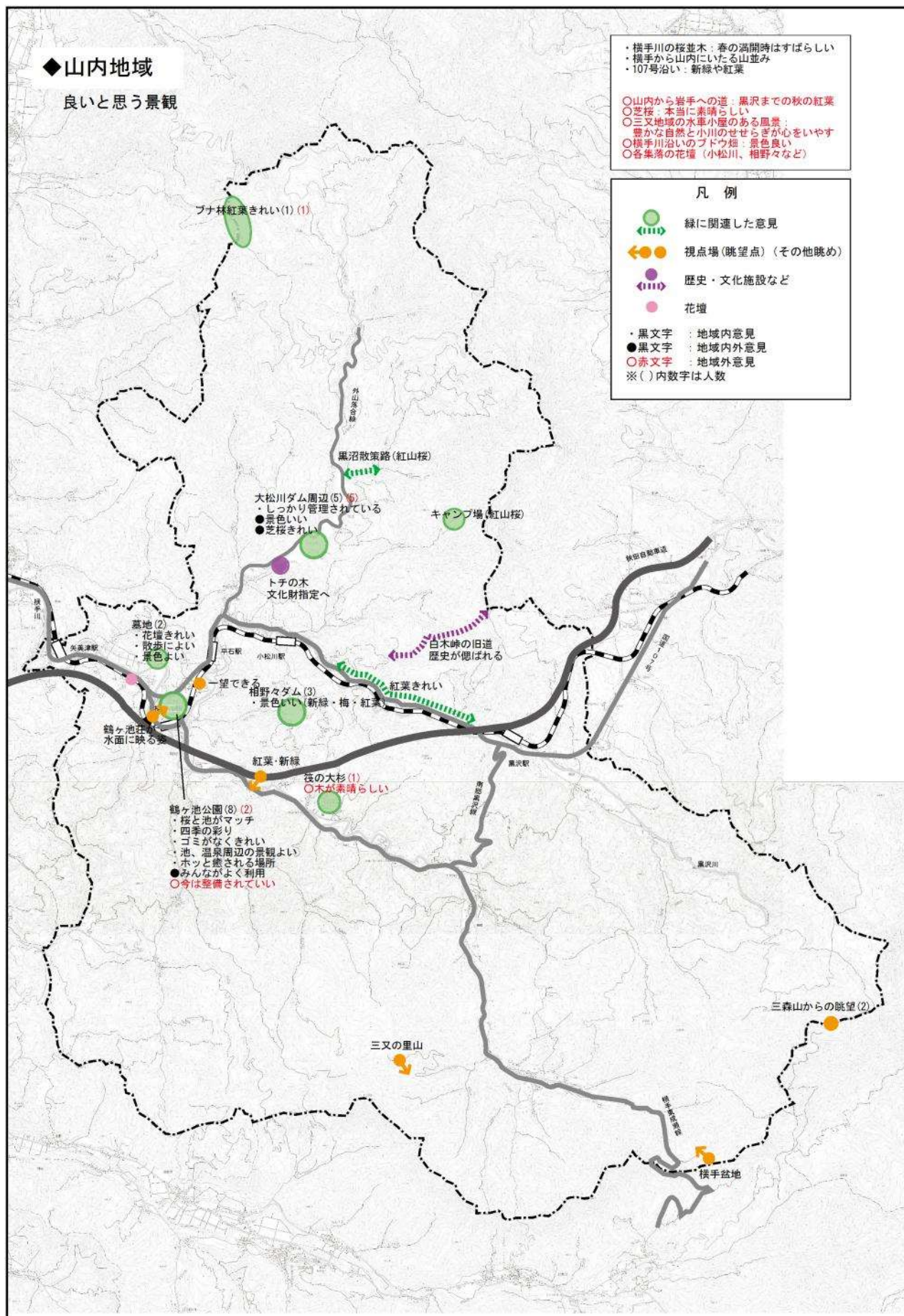


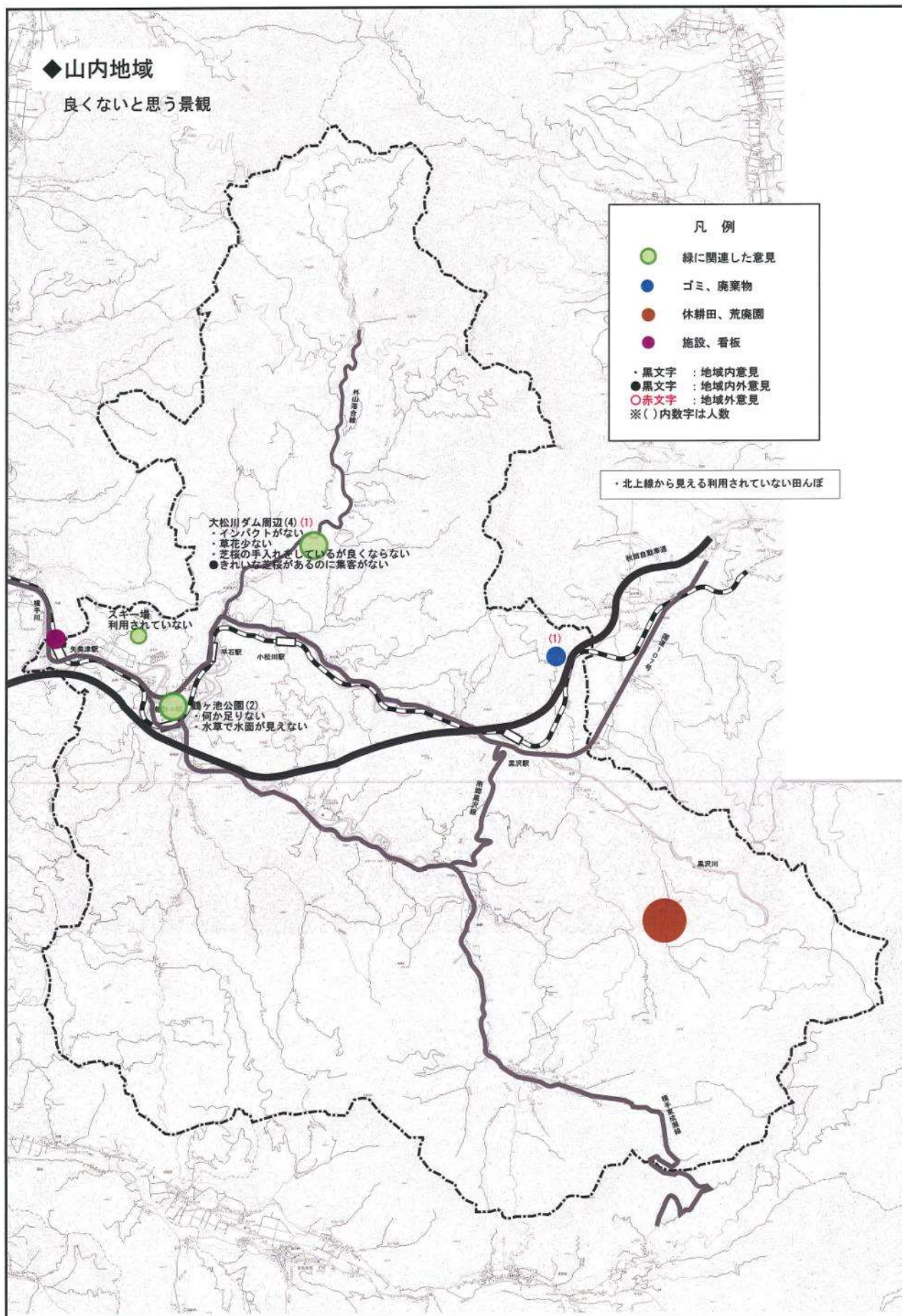


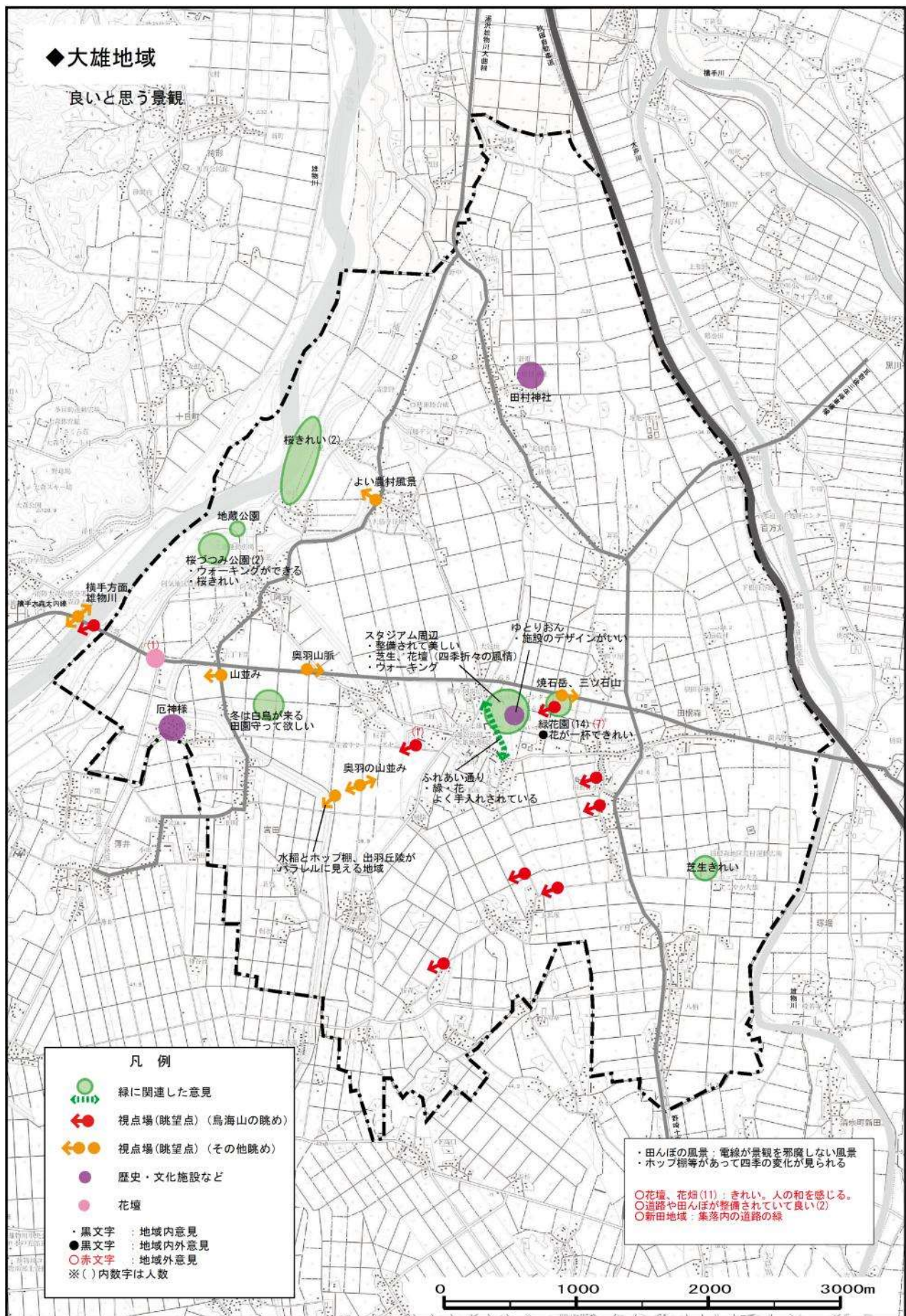


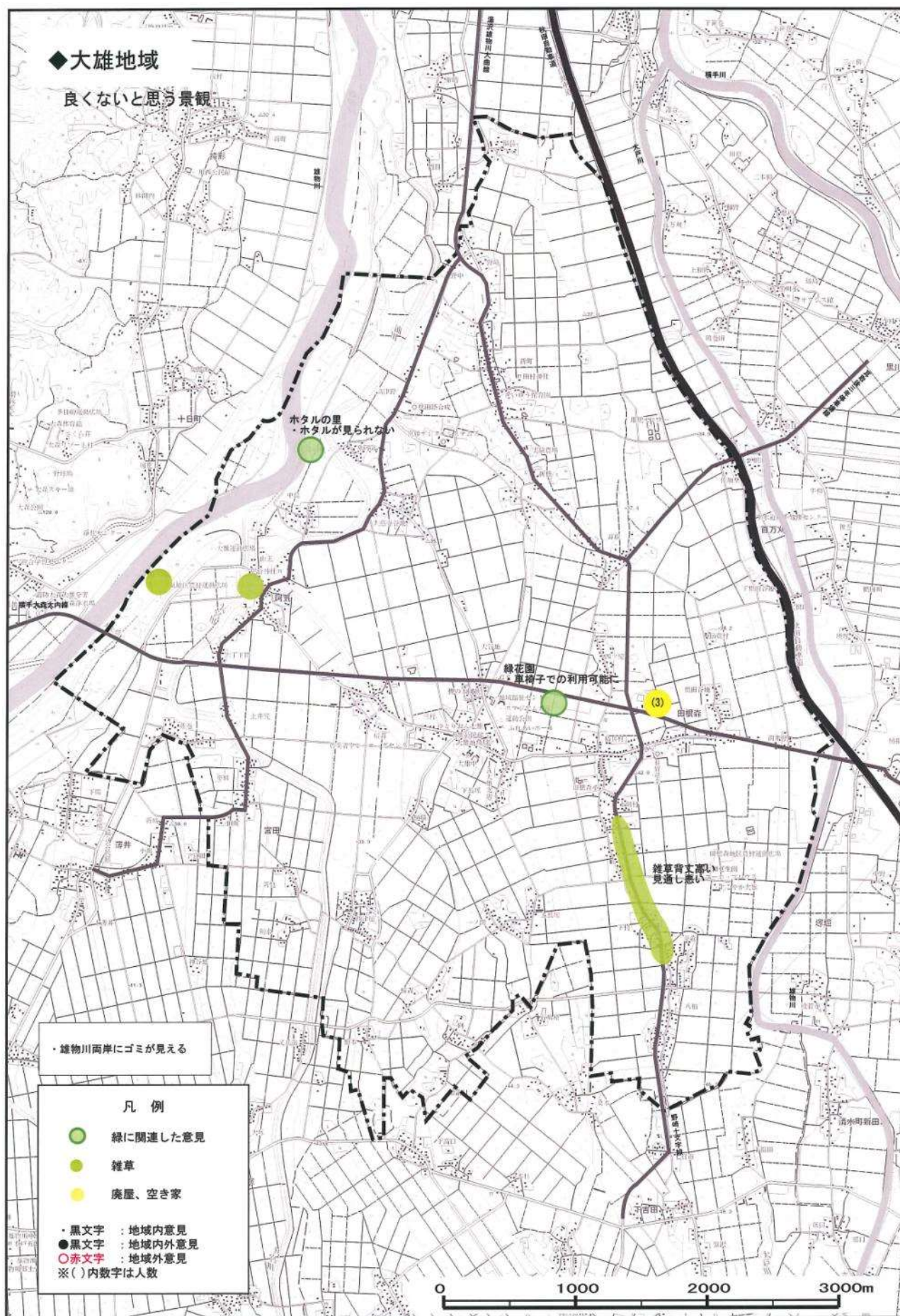












増田地区まちづくり協定景観ガイドライン（平成 26 年 9 月 12 日制定）
～横手市増田地区の魅力的な街なみづくりに向けて～

増田地区では、まちづくり協定を締結しまちづくりの目標や方針を定めるとともに、下記のとおり景観ガイドラインを策定し、望ましい建築等を行う際の指針を設けています。

景観ガイドライン

項目		基準（主屋、特記ない場合は附属屋も同様）
建築物等	敷地・配置	○敷地は現在の歴史的街なみの建物間口を継承するよう努める①。 ○周囲の歴史的街なみに配慮し、建物の壁面は後退させない②。 裏通り：門塀を設け、主屋の壁面は道路から後退。
	基本形態	○原則、切妻造妻入③。 ○一階正面に下屋庇④。正面二階開口部に戸袋⑤。 ○道路側に出入り口と窓⑥。 ○附属家については、原則、切妻造。敷地形状に応じて寄棟造・入母屋造も可。 設置場所は原則主屋の背面後方。
	高さ・規模	○原則、木造とする。附属家については、土蔵造も可。 ○伝統的建造物の間口に準じる。 ○原則、地上二階以下。 ○基礎は歴史的風致を損なわないもの。
	屋根	○原則、切妻造③。敷地形状に応じて寄棟・入母屋造も可。 ○伝統的建造物に準じる勾配。 ○軒、けらばの出は伝統的建造物に準じる⑦。 ○棟飾りなどは伝統的建造物に準じる⑧。 ○原則、金属板葺。 ○色彩は灰色、黒、茶系統の色。
	下屋庇	○板庇もしくは板庇に倣う形状とする⑨。 ○金属板葺き。 ○色彩は灰色、黒、茶系統の色。
	外壁	○通り側妻壁は真壁白漆喰仕上げ⑩。二階妻面の小壁に梁組⑪。 側面は板張。堅板または下見板張り⑫。 ○側面や背面の軒下部等の小壁は真壁白漆喰仕上げ⑬。 木部又は木調製は自然の素材色を基調とした色彩が原則。 ○附属家については、原則、板張。堅板または下見板張り⑭。
	開口部	○通りから望見できる玄関、開口部及び建具の形態・意匠は伝統的建造物に準じる⑮。 ○外壁・開口部の木部又は木調製は、原則、自然の素材色を基調とした色彩。
工作物等	門	○切妻造平入で木製。形態や高さ、基礎、屋根勾配は周囲の伝統的な門に準じる⑯、⑰。 ○門扉・門は原則、木製又は木調製。形態は周囲の伝統的な門に準じる⑱。 ○木部又は木調製は、自然の素材色が基調。屋根又は冠木を金属板で覆う場合は灰色、黒、茶系統の色。

項目		基準（主屋、特記ない場合は附属屋も同様）
工作物等	塀	○塀は敷地間口幅一杯に設置。木製又は木調製。形態や高さ、基礎、屋根の勾配は周囲の伝統的な塀に準じる⑬、⑭。 ○塀に扉を設ける場合は、木製又は木調製の板戸。 ○木部又は木調製は、自然の素材色が基調。屋根又は冠木を設け金属板で覆う場合は灰色、黒、茶系統の色。
	屋外広告物	○規模は最小限。地区の歴史的風致と調和したものとする。 ○素材は木製又は木調製を原則とし、風情ある歴史的な広告物とする。照明は原則行わない。
	壁面設備等	○原則として、目立たない場所に置く。やむをえず置く場合は、色彩や囲いなどに工夫を行う。

※横手都市計画で決定した「横手市増田伝統的建造物群保存地区」については、横手市増田伝統的建造物群保存地区保存計画 別表6「修景基準」をガイドラインとする。



横手市景観計画

平成24年 9月25日策定(平成25年4月1日施行)

平成25年12月20日修正

平成27年 4月 1日改訂

令和8年 8月 1日改訂

秋田県横手市建設部都市計画課

〒013-8502 秋田県横手市旭川一丁目3番41号

TEL:0182-32-2408 FAX:0182-32-4024